

東大阪市第2次総合計画

## 前期基本計画第4次実施計画

(平成21年度～22年度)

東 大 阪 市

## は し め に

本市では、平成15年に「人間尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」を基本理念とし、その将来都市像を「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」とする第2次総合計画基本構想を定めました。

基本構想は、平成15年度から平成32年(2020年)を目標年次とした18年間の構想となっております。この基本構想を受けて、平成22年(2010年)を目標年次とした8年間の前期基本計画を策定し、本市のまちづくりの基本方針としているところであります。

この前期基本計画に基づき、3カ年を計画期間とした、具体的な施策の内容や実施方針などを示した実施計画を、平成15年度を初年度とした第1次、平成17年度を初年度とした第2次、平成19年度を初年度とした第3次の計3回策定し、それぞれの実施計画の最終年次においてはローリングによる見直しを行いながら実施してまいりました。

平成21年度は、第3次実施計画の最終年次に当たりますが、平成20年度を「活力ある東大阪の再生」の推進元年と位置づけ、私の4年間の任期中になすべき課題を「市政マニフェスト」として取りまとめて公表・実行に移していることから、これらは重点的に推進する必要があり、また、この間の社会・経済状況の急激な悪化と、これに伴う本市の財政状況も今後ますます厳しさを増すと考えられることから、今回もローリングによる見直しを実施し、平成21年度を初年度とした、前期基本計画の最終年度である平成22年度までの2カ年を計画期間とする第4次実施計画を策定することといたしました。

この計画は、第2次総合計画の「市民が主体となったまちづくり」、「市民文化を育むまちづくり」、「健康と市民福祉のまちづくり」、「活力ある産業社会を切り拓くまちづくり」、「安全で住みよいまちづくり」の5つを施策の柱として、各般の施策を総合的に推進するとともに、現在策定作業を進めている、平成23年度から平成32年(2020年)を目標年次とする後期基本計画への架け橋となる計画でもあります。事業の選択に際しましては、「いかにして最少の経費で最大の効果を生み出すか」を重点に、有効性や効率性といった視点に立って改めて施策の分析を行ってまいりました。また、計画に掲げられている事業の管理手法として、事務事業の目的・目標を明確にした年間計画(PLAN)を立て、達成度を管理しながら実施(DO・CHECK)し、評価・見直し(ACT)を行うPDCAマネジメントシステムを導入し、実施計画の運営管理と見直し方針等の公開を進めることにより、より市民に分かりやすい行政執行に努めてまいります。

今後も、市民の声を反映し、効果的で効率的な行財政運営による、計画の達成と「活力ある東大阪の再生」を図ってまいり所存でありますので、市民の皆様をはじめ、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成21年2月

東大阪市長 野田 義和

# 目 次

## 第1編 総論

I 計画策定の基本的な考え方 .....	2
II 計画の構成 .....	3
III 計画事業費 .....	5
IV 財政収支展望（普通会計） .....	6

## 第2編 元気都市推進プラン

夢と活力あふれる元気都市・東大阪 .....	8
健康に生活できるまちづくりの推進 .....	9
中小企業が元気なまちづくりの推進 .....	9
安全安心で人にやさしいまちづくりの推進 .....	10
活力ある東大阪の再生の推進 .....	10

## 第3編 部門別計画

### 第1部 市民が主体となったまちづくり

第1章 市民自治のまちづくり .....	13
第1節 市民によるまちづくりの推進 .....	13
第2節 市民参加の推進 .....	15
第3節 ころろあうコミュニティづくり .....	17
第2章 人権尊重と平和のまちづくり .....	19
第1節 人権尊重のまちづくりの推進 .....	19
第2節 男女共同参画社会の実現 .....	22
第3節 平和都市づくりの推進 .....	24
第3章 都市行政の総合的な推進 .....	25
第1節 地方分権に伴う取り組みの強化 .....	25
第2節 情報公開の推進 .....	26
第3節 広報・広聴活動の充実 .....	27
第4節 効率的な行政運営の推進 .....	29
第5節 健全な財政運営の推進 .....	33
第6節 広域行政の推進 .....	35

## 第2部 市民文化を育むまちづくり

第1章 市民文化の創造 .....	36
第1節 文化都市の創造 .....	36
第2節 文化・芸術の振興 .....	38
第3節 歴史・文化遺産の保全と活用 .....	39
第2章 交流文化の創造 .....	41
第1節 市民交流の充実 .....	41
第2節 国際交流の充実 .....	42
第3節 コンベンション機能の充実 .....	43
第4節 都市観光の推進 .....	44
第3章 生涯学習環境の充実 .....	45
第1節 生涯学習機会の拡充 .....	45
第2節 生涯学習情報の充実 .....	46
第3節 生涯学習施設の充実 .....	47
第4章 学校教育の充実 .....	48
第1節 幼稚園教育の充実 .....	48
第2節 義務教育の充実 .....	50
第3節 高等学校教育の充実 .....	55
第4節 高等教育の振興 .....	57
第5節 学校園教育活動への支援の充実 .....	58
第5章 青少年が健やかに育つまちづくり .....	60
第1節 青少年の社会参加の促進 .....	60
第2節 次代を担う青少年が育つ社会環境づくりの推進 .....	61
第6章 スポーツ・レクリエーションの推進 .....	63
第1節 スポーツ都市の創造 .....	63
第2節 スポーツ・レクリエーション活動の充実 .....	64

## 第3部 健康と市民福祉のまちづくり

第1章 健康で元気な市民づくり .....	65
第1節 健康づくりの推進 .....	65
第2節 地域医療体制の充実 .....	67
第3節 地域保健対策の充実 .....	70
第4節 生活衛生の充実 .....	72
第5節 墓地・斎場の整備 .....	75
第2章 地域福祉のまちづくり .....	76
第1節 地域福祉の推進 .....	76
第2節 福祉のまちづくりの推進 .....	77

第3章 健やかに子どもを育む福祉の充実 .....	78
第1節 子育て支援の推進 .....	78
第2節 保育の充実 .....	81
第3節 ひとり親家庭福祉の充実 .....	82
第4章 長寿社会を支える福祉の充実 .....	84
第1節 総合的な高齢者保健・福祉施策の推進 .....	84
第2節 高齢者の生きがいづくりの充実 .....	86
第3節 高齢者介護制度の充実 .....	87
第5章 障害者（児）福祉の充実 .....	89
第1節 総合的な障害者（児）福祉施策の推進 .....	89
第2節 社会参加の促進 .....	90
第3節 保健・医療の充実 .....	91
第4節 福祉サービスの充実 .....	92
第6章 生活自立の援助 .....	94
第1節 低所得者への支援の充実 .....	94
第2節 国民年金の充実 .....	95

#### 第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

第1章 中小企業活性化の推進 .....	96
第1節 中小企業支援の充実 .....	96
第2節 情報提供の充実 .....	100
第3節 中小企業金融の充実 .....	101
第2章 都市型産業の振興 .....	102
第1節 商業・業務機能の充実 .....	102
第2節 工業の振興 .....	105
第3節 農業の振興 .....	106
第4節 未来を担う産業の育成 .....	108
第3章 産業活性化のための環境の整備 .....	109
第1節 企業活動を支える環境の充実 .....	109
第2節 労働環境の充実 .....	109
第4章 消費生活の充実 .....	112
第1節 消費者保護施策の充実 .....	112
第2節 消費者意識の高揚 .....	114
第3節 消費者活動の促進 .....	115
第4節 生活関連物資の安定供給 .....	116

## 第5部 安全で住みよいまちづくり

第1章 魅力ある都市環境の形成 .....	117
第1節 良好な市街地の形成 .....	117
第2節 うるおい環境の創造 .....	119
第3節 良好な住まいづくりの推進 .....	122
第2章 総合的な都市交通環境の充実 .....	124
第1節 都市交通環境の整備 .....	124
第2節 公共交通の充実 .....	127
第3節 道路網の整備 .....	129
第3章 災害に強いまちづくり .....	131
第1節 防災都市づくりの推進 .....	131
第2節 防災体制の充実 .....	134
第3節 自主防災の促進 .....	138
第4章 暮らしを支える環境づくり .....	139
第1節 良好な環境の保全と創造 .....	139
第2節 水・エネルギーの安定供給 .....	144
第3節 下水道の整備と保全 .....	145
第4節 情報通信基盤の整備 .....	146

## 第4編 地域別計画

A地域 .....	150
B地域 .....	151
C地域 .....	152
D地域 .....	153
E地域 .....	154
F地域 .....	155
G地域 .....	156

# 第1編 總論

## I 計画策定の基本的な考え方

### 1. 計画策定の目的

この計画は、東大阪市第2次総合計画基本構想及び前期基本計画において定められた「夢と活力あふれる元気都市」の創造をめざし、市行政を総合的かつ効果的に推進するために、その具体的施策と実施の方向を明らかにするものです。

策定にあたっては、次の事項を重点的に意識して策定しました。

#### ①市政マニフェストの推進に重点をおいた計画であること。

「活力ある東大阪の再生」を図るための「三つの改革・再生」「五つの基本政策」「残された課題の解決」を柱とした、市政マニフェストの施策や事業を計画に掲げ、重点的に推進を図っていくものとしました。

#### ②安全安心なまちづくりを目指し、耐震化のための具体的な取り組みを進める計画であること。

災害時の地域住民の緊急避難所に指定されている、小中学校の体育館の耐震補強工事については、平成18年度に全中学校が完了しており、残る小学校についても平成21年度の完了に向けて引続き事業を継続していきます。一方、学校の校舎についても、耐震診断、耐震補強工事等に着手することとしました。

また、地震時に緊急避難経路を確保するため、防災上重要な橋りょうの耐震調査にも着手していくこととしました。

#### ③子どもの学力向上を目指した対策を進める計画であること。

全国学力・学習状況調査における本市の厳しい結果を踏まえ、授業づくりを中心とした総合的な学力向上の仕組みづくりや、すべての子どもの基礎的な知識の定着のための取り組みを発展させることとしました。

#### ④前期基本計画における最終の2力年の計画であること。

本計画が前期基本計画における実施計画としては最終のものとなるため、後期基本計画への架け橋的な意味合いを持つことから、各部局が担当する事業分野ごとのマスタープランの策定等を積極的に着手することとしました。

なお、情勢によっては、計画期間内といえども計画の見直し、組み替えを行います。

### 2. 計画の期間

計画の期間は、平成21年度から22年度までの2力年とします。

なお、計画策定後の社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じ施策協議による改定を行う場合があります。



### 3. 計画の対象事業

(1) 計画の対象事業は、基本構想及び前期基本計画の推進を図るため、市政マニフェストをはじめ市が主体となって実施する主要な施策を中心とし、比較的規模の小さい施策及び維持管理的なものは除いています。

また、第3次実施計画と同様にソフト事業も各施策を推進する重要な手段と考え、対象としています。ただし、事業費の計上は投資的経費についてのみ行っています。

(2) 国・府やNPOなどが実施する事業のうち、本市のまちづくりや広域的に重要な意義をもつ事業については、その実現を図るよう「主な事業計画」として掲載していません。

## II 計画の構成

この計画は、「総論」「元気都市推進プラン」「部門別計画」及び「地域別計画」の4編で構成しています。

### 1. 総論

計画の目的、期間、部門別事業費など、計画の基本的事項を明らかにするものです。

### 2. 元気都市推進プラン

まちづくりの基本理念である「人間尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」のもと、基本計画では、行政の各施策を重点的、横断的に推進し、市民と行政が協働してまちづくりに取り組む施策展開を示すものとして、「ラグビーのまち」「モノづくりのまち」「うるおいと風格のあるまち」「開かれたまちー活力ある行財政運営」を掲げており、その実現を図るため、計画期間（平成21年度～22年度）において実施する主要な事業を、元気都市推進プランとして、施策を展開していきます。

### 3. 部門別計画

前期基本計画に定められている「主要な施策」に基づき、「方針」「施策の体系」及び「主な事業計画」により構成するものとします。

(1) 「方針」は、長期的展望にたって、計画を推進するための基本的方向、方針を示したものです。

(2) 「施策の体系」は、計画を推進するために必要な施策を原則として【節】【細節】【細々節】の3段階に体系化したものです。

(3) 「主な事業計画」は、「施策の体系」に沿った、主な事業の内容を明らかにしたものです。特に、市政マニフェストに該当する事業である場合は「事業名」の欄に マニフェスト No. ●● のラベルを表示しています。

「実施計画期間中の目標」には、各事業の進捗状況の目安となる〈指標〉と、その目指すべき到達点である〈目標〉を掲載しています。

部門別計画の「主な事業計画」の表の見かたについてはP.12に  
くわしく記載していますのでご覧ください。

#### 4. 地域別計画

市域を7地域（A～G）に区分し、部門別計画の「主な事業計画」のうち、地域に表示できるものについて、明らかにしています。

## Ⅲ 計画事業費

## 1. 部門別事業費（平成21～22年度）

（単位 百万円）

区 分	事業費	左の財源内訳			
		国府支出金	市 債	その 他	一般財源
1 市民が主体となったまちづくり	2,592	0	2,464	0	128
2 市民文化を育むまちづくり	3,538	107	996	110	2,325
学 校 教 育	3,270	96	966	0	2,208
生 涯 学 習	268	11	30	110	117
3 健康と市民福祉のまちづくり	3,427	599	1,748	23	1,057
市 民 福 祉	1,604	599	501	23	481
保 健 ・ 医 療	1,823	0	1,247	0	576
4 活力ある産業社会を切り拓く まちづくり	99	3	60	10	26
中 小 企 業	48	3	11	10	24
農 業	51	0	49	0	2
5 安全で住みよいまちづくり	24,250	4,781	14,010	240	5,219
緑化・公園・景観	1,012	232	329	0	451
市街地整備	97	60	14	0	23
住 宅	965	148	197	181	439
上 水 道	3,099	0	2,013	0	1,086
下 水 道	9,039	2,100	6,591	10	338
交 通	3,359	792	2,005	49	513
道 路	3,838	1,137	2,020	0	681
防 災	1,924	312	749	0	863
環 境	917	0	92	0	825
計	33,906	5,490	19,278	383	8,755

## 2. 会計別事業費（平成21～22年度）

（単位 百万円）

区 分	事業費	左の財源内訳			
		国府支出金	市 債	その 他	一般財源
普 通 会 計	20,083	3,390	9,551	373	6,769
下 水 道 事 業 会 計	9,039	2,100	6,591	10	338
病 院 事 業 会 計	1,685	0	1,123	0	562
水 道 事 業 会 計	3,099	0	2,013	0	1,086
計	33,906	5,490	19,278	383	8,755

注) 「普通会計」とは、一般会計と公共用地先行取得事業特別会計の事務経費を合算し、純計したものである。

## IV 財政収支展望（普通会計）

本市を取り巻く財政環境は、景気後退等に伴い市税収入が急激に落ち込む中、団塊の世代の大量退職期に入っており、また、生活保護費をはじめとする社会保障関係経費の増嵩等により、一段と厳しい状況にあります。しかしながら、第4次実施計画の着実な推進とともに、今日的な行政課題へのスピード感ある対応を図りながら、本市の特色あるまちづくりを進めていく必要があります。

このため、過去の経緯や実績にとらわれず各般施策の点検に取り組みながら、現行の税財政制度を前提に、一定の条件のもとで、平成21年度及び22年度の財政収支展望を推計したもので、引き続き行財政改革による財源確保を図っていく必要があります。

## 普通会計財政収支展望

（単位 百万円）

区 分		平成21年度	平成22年度	2カ年計 21～22年度
歳 入	市 税	77,503	76,191	153,694
	地方交付税・臨時財政対策債	24,200	25,100	49,300
	地方譲与税及び交付金等	8,801	8,658	17,459
	（ 小 計 ）	(110,504)	(109,949)	(220,453)
	そ の 他 の 収 入	49,414	49,833	99,247
	歳 入 合 計 ①	159,918	159,782	319,700
歳 出	人 件 費	36,512	35,723	72,235
	< うち退職手当 >	<6,030>	<6,222>	<12,252>
	扶 助 費	50,304	51,146	101,450
	公 債 費	17,593	17,924	35,517
	（ 小 計 ）	(104,409)	(104,793)	(209,202)
	そ の 他 の 経 費	32,330	31,805	64,135
	繰 出 金	27,596	27,789	55,385
	実施計画充当一般財源	3,484	3,285	6,769
	歳 出 合 計 ②	167,819	167,672	335,491
財 源 不 足 額 （ ① － ② ）		7,901	7,890	15,791

## 第2編 元気都市推進プラン

将来都市像

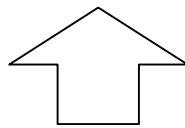
夢と活力あられる 元気都市・東大阪

東大阪市の、生駒山の豊かな緑を背景に、活力ある中小企業や若い人々を育む大学が集積する個性ある都市を形成しています。

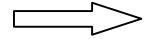
21世紀には、市民との協働によって、都市の個性を活かし、豊かであたたかい福祉環境づくりと効率的で活力ある行財政運営などに努めることによって、安全で快適に住み、元気に働き、生涯にわたって学び、憩い、楽しむことができる世界に開かれた、夢と活力あられる元気都市を創造します。

元気都市推進計画  
(基本計画)

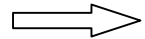
元気都市推進プラン  
(実施計画)



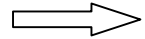
- 「ラグビーのまち」推進計画**
1. 健康都市づくり
  2. 市民との協働（パートナーシップ）によるまちづくり
  3. イメージ豊かなまちづくり
  4. 訪れたいまちづくり
- 「モノづくりのまち」推進計画**
1. 製造業が活躍できる都市環境の創造
  2. 連携による新産業の創造
  3. モノづくりの心を活かした人づくり
  4. モノづくりを通じた交流
- 「うるおいと風格のあるまち」推進計画**
1. 魅力ある風土と都市景観づくり
  2. うるおいのある生活空間の整備
  3. 水と緑のネットワーク
  4. 環境都市づくり
- 「開かれたまちー活力ある行財政運営」推進計画**
1. 開かれたまちづくり
  2. 事務事業の見直しと多様な行政サービスの展開
  3. 行政組織の活性化
  4. 自主財源確保への投資



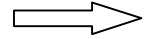
健康に生活できるまちづくりの推進



中小企業が元気なまちづくりの推進



安全安心で人にやさしいまちづくりの推進



活力ある東大阪の再生の推進

まちづくりの基本理念



1. 人間尊重のまちづくり
2. 市民参加のまちづくり
3. 豊かさを創造するまちづくり

## 健康に生活できるまちづくりの推進

歴史の散歩道や健康遊歩道、自然散策路等の整備を促進し、健康づくりの条件整備を進めていきます。

子どもを安心して産み育てられるための負担の軽減策や小児初期救急医療体制の構築、がん対策を含めた診療機能の充実を図るための市立総合病院の施設整備等を行っていきます。

地球環境がこれ以上損なわれないよう、市民・事業者等との協働で環境意識の啓発を進めるとともに、循環型社会をめざして健康に暮らせる環境づくりを進めていきます。

主 要 事 業	参 照
玉串川跡地道路整備事業	37・130ページ
中河内医療圏小児救急広域運営事業	68ページ
総合病院増改築事業	68ページ
母子保健業務	80ページ
温暖化防止啓発事業	140ページ
ごみ減量推進事業	141ページ

## 中小企業が元気なまちづくりの推進

世界的な経済危機に対応するため、東大阪市緊急経済・雇用対策連絡会議のもと、緊急の中小企業対策や雇用対策を推進していきます。また、将来のモノづくりを担う人材の育成を図るとともに、商店街に賑わいを取り戻すための支援や商業集積地への支援を行っていきます。

主 要 事 業	参 照
緊急経済・雇用対策推進事業	96ページ
景気浮揚対策事業	97ページ
東大阪テクノスター表彰制度	98ページ
モノづくり教育支援事業・ものづくり人材の育成	99ページ
中小企業融資事業	101ページ
東大阪市商業振興ビジョン策定事業	102ページ
モノづくり若年者等就業支援事業	110ページ

## 安全安心で人にやさしいまちづくりの推進

市民が安全で安心して暮らせるまちをつくるため、地域の安全対策の充実を図り、犯罪のないまちづくりを推進していきます。

災害に強いまちづくりを目指し、学校校舎の耐震化や地震時の緊急避難経路の確保を念頭に置いた耐震調査等に着手します。

安心して子育てや子育てができ、高齢者、障害者を支える環境づくり・地域づくりを進めていきます。

主 要 事 業	参 照
東大阪市治安対策本部事業	17ページ
学校施設耐震化事業	53・56ページ
子ども安全安心推進事業	54ページ
徳庵駅エレベーター設置事業	77・126ページ
地域子育て支援センター整備事業	79ページ
地域包括支援センター運営事業	87ページ
障害者地域生活支援事業	93ページ
橋りょう耐震調査事業	132ページ

## 活力ある東大阪の再生の推進

効果的で効率的な市政運営と、市民に分かりやすく透明性の高い行政執行のためのシステムづくりを進めるとともに、新たな視点による「新集中改革プラン」を策定し行財政改革を着実に進めていきます。（市役所の改革・再生）

地域における魅力と特色を活かしたまちづくりを推進していくための仕組みづくりを進めていきます。（地域の改革・再生）

学校現場では、指導方法の充実や教職員の授業力・指導力の向上など、授業づくりを中心とした総合的な学力向上の仕組みづくりや「開かれた学校園づくり」をめざした学校園運営の改革・改善を図るとともに、教育全体に係る計画の策定を進めていきます。（学校と教育の改革・再生）

主 要 事 業	参 照
まちづくりコーディネーター育成事業	15ページ
行財政改革の着実な推進	29ページ
政策推進システムの構築・導入	32ページ
学校協議会の活性化	48・54・55ページ
「教育百年の計」の提案を公募	50ページ
学力向上対策学校支援事業	52ページ



# 第3編 部門別計画

### 「主な事業計画」の表の見かた

事業名 【担当所属】		事業内容	実施計画期間中の目標
1	1 1 1 1 2 マニフェスト No. 39 地域まちづくり活動助成事業 【まちづくり支援課】	市内を活動拠点とする団体が自ら企画・提案し、実施する事業に対して助成し、地域に固有な風土・人情や、価値あるものとして共有できるものを大切に、安心と愛着の持てる地域づくりを進める。	<指標> ① 助成金申請団体数 <目標> ① 32件 5
		事業実施年度 ⇒ 21 22	

- ① 部門別計画とその施策の体系をワクの左から「部」「章」「節」「細節」「細々節」の順で、数字で表示しました。
- ② 実施計画上の「事業名」を掲載しています。担当所属を【 】に表示しました。特に、市政マニフェストに該当する事業である場合は、各事業名の上に **マニフェスト No. ●●** ラベルを表示しています。
- ③ 計画事業の、具体的な内容や説明を掲載しています。
- ④ 事業実施年度の網かけの有無は、次の意味を表しています。

事業実施年度 ⇒ 21 22	平成21年度からの新規事業で平成22年度も実施
事業実施年度 ⇒ 21 22	平成22年度からの新規事業
事業実施年度 ⇒ 21 22	平成21年度の単年度事業
事業実施年度 ⇒ 21 22	平成20年度からの継続事業で平成21、22年度も実施
事業実施年度 ⇒ 21 22	平成20年度からの継続事業で平成21度に終了予定

- ⑤ 「実施計画期間中の目標」には、各事業の進捗状況の目安となる〈指標〉と、そのめざすべき到達点である〈目標〉を掲載しています。

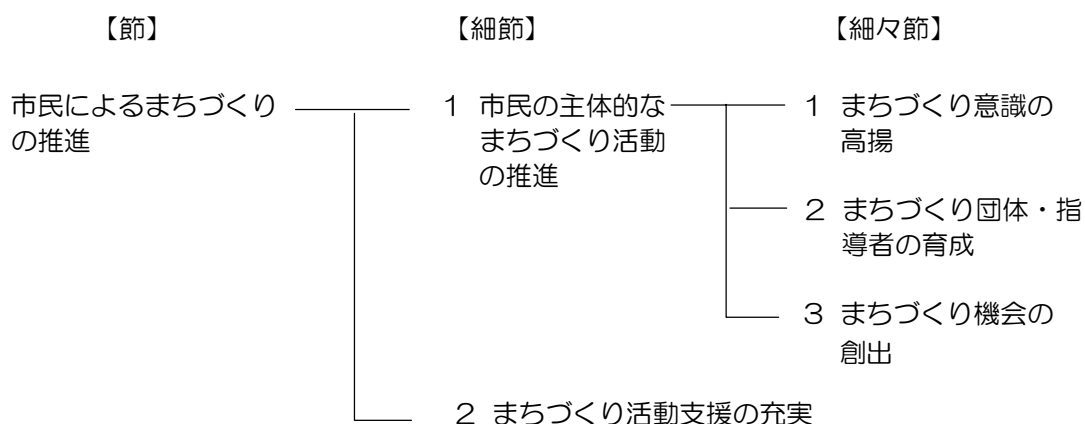
# 第1部 市民が主体となったまちづくり

## 第1章 市民自治のまちづくり

### 第1節 市民によるまちづくりの推進

地域の特性をいかしながら、きめ細かなまちづくりを推進するため、市民参加による自主的な取り組みを促進するとともに、まちづくり活動の支援の充実に努めます。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

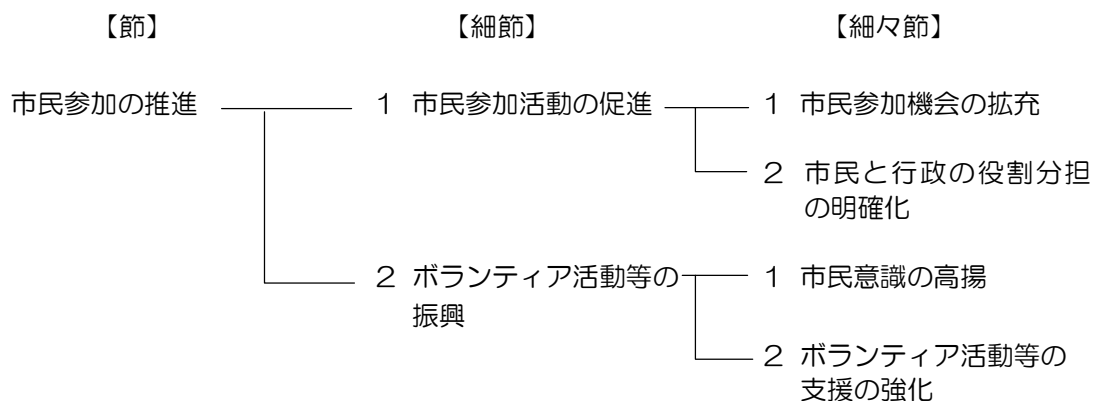
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
1   1   1   1   2 マニフェスト No. 39  地域まちづくり活動助成事業  【まちづくり支援課】	市内を活動拠点とする団体が自ら企画・提案し、実施する事業に対して助成し、地域の個性ある風土・人情や、価値あるものとして共有できるものを大切に、安心と愛着の持てる地域づくりを進める。  事業実施年度 → 21 22	<指標> ① 助成金申請団体数  <目標> ① 32件
1   1   1   1   3 マニフェスト No. 37  リージョンセンター公民協働事業  【まちづくり支援課】	市民プラザを拠点に公民協働による地域の特性をいかした個性的なまちづくりを推進する。  事業実施年度 → 21 22	<指標> ① 人口1,000人当たりの企画運営委員と協力員数  <目標> ① 0.56人

事業名 【担当所属】					事業内容				実施計画期間中の目標	
1	1	1	2	-	市民活動団体がより活発に活動することができるよう、市民活動支援拠点について検討を進める。				<指標> ① 関係部局との会議回数  <目標> ① 3回	
マニフェスト No. 39  市民活動拠点整備事業  【まちづくり支援課】										

## 第2節 市民参加の推進

まちづくりへの市民参加やボランティア活動の拡大を促進するため、市民の声を市政に反映し、市民参加によるまちづくりの仕組みの構築を図るとともに、ボランティア活動などに対する支援体制の充実に努めます。

### 施策の体系



### 主な事業計画

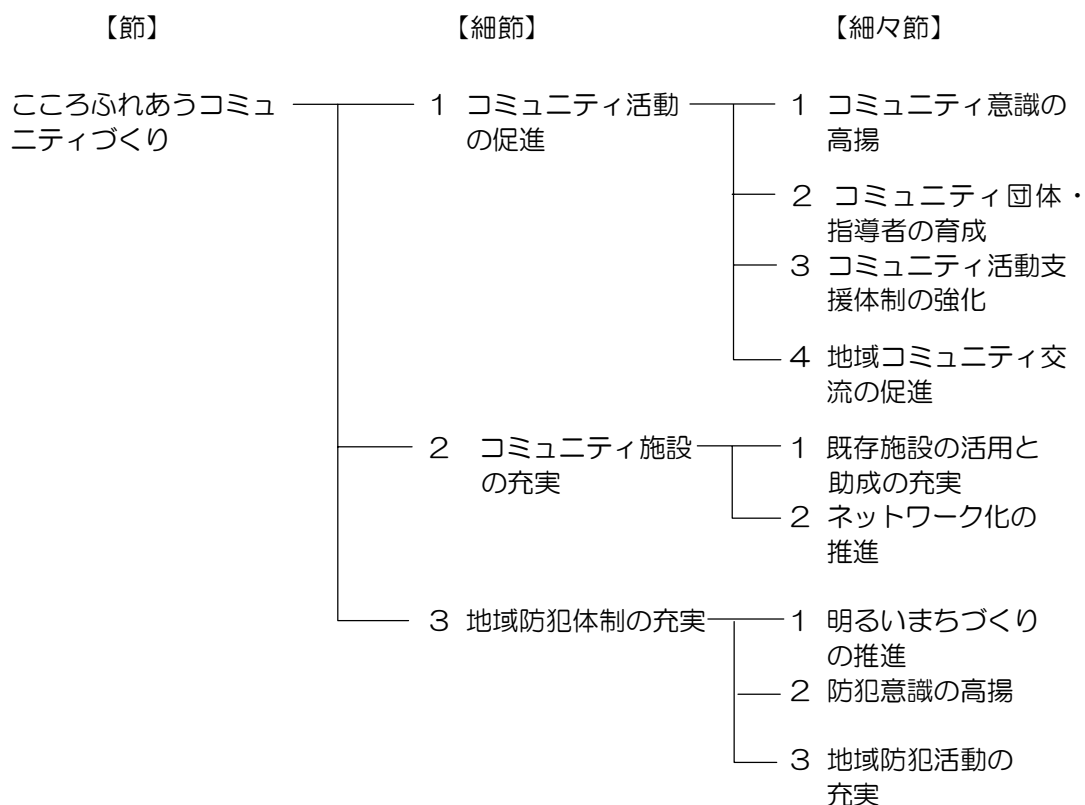
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1</td> <td style="width: 25%;">1</td> <td style="width: 25%;">2</td> <td style="width: 25%;">-</td> <td style="width: 25%;">-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 45  まちづくりコーディネーター育成事業  【まちづくり支援課】	1	1	2	-	-	地域の特性をいかしたまちづくり活動や市民活動を立ち上げ、展開していく上で必要となる、組織運営や事業企画、協働に関するノウハウやスキルを提供できる人材を育成する。	<指標> ① 受講者数（延べ人数）  <目標> ① 100人
1	1	2	-	-			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1</td> <td style="width: 25%;">1</td> <td style="width: 25%;">2</td> <td style="width: 25%;">2</td> <td style="width: 25%;">1</td> </tr> </table> マニフェスト No. 39  協働のまちづくり推進事業  【まちづくり支援課】	1	1	2	2	1	市民や市民活動団体など自立した団体（個人）が、行政と協働してまちづくりを推進するため、交流や啓発を行う。	<指標> ① 事業への参加者数  <目標> ① 350人
1	1	2	2	1			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22		
事業実施年度	⇒	21	22				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22		
事業実施年度	⇒	21	22				

事業名 【担当所属】					事業内容	実施計画期間中の目標
1	1	2	2	1	管理不足により荒廃しはじめている生駒山の森で、市民参加型の森林整備を行うため、講座を実施し森林ボランティアを育成する。	<指標> ① 参加者の終了証取得率  <目標> ① 100%
森林ボランティア育成事業  【みどり対策課】						
1	1	2	2	2	文化財ボランティアの研修及び活動の場の提供により、育成に努める。また、文化財啓発保存活動等への参加を図る。	<指標> ① 1人平均年間活動回数  <目標> ① 10回
文化財ボランティア育成事業  【文化財課】						

### 第3節 ころふれあうコミュニティづくり

住みよい地域社会をつくるため、コミュニティ活動を促進し、施設の充実や、相互扶助による地域の防犯体制の充実に努めます。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
1   1   3   -   - 東大阪市治安対策本部事業 【危機管理室】	東大阪市治安対策本部を設置し、行政の立場から安全、安心なまちづくりを図るための治安対策に取り組む。	<指標> ① 備品整備率  <目標> ① 100%
事業実施年度	⇒	21   22

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td> </tr> </table> リージョンセンター網整備事業 【地域振興室】	1	1	3	2	1	地域活動の拠点となるリージョンセンターの施設整備を図り、住みよい地域社会をつくる。	<指標> ① 老朽化による施設の大規模改修未整備を原因とした人身事故発生件数 <目標> ① 0件
1	1	3	2	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td> </tr> </table> 自治集会所整備補助事業 【地域振興室】	1	1	3	2	1	自治会活動の拠点となる自治集会所の整備を促進し、地域コミュニティの醸成を図る。	<指標> ① 自治会加入世帯率 <目標> ① 80%
1	1	3	2	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td> </tr> </table> マニフェスト No. 61 防犯灯設置費補助事業 【地域振興室】	1	1	3	3	1	防犯灯を設置する自治会に対し、その費用の一部を補助し、街頭犯罪の抑止を図る。	<指標> ① 夜間ひったくり発生件数の前年比 <目標> ① 100未満
1	1	3	3	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td> </tr> </table> マニフェスト No. 61 防犯灯維持管理費補助事業 【地域振興室】	1	1	3	3	1	自治会が行う防犯灯の維持管理に要する費用の一部を補助し、街頭犯罪の抑止を図る。	<指標> ① 夜間ひったくり発生件数の前年比 <目標> ① 100未満
1	1	3	3	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							

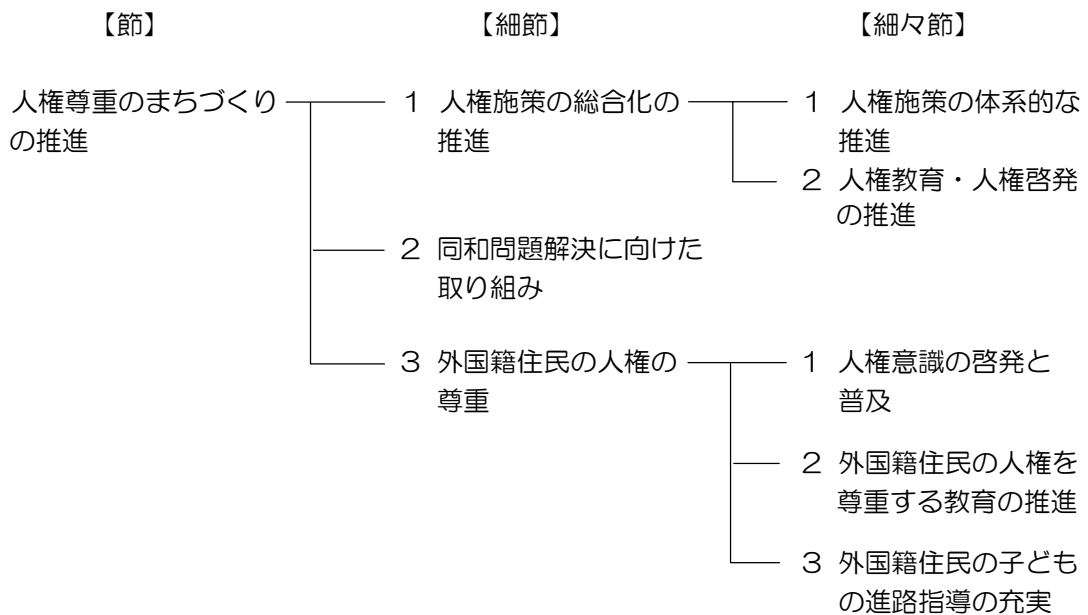


## 第2章 人権尊重と平和のまちづくり

### 第1節 人権尊重のまちづくりの推進

「人権尊重のまちづくり」をめざして、人権施策の体系化に向けた取り組みを展開するとともに、市民の理解と協力のもとに人権教育・人権啓発の充実に努めます。さらに、外国籍住民の人権擁護に関する施策の充実に努めます。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table> 人権啓発促進事業  【人権啓発課】	1	2	1	1	2	人権の尊さを啓発し、人権尊重のまちづくりを推進するため、人権週間行事、憲法週間行事、人権尊重のまちづくり強化月間行事、親と子の人権教室等を実施する。	<指標> ① 行事等参加者数+ビデオ・冊子利用者数 ② イベント参加者のアンケート満足度  <目標> ① 76,000人 ② 90%
1	2	1	1	2			
事業実施年度	→	21 22					

事業名 【担当所属】						事業内容	実施計画期間中の目標
1	2	1	1	2		東大阪市人権啓発協議会及び東大阪市人権擁護委員会の活動に対して補助金を交付する。	<指標> ① 市民組織各会が実施する市民向けの事業実施回数  <目標> ① 25回
人権啓発関係団体補助  【人権啓発課】							
1	2	1	2	-		市民のニーズにあった安全で快適な浴場として、また市民の地域交流の場として活用できるよう、老朽化した共同浴場を改修する。	<指標> ① 入浴者数（荒本+長瀬の入浴者数合計数） ② 入浴者1人当たりのコスト（総事業費/入浴者数）  <目標> ① 13万人 ② 138円
共同浴場改修事業  【人権同和調整課】							
1	2	1	2	-		周辺地域住民への啓発、情報提供及び住民ニーズの把握に努め、人権意識の高揚を図り、差別意識の解消をめざす。	<指標> ① 講座の参加率（長瀬） ② イベント参加率（荒本）  <目標> ① 100% ② 100%
人権啓発事業  【長瀬人権文化センター】 【荒本人権文化センター】							
1	2	1	2	-		同和問題をはじめとする人権問題の早期解決を図るため、生涯学習の場として地域住民との交流の機会を広げ、教養・文化事業として各種講座を実施する。	<指標> ① 講座参加延べ人数（長瀬）（荒本）  <目標> ①（長瀬）2,200人 （荒本）1,500人
地域交流促進講座事業  【長瀬人権文化センター】 【荒本人権文化センター】							

事業名 【担当所属】						事業内容	実施計画期間中の目標
1	2	1	2	-		人権講演会やコンサート等のイベントを行うことで、住民相互の交流を図り、人権問題の理解を深め速やかな解決に寄与する。	<指標> ① イベント実施回数 (長瀬) ② イベント参加人数 (荒本) <目標> ① 3回 ② 400人
周辺地域交流事業  【長瀬人権文化センター】 【荒本人権文化センター】							
1	2	1	2	-		<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談に対する適切な助言ならびに情報提供。</li> <li>・それぞれの事案に応じた適切な機関の紹介、取り次ぎ、調査、指導。</li> <li>・自立支援の方策にかかる検討及び調整(コーディネート)。</li> <li>・弁護士による無料法律相談。</li> <li>・相談記録の作成。</li> <li>・訪問等の活動(アウトリーチ活動)。</li> <li>・進路選択に当たっての相談・助言、奨学金制度の紹介等により進学につなげる。</li> </ul>	<指標> ① 人権相談件数 (長瀬) (荒本) ② 総合生活相談件数 (長瀬) (荒本) ③ 進路相談件数 (長瀬) (荒本) <目標> ① (長瀬) 30件 (荒本) 30件 ② (長瀬) 300件 (荒本) 400件 ③ (長瀬) 20件 (荒本) 20件
総合相談事業  【長瀬人権文化センター】 【荒本人権文化センター】							
1	2	1	2	-		高齢者や障害者等に対する在宅における保健・医療・福祉サービスの専門的支援などが適切に実施されるよう、関係機関との連携及び協力体制の確立を図る。	<指標> ① 会議開催回数 (長瀬) (荒本) <目標> ① (長瀬) 6回 (荒本) 5回
在宅保健医療福祉サービス調整会議  【長瀬人権文化センター】 【荒本人権文化センター】							

## 第2節 男女共同参画社会の実現

男女共同参画センター・イコラームを活動拠点として、市民とともに社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進します。また、ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力への対応を進めるとともに外国籍住民女性への支援の充実を図ります。

### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
男女共同参画社会の実現	1 男女平等実現のための意識変革	
	2 職場・家庭・地域における男女共同参画の促進	
	3 男女共同参画推進のための教育・学習の充実	
	4 男女がともに自立し、豊かに生きるための社会の条件整備	
	5 国際化時代へ対応した女性への支援	

### 主な事業計画

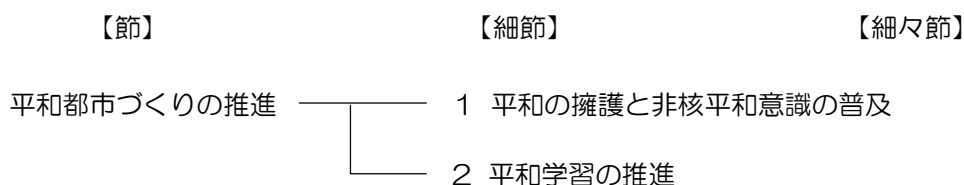
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 10・83 男女共同参画推進事業 【男女共同参画課】	1	2	2	-	-	社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進を図るため、各種啓発や情報提供及び学習の機会や交流について支援を行うとともに、市民・事業者・教育関係者との協働により男女共同参画社会の実現をめざしていく。	<指標> ① 審議会の女性委員比率（全女性委員数/全委員数） ② 東大阪市男女共同参画推進プランに基づく施策の実施率（実施済みもしくは実施中の施策数/全施策数） <目標> ① 30% ② 100%
1	2	2	-	-			
	事業実施年度    ⇒    21    22						

事業名 【担当所属】					事業内容				実施計画期間中の目標	
1	2	2	1	-	男女共同参画に関する情報発信、学習機会や自主活動の場の提供、相談等の各種事業を実施する。また、団体・グループが行う活動を支援する。	⇒		21	22	<指標> ① 人材養成講座の修了生の数 ② 講座参加者アンケートの満足度  <目標> ① 20人 ② 75%
マニフェスト No. 83  男女共同参画センター 自主事業  【男女共同参画課】										
1	2	2	2	-	個々の能力と適性を十分見極めながら、女性職員の管理職への積極的な登用を継続的に実施する。	⇒		21	22	<指標> ① 課長職以上職員のうち女性職員の割合 ② 主任以上職員のうち女性職員の割合  <目標> ① 8% ② 28%
マニフェスト No. 9  人事管理事務（管理職への女性登用）  【人事課】										

### 第3節 平和都市づくりの推進

非核平和意識の普及に努め、市民の自主的な平和活動を促進するとともに、子どもたちが、平和と命の尊さを学び、国際社会を生きる資質を培う平和学習を充実します。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

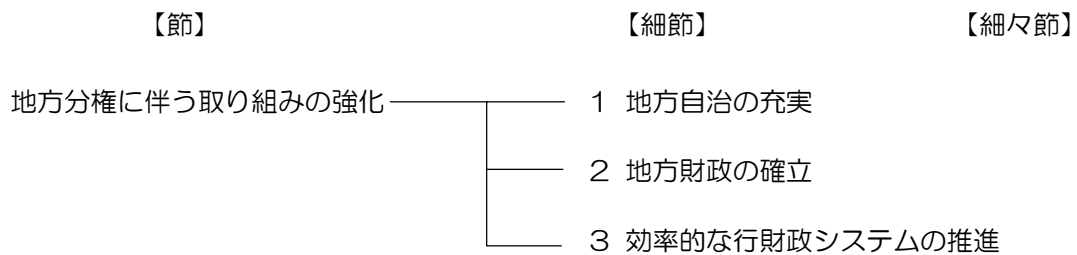
事業名 【担当所属】					事業内容	実施計画期間中の目標
1	2	3	-	-	非核「平和都市宣言」の趣旨に基づき、「平和のつどい」等の平和啓発事業を実施する。	<指標> ① 事業参加者数 ② イベント参加者のアンケート満足度  <目標> ① 6,100人 ② 90%
平和都市づくりの推進  【人権啓発課】						

## 第3章 都市行政の総合的な推進

### 第1節 地方分権に伴う取り組みの強化

地方分権の推進に伴い、自主財源を確保して財政基盤の確立に努めるとともに、自治体として体質改善を図り、効率的な行財政システムを推進します。

#### 施策の体系



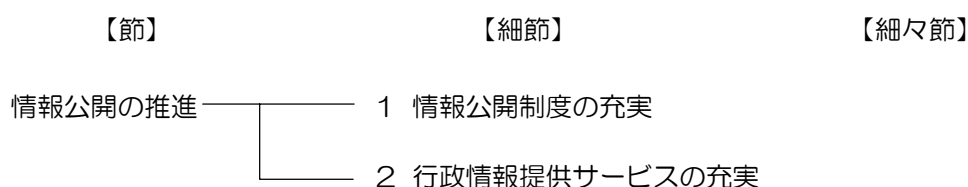
#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>-</td><td>-</td></tr> </table> マニフェスト No. 16  市税滞納解消促進事業  【収納対策室】	1	3	1	-	-	市税滞納者に対して督促を行う。納付のない場合には滞納処分を行い、財産を換価して滞納市税に充てる。	<指標> ① 市税収入率（市税収入額/市税調定額）  <目標> ① 92.4%
1	3	1	-	-			
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td></tr> </table> マニフェスト No. 46  幹部職員地域担当制度  【政策推進室】	1	3	1	1	-	幹部職員の地域担当制について、庁内検討委員会を設置し調整・検討を進める。	<指標> ① 庁内検討委員会の開催回数  <目標> ① 2回（年間）
1	3	1	1	-			
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>-</td></tr> </table> マニフェスト No. 4  電子入札システムの運用  【調度課】	1	3	1	3	-	平成20年度からは発注予定金額2,000万円以上の土木工事及び発注予定金額5,000万円以上のその他の建設工事（建築、電気、管、舗装、造園、その他工事）に対象案件を拡大し実施している。今後もさらなる対象案件の拡大を図っていく。	<指標> ① 電子入札実施率（電子入札案件の発注予定金額の総合計/工事入札案件の発注予定金額の総合計）  <目標> ① 70%（平成21年度）
1	3	1	3	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							

## 第2節 情報公開の推進

個人のプライバシーの保護に配慮し、情報公開制度の充実に努めるとともに、市民ニーズに対応した情報提供の充実に努めます。

### 施策の体系



### 主な事業計画

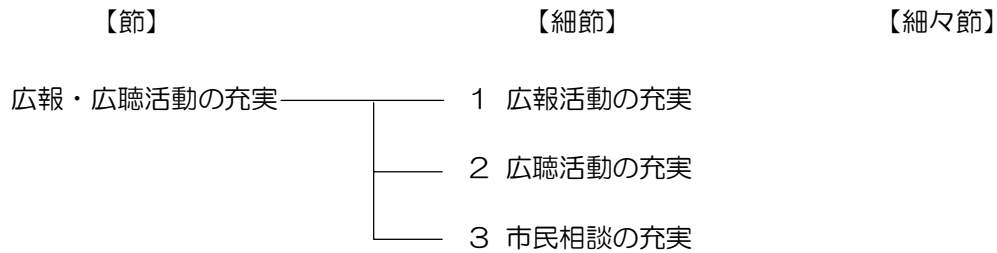
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">-</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 4  電子入札システムの運用  【調度課】	1	3	2	-	-	平成20年度からは発注予定金額2,000万円以上の土木工事及び発注予定金額5,000万円以上のその他の建設工事（建築、電気、管、舗装、造園、その他工事）に対象案件を拡大し実施している。今後もさらなる対象案件の拡大を図っていく。  《再掲 1部3章1節》	<指標> ① 電子入札実施率 （電子入札案件の発注予定金額の総合計/工事入札案件の発注予定金額の総合計）  <目標> ① 70%（平成21年度）
1	3	2	-	-			
事業実施年度    ⇒    21    22							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">2</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> </table> 情報公開制度・個人情報保護制度の推進  【市政情報相談課】	1	3	2	1	-	情報公開制度は、東大阪市情報公開条例に基づき、本市が保有する公文書を開示することで市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた市政をめざす。 個人情報保護制度は、東大阪市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に取り扱い、市民等に本市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障することで、プライバシーをはじめとする個人の権利利益の保護をめざす。	<指標> ① 公文書開示請求等による開示・不開示の決定に要する日数（情報公開制度） ② 自己情報の開示請求による開示・不開示の決定に要する日数（個人情報保護制度）  <目標> ① 11.5日 ② 11.6日
1	3	2	1	-			
事業実施年度    ⇒    21    22							



### 第3節 広報・広聴活動の充実

行政が持つ情報を積極的に提供し、広報活動の充実に努めるとともに、広く市民の提言や要望などを的確に把握する広聴活動の充実に努めます。また、市民相談の充実に努めます。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

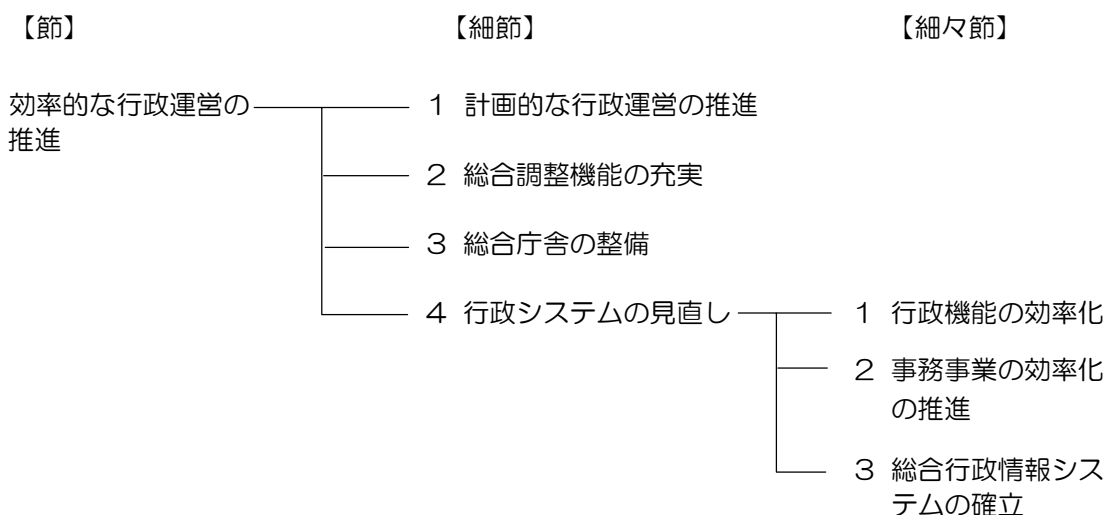
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">-</td> </tr> </table> 市政だより発行事業  【広報課】	1	3	3	1	-	市政の現状や施策、予算、まちづくり計画などのほか、暮らしに役立つ情報などを掲載し、月2回（1月のみ1回）発行する。また、視覚障害の方を対象に、点字版・録音版市政だよりを希望者に発行する。なお、若年層による読書率が低いため、興味・関心をもってもらえるように、趣向を凝らした紙面づくりを心がけていく。また、平成19年12月より有料広告（1日号のみ）を開始しており財源の確保を行っている。	<指標> ① 市政だよりを読んでいる市民の割合  <目標> ① 83%
1	3	3	1	-			
	事業実施年度    ⇒    21    22						

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>-</td> </tr> </table> 市政情報番組提供事業  【広報課】	1	3	3	1	-	東大阪ケーブルテレビのコミュニティチャンネルを利用して東大阪市広報番組「虹色ねっとわーく」を放映する。月曜日から金曜日は、30分構成番組で1日5回放映する。また土・日曜日は、50分構成番組で1日4回放映する。	<指標> ① 週に1回以上視聴している市民の割合  <目標> ① 70%
1	3	3	1	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>-</td> </tr> </table> 子ども市政だより発行事業  【広報課】	1	3	3	1	-	次世代を担う子どもたちにも市役所のことを身近に感じてもらうため、市内の小学生を対象に年2回、まちの動きや話題などをわかりやすく掲載して発行する。	<指標> ① アンケートで「おもしろかった」と答えた子どもの回答率 ② アンケートで「わかった」と答えた子どもの回答率  <目標> ① 70% ② 80%
1	3	3	1	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>-</td> </tr> </table> 市政世論調査  【市政情報相談課】	1	3	3	2	-	市政に関する市民の考え方を把握し、施策の基礎資料とするために実施する。	<指標> ① 有効回収率 (有効回収数/対象者)  <目標> ① 58%
1	3	3	2	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>-</td> </tr> </table> 市民相談業務  【市政情報相談課】	1	3	3	3	-	月・水・金曜日は本庁で、火・木曜日は市内7箇所のリージョンセンターを巡回し、弁護士による無料の法律相談を行っている。毎月第2火曜日には本庁で夜間相談も実施している。	<指標> ① 稼働率 (利用者/相談枠) ② アンケート満足度  <目標> ① 93% ② 73%
1	3	3	3	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						

## 第4節 効率的な行政運営の推進

効率的な行政運営を推進するため、常に行政システムを見直し、行政機能や事務事業の効率化及び総合行政情報システムの確立を図ります。

### 施策の体系



### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標									
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>-</td><td>-</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">マニフェスト No. 1</p> <p style="text-align: center;">行財政改革の着実な推進</p> <p style="text-align: center;">【行財政改革室】</p>	1	3	4	-	-	<p>集中改革プランの取り組みを実施し、定期的な進行管理を行う。また、平成21年度には新集中改革プランの策定に着手する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>事業実施年度</td><td>⇒</td><td>21</td><td>22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 集中改革プラン効果額達成状況</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 100%</p>
1	3	4	-	-							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>-</td><td>-</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">マニフェスト No. 2</p> <p style="text-align: center;">外郭団体の見直しを計画的に推進</p> <p style="text-align: center;">【行財政改革室】</p>	1	3	4	-	-	<p>平成20年9月に策定した、「東大阪市外郭団体統廃合等方針」に基づき、外郭団体の持つ機能を最大限に発揮しうる組織とすべく、個々の団体が担う業務の特化、重点化を図る。平成27年度末時点には現在の15団体を9団体に再編する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>事業実施年度</td><td>⇒</td><td>21</td><td>22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 方針に基づき縮小や統廃合等を実施した団体数</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 1団体</p>
1	3	4	-	-							
事業実施年度	⇒	21	22								

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 3  施設のあり方を見極め、多くの市民の活用促進  【行財政改革室】	1	3	4	-	-	本市の直営施設について、効率性、事業実施の状況、市民サービスの向上等を点検し、民間活力の活用など、時代に即したあり方について検討を行い、各施設の方向を示す。また、指定管理者制度の検証の強化も行う。	<指標> ① 管理運営状況調査評価 「A+」（優良） 「A」（妥当）の割合  <目標> ① 100%
1	3	4	-	-			
<table border="1"> <tr> <td>事業実施年度</td> <td>⇒</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22			
事業実施年度	⇒	21	22				
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </table> 後期基本計画策定  【総合計画策定室】	1	3	4	1	-	平成23～32年を計画期間とする東大阪市第2次総合計画後期基本計画を策定する。	後期基本計画の策定
1	3	4	1	-			
<table border="1"> <tr> <td>事業実施年度</td> <td>⇒</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22			
事業実施年度	⇒	21	22				
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 123  任期の定めのない短時間勤務制度の推進  【職員課】	1	3	4	4	-	一般職非常勤職員問題の決着に向けて大阪府の助言等を参考に、解決に向けた現行法の制度の拡大や弾力的な運用について国に働きかける。	<指標> ① 任期の定めのない短時間勤務制度の早期法制化を求める要望書の提出  <目標> ① 1回
1	3	4	4	-			
<table border="1"> <tr> <td>事業実施年度</td> <td>⇒</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22			
事業実施年度	⇒	21	22				
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> </tr> </table> 職員研修事業  【人材育成室】	1	3	4	4	-	地方分権の時代にふさわしい職員を育成する。	<指標> ① 研修後のアンケートによって今後の行動指針を定めることができた職員の割合  <目標> ① 90%
1	3	4	4	-			
<table border="1"> <tr> <td>事業実施年度</td> <td>⇒</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22			
事業実施年度	⇒	21	22				
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 7  職員パワーアップ人事政策の推進  【人材育成室】	1	3	4	4	-	人事政策の実施プランに取り組むことにより、市役所（職場）全体を活性化し、行政サービスのより一層の向上を図る。	<指標> ① 推進会議等の開催回数 ② 策定した人事政策にかかる制度の数  <目標> ① 16回 ② 3個
1	3	4	4	-			
<table border="1"> <tr> <td>事業実施年度</td> <td>⇒</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22			
事業実施年度	⇒	21	22				

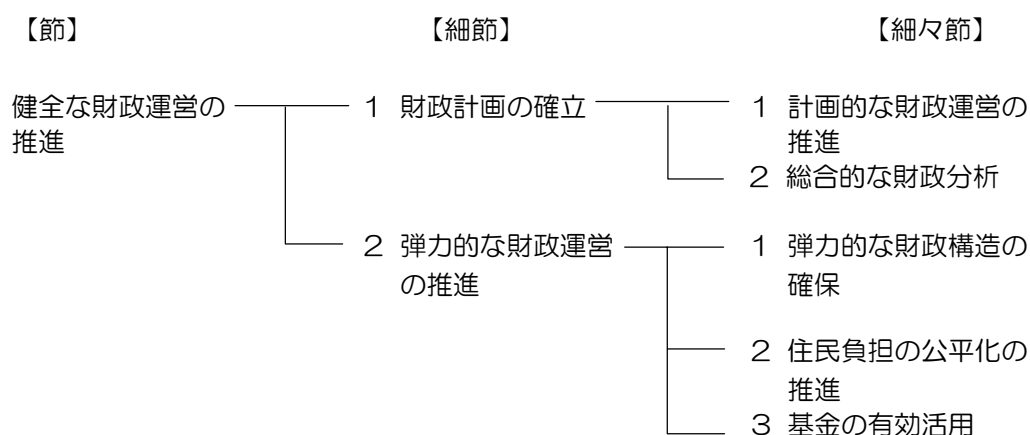
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>マニフェスト No. 11</p> <p>職員パワーアップ人事政策の推進（昇格試験等）</p> <p>【人材育成室】</p>	1	3	4	4	-	<p>標準在位年数を基準とした年功ベースを主体とした昇任から、試験などによる公正かつ客観的に能力を判定した昇任に変える。</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 受験資格を有する者のうち受験する者の割合</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 30%</p>
1	3	4	4	-			
<p>事業実施年度 ⇒ 21 22</p>							
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>マニフェスト No. 12</p> <p>職員パワーアップ人事政策の推進（ポスト提示型公募制度）</p> <p>【人材育成室】</p>	1	3	4	4	-	<p>特定のポストを公募する制度を導入することにより、職員が持っている能力の活用を図り、仕事に対して果敢に挑戦する職場風土づくりを行う。</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 公募したポストの数に対する応募があったポストの割合</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 100%</p>
1	3	4	4	-			
<p>事業実施年度 ⇒ 21 22</p>							
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>マニフェスト No. 13</p> <p>職員パワーアップ人事政策の推進（人事評価制度）</p> <p>【人材育成室】</p>	1	3	4	4	-	<p>これまでの人事評価の実施方法等を変え、人材育成に役立つものとする。</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 試行において抽出された課題の解決</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 100%</p>
1	3	4	4	-			
<p>事業実施年度 ⇒ 21 22</p>							
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>マニフェスト No. 14</p> <p>職員必携の配布</p> <p>【人材育成室】</p>	1	3	4	4	-	<p>職員の意識向上に役立つようなツールを作成、配布する。</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 職場集合研修で活用した所属数</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 100所属</p>
1	3	4	4	-			
<p>事業実施年度 ⇒ 21 22</p>							
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>マニフェスト No. 8</p> <p>職員採用試験の実施（民間経験者）</p> <p>【人事課】</p>	1	3	4	4	-	<p>民間において一定の経験・実績を有した新しい発想を持つ人材の確保を図り、本市の施策推進の担い手として活用する。</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 競争率（採用予定数に対する応募者の割合）</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 10倍</p>
1	3	4	4	-			
<p>事業実施年度 ⇒ 21 22</p>							

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 15 市内在住職員奨励事業  【人事課】	1	3	4	4	-	職員が市内に居住することで、地域活動への参加による地域との連携強化や災害などの緊急時の招集が迅速となることを目的としている。	<指標> ① 職員の市内在住者の割合  <目標> ① 57%
1	3	4	4	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>1</td> </tr> </table> マニフェスト No. 6 窓口業務の土曜日開庁  【政策推進室】	1	3	4	4	1	平日の勤務時間内では市役所の窓口に出向くことが困難な市民を対象に、各種証明発行及び住民異動届等（転出・転居・転入等の手続き）と、これに関連する業務など、市民生活に深く結びつく業務を中心とした、土曜日の窓口開設のための検討を行う。	<指標> ① 庁内検討委員会の開催回数 ② 部会の開催回数  <目標> ① 2回（年間） ② 2回（年間）
1	3	4	4	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>1</td> </tr> </table> マニフェスト No. 47 ワンストップサービスの充実  【政策推進室】	1	3	4	4	1	ワンストップサービス窓口確立に向けた検討及び企画立案や窓口整備に関する調査・研究、及び効率的な窓口業務の運営にかかる見直しの検討を進める。	<指標> ① 庁内検討委員会の開催回数 ② 部会の開催回数  <目標> ① 2回（年間） ② 2回（年間）
1	3	4	4	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>1</td> </tr> </table> 政策推進システムの構築・導入  【政策推進室】	1	3	4	4	1	全庁的な事務管理手法を確立し導入することにより、本市の事務事業の効率的な運営と、市民サービスの向上を図ることを目的とする。	<指標> ① 実施計画事業のPDCA管理の各所属からの帳票提出率  <目標> ① 100%
1	3	4	4	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							

## 第5節 健全な財政運営の推進

総合的な財政分析に基づく計画的な財政運営を推進するとともに、経費全般の見直しを行い、財政構造の弾力性の確保に努めます。

### 施策の体系



### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">5</td> <td style="width: 20px;">-</td> <td style="width: 20px;">-</td> </tr> </table> 土地開発公社経営健全化事業  【管財課】	1	3	5	-	-	第2次土地開発公社経営健全化期間（平成18年度～22年度）中であるため、公社保有地の計画的な引取りを進めている。しかしながら、公社債務が約110億円余り残る見込みであり、計画期間中での引取りの増加を図るとともに、計画後も財源の確保に努める。	<指標> ① 土地開発公社保有地の引取り額  <目標> ① 18億3100万円
1	3	5	-	-			
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">5</td> <td style="width: 20px;">-</td> <td style="width: 20px;">-</td> </tr> </table> 市有地有効活用事業  【管財課】	1	3	5	-	-	単独利用が可能な土地については、各年度定期的に一般競争入札により処分を実施する。また、旧里道、水路等の法定外公共物については、隣接地主等に随意契約により処分するなど、有効活用に努める。	<指標> ① 市有地（普通財産）の有効活用率 注：有効とは処分及び貸付を意味する。  <目標> ① 90%
1	3	5	-	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
	事業実施年度 ⇒ 21 22						

事業名 【担当所属】					事業内容				実施計画期間中の目標	
1	3	5	-	-	保育料の納付忘れを改善するため口座振替制を導入し、加入率の向上を図る。また、長期滞納者に対しては、個別に納付催告、電話督促を行う。				<指標> ① 現年度保育料収納率  <目標> ① 97%	
マニフェスト No. 17  保育料収納業務  【保育課】										



## 第6節 広域行政の推進

国・府との連携を強化し、中河内地域での連携を深めるとともに、多様な組み合わせによる広域的な連携、協力体制の整備を推進します。

### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
広域行政の推進	1 国・府との連携の強化	
	2 中河内地域での連携	
	3 周辺・類似都市との連携	

### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> </table> 中河内地域広域行政 推進協議会  【政策推進室】	1	3	6	2	-	中河内地域広域行政圏における広域行政の推進を図り、圏域住民に市域を越えた市民サービスを展開する。また、平成21年度中に協議会のあり方について検討する。	<指標> ① 事務局会議開催回数  <目標> ① 3回
1	3	6	2	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>-</td> </tr> </table> 大阪市隣接都市協議会  【政策推進室】	1	3	6	3	-	大阪市と大阪市に隣接する都市（豊中市、吹田市、摂津市、守口市、門真市、大東市、八尾市、松原市、堺市、東大阪市）が、それぞれに共通する課題、市域を越える課題その他単独の都市では適切に対応することが困難な広域的な課題に共同して対応するため、相互に連携調整を図る。	<指標> ① 具体化した連携項目数  <目標> ① 1項目
1	3	6	3	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							

## 第2部 市民文化を育むまちづくり

### 第1章 市民文化の創造

#### 第1節 文化都市の創造

市民が主体となった文化都市を創造するため、市民の文化に対するニーズの把握に努めるとともに、市内の歴史的、文化的な資源の活用に努め、市民と一体となったまちづくりを推進します。

#### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
文化都市の創造	1 文化行政ビジョンの見直しと活用	
	2 地域の文化的資源の活用	
	3 文化的なまちづくりの推進	

#### 主な事業計画

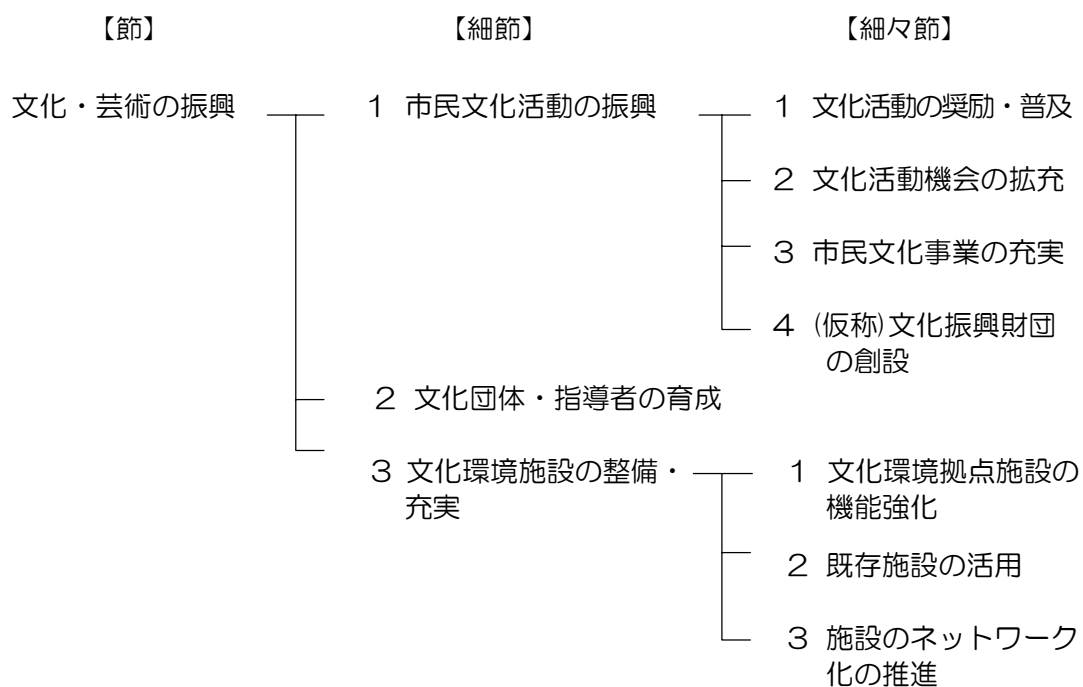
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 99 「東大阪市文化政策ビジョン」の推進 【文化国際課】	2	1	1	1	-	東大阪市文化芸術振興条例制定後、東大阪市文化政策ビジョンに基づき、市民文化の向上と発展につながるよう総合的に施策を推進する。	<指標> ① 文化政策ビジョンの文化施策の総数 ② 市民の文化事業に対する後援名義使用承認申請件数 <目標> ① 110件 ② 65件
2	1	1	1	-			
事業実施年度 → 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 75 東大阪市魅力アピール推進事業 【政策推進室】	2	1	1	2	-	市民が住んでよかった、東大阪に行ってみたい、暮らしてみたいといった「にぎわい」へとつながる、東大阪の魅力調査発掘または創造し、発信する方法を検討提案する東大阪の魅力アピール推進会議を運営する。また、食文化でのまちおこし事業を実施する。	<指標> ① 誇りに思っている市民の数（住み続けたい住民の数）の割合 ② 会議開催数 <目標> ① 75% ② 24回
2	1	1	2	-			
事業実施年度 → 21 22							

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">-</td> </tr> </table> <p style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; margin: 5px 0;">マニフェスト No. 99</p> <p>地域の文化的資源の活用</p> <p style="text-align: center;">【文化国際課】</p>	2	1	1	2	-	<p>地域の文化的資源を通じて市民がうるおいや安らぎ、まちへの愛着を感じるような事業を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">21</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 文化的資源を活用した事業の開催回数</li> <li>② イベントの募集人数に対する参加者の割合</li> </ul> <p>&lt;目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 10件</li> <li>② 100%</li> </ul>
2	1	1	2	-							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">-</td> </tr> </table> <p style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; margin: 5px 0;">マニフェスト No. 97</p> <p>玉串川跡地道路整備事業（遊歩道）</p> <p style="text-align: center;">【文化国際課】</p>	2	1	1	3	-	<p>文化的・芸術的な要素を取り込んだ案内板をつくり、散策路等を整備することにより、市民の憩いの場とし、市民文化の発展に寄与する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">21</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 案内板の設置状況</li> </ul> <p>&lt;目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1箇所</li> </ul>
2	1	1	3	-							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">-</td> </tr> </table> <p style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; margin: 5px 0;">マニフェスト No. 100</p> <p>司馬遼太郎記念館周辺整備事業</p> <p style="text-align: center;">【文化国際課】</p>	2	1	1	3	-	<p>司馬遼太郎記念館界隈に興味を持って楽しく歩けるよう景観に配慮した周辺整備を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">21</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 道路整備の施工済距離</li> </ul> <p>&lt;目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 1,520m</li> </ul>
2	1	1	3	-							
事業実施年度	⇒	21	22								

## 第2節 文化・芸術の振興

河内の歴史・文化をいかした個性ある市民文化活動の振興や自主的な文化・芸術活動を行う団体や指導者の育成に努めるとともに、文化・芸術活動の拠点となる施設の充実や既存施設の活用及び関連施設のネットワーク化を推進します。

### 施策の体系



### 主な事業計画

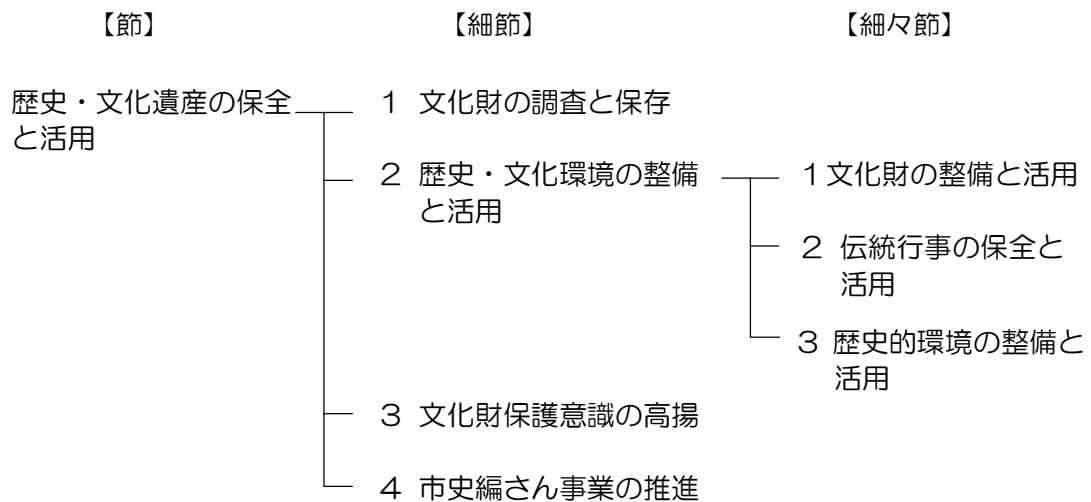
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
2   1   2   3   1 市民美術センター自主事業 【文化国際課】	特別展、創作講座、講演会、ロビーコンサート等、自主事業充実に努める。また、市民活動の場として、ボランティアによる活動等も含め、文化芸術の振興、活性化に寄与する。	<指標> ① 特別展入場者のアンケートでの満足度 ② 特別展全入場者のうち初めて来館した人の割合 <目標> ① 100% ② 50%
事業実施年度	⇒ 21 22	

### 第3節 歴史・文化遺産の保全と活用

歴史的遺産について、文化財調査や研究を進めるとともに、その保存と活用に努め、文化拠点、歴史環境の整備に取り組みます。

また、郷土の文化遺産に対して、啓発活動、管理助成制度の確立、文化財ボランティアの育成などを行い、文化財保護に対する市民意識の高揚を図ります。市史の編さんを推進し、古文書など歴史資料の保存と活用を図ります。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
2   1   3   1   -  市史編さん事業  【市史史料室】	市史を編纂することにより市民の郷土愛を高め、歴史への関心をもってもらう。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 古文書のマイクロフィルム撮影割合  <目標> ① 83%
2   1   3   1   -  指定文化財保存事業  【文化財課】	指定文化財所有者、管理者が行う修理に対する補助。指定文化財所有者、管理者が行う文化財保存の取り組みを奨励することにより、文化財保護意識の高揚に努める。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 充足率（補助件数/申請件数）  <目標> ① 100%

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>-</td> </tr> </table> 埋蔵文化財発掘調査事業  【文化財課】	2	1	3	1	-	文化財保護法に基づき、埋蔵文化財包蔵地内での開発行為届出に対し、発掘調査を行う。地域の歴史を知る貴重な資料として埋蔵文化財の保存活用に努める。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 発掘調査率（発掘調査面積/破壊される遺跡の面積）  <目標> ① 100%
2	1	3	1	-			
<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td> </tr> </table> 旧河澄家整備活用事業  【文化財課】	2	1	3	2	1	寄附収受した旧河澄家住宅の庭園及び展示設備等の整備を進める。中河内歴史探訪の道の案内拠点施設として整備し、公開活用を図る。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 事業進捗率  <目標> ① 100%
2	1	3	2	1			
<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td> </tr> </table> 河内寺廃寺跡史跡公園整備事業  【文化財課】	2	1	3	2	1	発掘された飛鳥時代創建の国史跡「河内寺廃寺跡」を史跡公園として整備するため、発掘調査及び基本計画策定を行う。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 事業進捗率  <目標> ① 48.5%
2	1	3	2	1			
<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td> </tr> </table> 文化財ボランティア育成事業  【文化財課】	2	1	3	2	1	文化財ボランティアの研修及び活動の場の提供により、育成に努める。また、文化財啓発保存活動等への参加を図る。  《再掲 1部1章2節》  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 1人平均年間活動回数  <目標> ① 10回
2	1	3	2	1			
<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td> </tr> </table> マニフェスト No. 36  「郷土の人々百人」提案公募事業 （文化財啓発事業）  【文化財課】	2	1	3	2	1	郷土の文化を形作ってきた歴史上の人物を市民に公募し、選考委員会を経て、選ばれた人物の生い立ちや業績を冊子にまとめ、文化財啓発冊子として活用を図る。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 公募件数 ② 冊子作成進捗率  <目標> ① 100件 ② 100%
2	1	3	2	1			

## 第2章 交流文化の創造

### 第1節 市民交流の充実

幅広い市民交流の拡充を図り、拠点整備や情報提供に努めます。  
また、交流活動への参加支援を行い、ボランティアの育成に努めます。

#### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
市民交流の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交流の場づくりと情報の提供</li> <li>2 国際化社会への対応</li> <li>3 市民ネットワークの形成</li> <li>4 ボランティアの育成</li> </ul>	

#### 主な事業計画

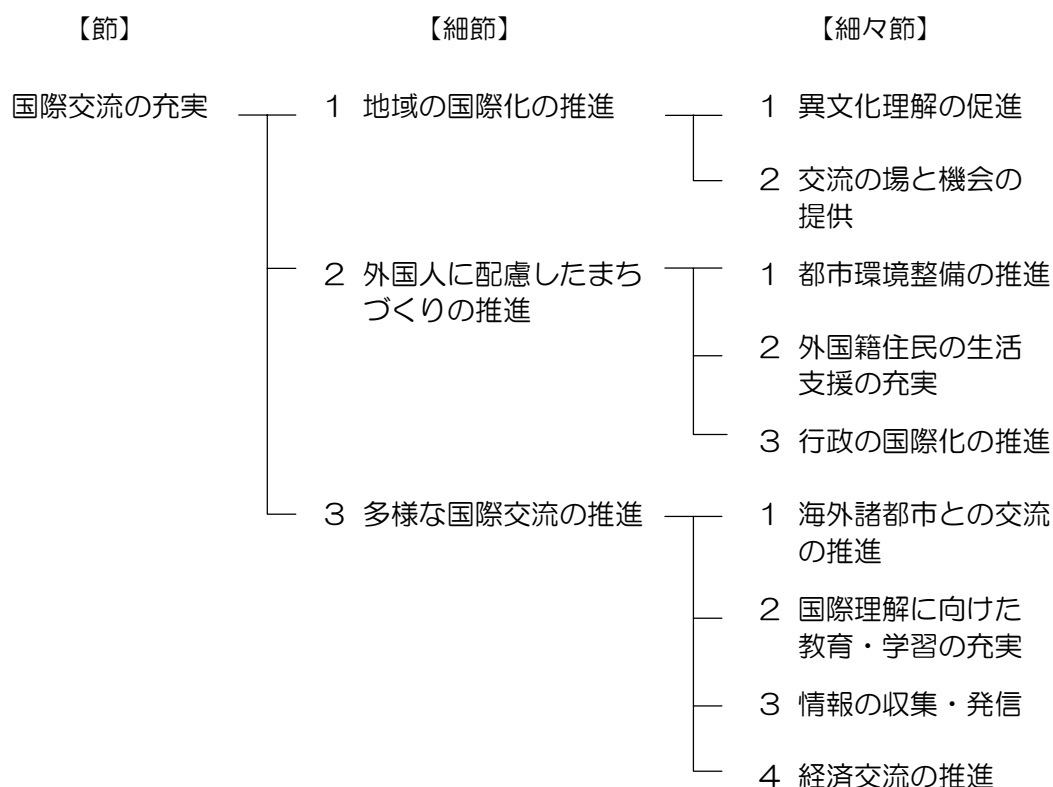
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 37 リージョンセンター公民協働事業 【まちづくり支援課】	2	2	1	-	-	市民プラザを拠点に公民協働による地域の特性をいかした個性的なまちづくりを推進する。 《再掲 1部1章1節》	<指標> ① 人口1,000人当たりの企画運営委員と協力員 <目標> ① 0.56人
2	2	1	-	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 25 学校施設の地域開放 【施設整備課】	2	2	1	1	-	各学校の実態に合わせて活用可能な教室を地域活動の場として開放する。また、特定の目的を持った部屋への転用は各部署から具体的計画を受けて取り組む。	<指標> ① 活用教室数 <目標> ① 80教室
2	2	1	1	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							

## 第2節 国際交流の充実

多文化共生のまちづくりをめざし、市民の意識啓発や、多言語での行政サービスの提供に努めます。

また、姉妹都市交流などを通じ、国際交流の推進を図ります。

### 施策の体系



### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
2   2   2   -   - 国際化推進事業 【文化国際課】	多文化共生のまちづくり、すなわち、国籍や民族等を異にする人々が、お互いの文化的な違いを認め合い、対等な人間関係を築き人権を尊重しながら、全ての人々が自分らしく生きることが保障される社会の実現をめざす。また、海外諸都市との国際交流・協力を推進する。	<指標> ① 日本語教室延べ参加者数 ② 市支援の国際化事業の参加者数 <目標> ① 16,100人 ② 10,400人
事業実施年度	⇒ 21 22	

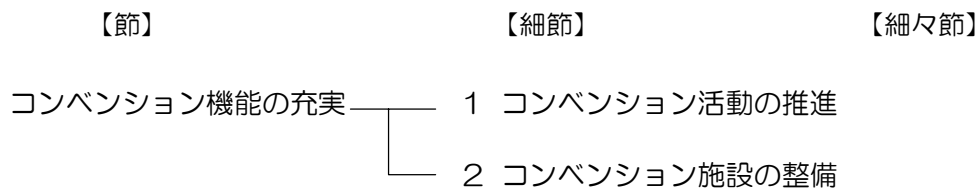


事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
2   2   2   -   -  国際情報プラザ事業  【文化国際課】	日本語能力に関わらず、全ての住民が公平に行政サービスにアクセスできる体制を整備するとともに、市民の一人ひとりが見識豊かで多様な文化を認めあう国際人として、市民意識啓発をすすめる。	<指標> ① 多言語相談件数 ② 語学ボランティア登録者数  <目標> ① 840件 ② 160人
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

### 第3節 コンベンション機能の充実

市内において、コンベンション活動の推進を図るとともにコンベンション施設の確保に努めます。

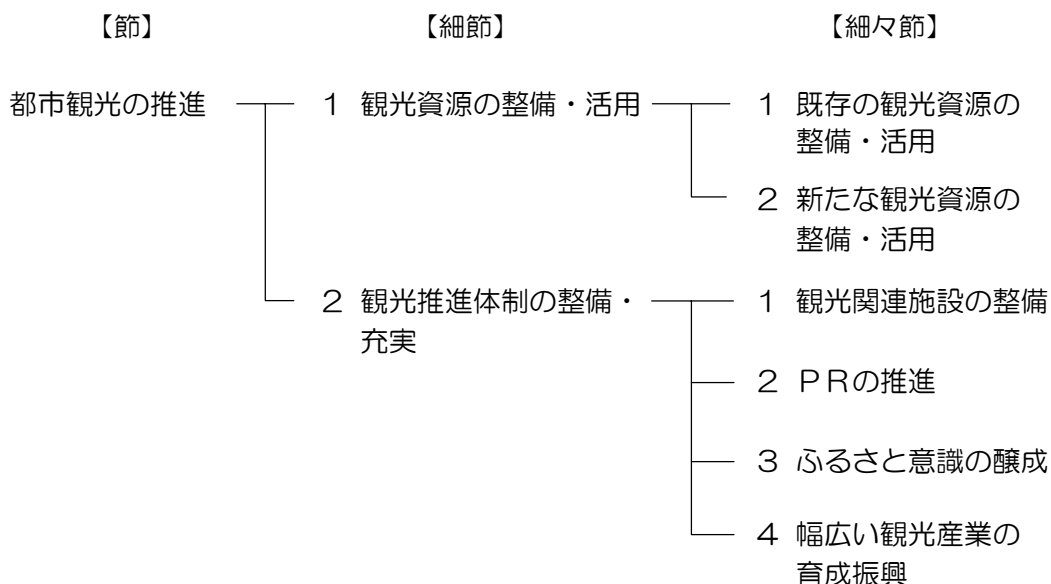
#### 施策の体系



## 第4節 都市観光の推進

本市の様々な魅力を多数の人が体感できる観光推進体制の整備に努めます。

### 施策の体系



### 主な事業計画

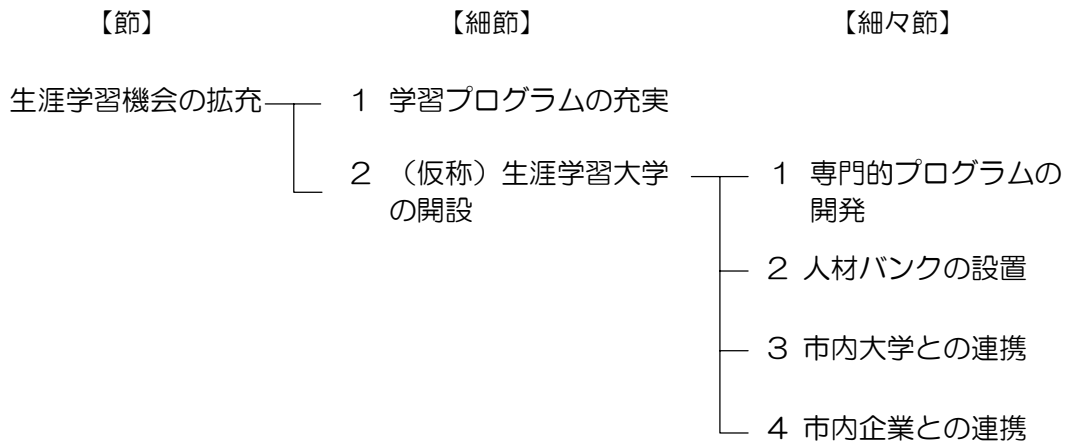
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 75 東大阪市魅力アピール推進事業 【政策推進室】	2	2	4	-	-	市民が住んでよかった、東大阪市に行ってみたい、暮らしてみたいといった「にぎわい」へとつながる、東大阪市の魅力を調査発掘または創造し、発信する方法を検討提案する東大阪市の魅力アピール推進会議を運営する。また、食文化でのまちおこし事業を実施する。 《再掲 2部1章1節》	<指標> ① 誇りに思っている市民の数（住み続けたい住民の数）の割合 ② 会議開催数 <目標> ① 75% ② 24回
2	2	4	-	-			
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> 観光振興事業 【商業課】	2	2	4	-	-	観光客の誘致、本市のイメージアップ、観光産業による地域経済の活性化を図る。	<指標> ① 観光協会会員数 ② 観光協会予算における自主財源の割合 <目標> ① 120人 ② 40%
2	2	4	-	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							

## 第3章 生涯学習環境の充実

### 第1節 生涯学習機会の拡充

市民の自主的な学習活動を支援するため、多様な学習プログラムの提供に努めるなど、広範な学習分野への支援の充実を図ります。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
2   3   1   -   -  国際識字年推進事業  【社会教育課】	生涯にわたり学習するうえで、もっとも基本的な文字の読み書きが十分でない非識字者を減らすために、「よみかき教室」を実施する。また、「国際識字デー・市民のつどい」、「識字展」を通して、識字啓発を行う。	<指標> ① 啓発事業来場者数 <目標> ① 1,500人
事業実施年度 ⇒ 21 22		
2   3   1   1   -  生涯学習推進事業  【社会教育課】	市民の自主的な学習活動を支援するため、プログラムの内容を充実するとともに、学習機会の拡充に努める。「(仮称)第3次東大阪市生涯学習推進計画」を平成22年度に策定する。	<指標> ① 第2次東大阪市生涯学習推進計画に基づく講座・イベント実施回数 <目標> ① 422回
事業実施年度 ⇒ 21 22		

事業名 【担当所属】					事業内容	実施計画期間中の目標
2	3	1	2	3	市内5大学の英知を結集して、旬のテーマで講座を開催し、市民が生涯を通じて自主的に学習に取り組めるように、市民の学習の機会を支援する。	<指標> ① 公開講座参加者数  <目標> ① 890人
市内5大学合同公開講座  【社会教育センター】						

## 第2節 生涯学習情報の充実

市民の自主的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報を総合的に提供するデータベースの設置と情報のネットワーク化に努めます。

### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
生涯学習情報の充実	1 学習情報データベースの設置 2 情報ネットワークの活用	

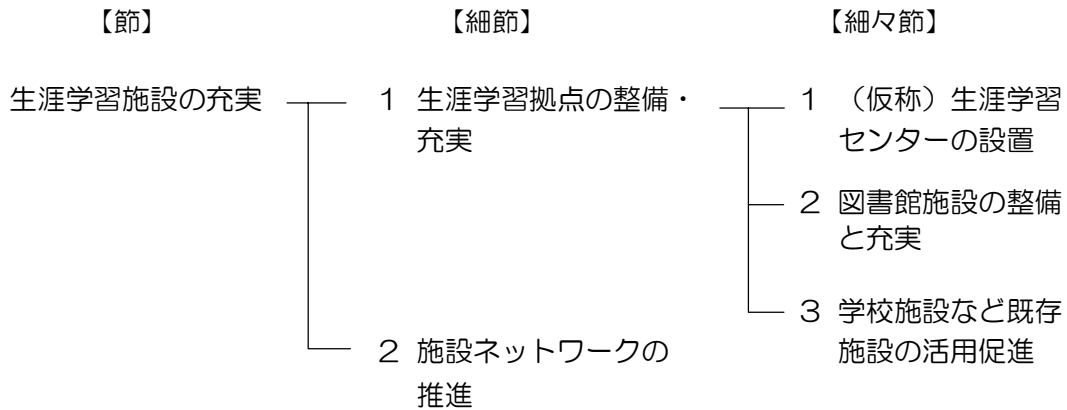
### 主な事業計画

事業名 【担当所属】					事業内容	実施計画期間中の目標
2	3	2	1	-	全市において実施されている生涯学習事業を体系的にまとめた生涯学習情報ニュースを発行する。	<指標> ① ニュースの設置場所  <目標> ① 200箇所
生涯学習情報ニュースの発行  【社会教育課】						

### 第3節 生涯学習施設の充実

生涯学習の場としての公民館や図書館など既存施設の活用にも努めるとともに、生涯学習に関連する文化、スポーツなど既存施設の充実に加え、民間施設も含めたネットワーク化を進めます。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

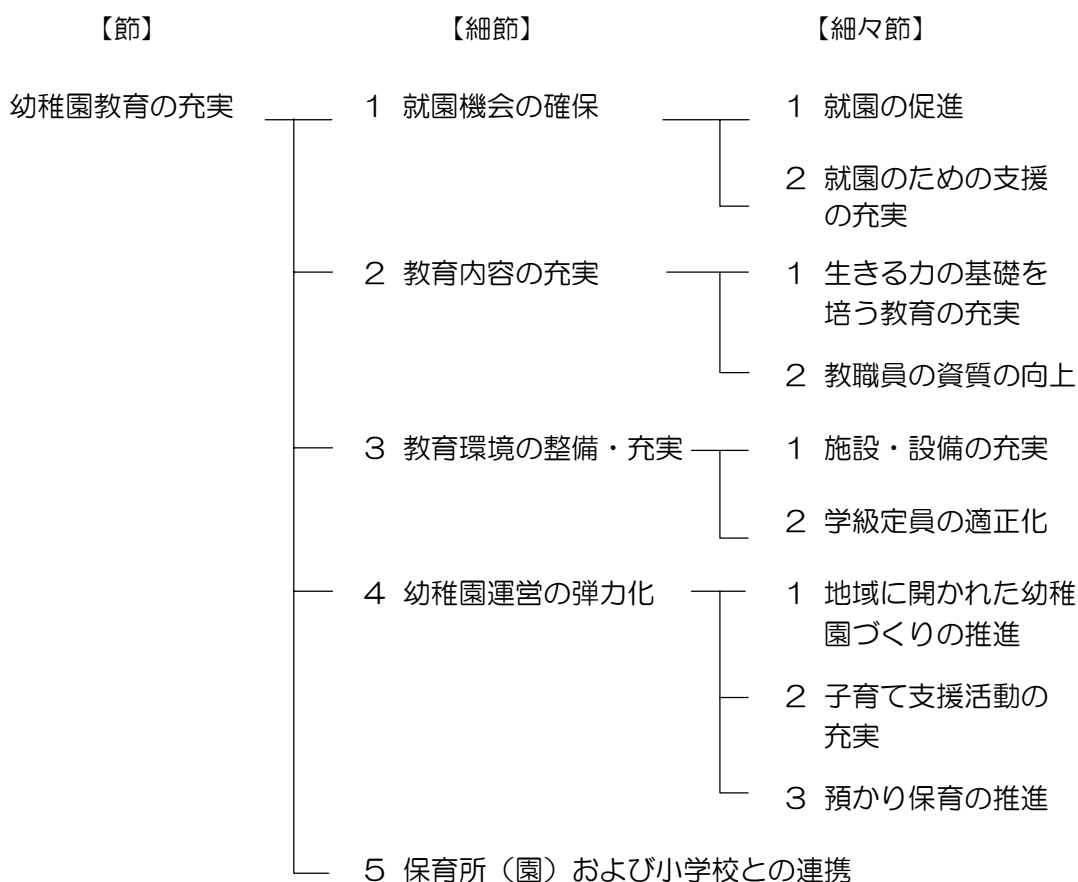
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
2   3   3   -   - マニフェスト No.119 市民会館等文化施設整備事業 【社会教育課】	市民会館の建替えに向けた整備方針を検討する。  事業実施年度 → 21   22	整備方針の策定
2   3   3   1   2 マニフェスト No. 70 図書館運営事業 【図書館総務室】	図書館開館時間の延長・祝休日開館拡大によって、図書館利用者の利便性の拡大を図る。WEB予約事業については先進事例等を踏まえ実施にむけて検討する。  事業実施年度 → 21   22	<指標> ① 年間貸出冊数 ② 年間の17時以降の貸出者数  <目標> ① 1,955,000冊 ② 23,500人
2   3   3   1   2 マニフェスト No.120 図書館整備事業 【図書館総務室】	永和図書館の建替えに向けた整備方針を検討する。  事業実施年度 → 21   22	整備方針の策定

## 第4章 学校教育の充実

### 第1節 幼稚園教育の充実

公私協調を図りながら、入園を希望するすべての3・4・5歳児の就園をめざし、幼児の個性を尊重した豊かな人間性を育てる教育内容の充実に努めます。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

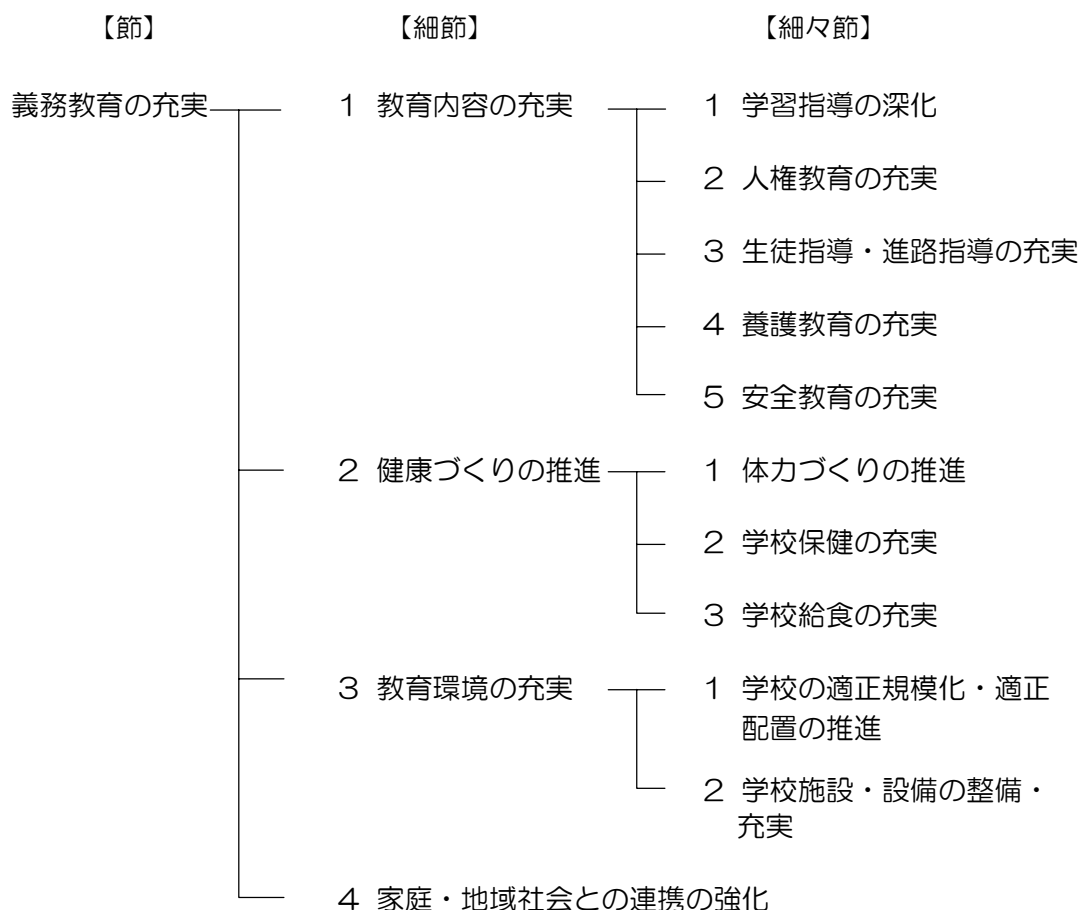
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 24 学校協議会の活性化 【学校教育推進室】	2	4	1	-	-	「開かれた学校園づくり」をめざし、学校教育自己診断を基に学校協議会からの提言・意見を受け、学校園運営の改革・改善を図る。	<指標> ① 学校協議会の年間開催回数 <目標> ① 5回
2	4	1	-	-			
事業実施年度	⇒	21 22					

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
2   4   1   2   1  幼稚園フェスティバル の開催  【学校教育推進室】	幼稚園教育の取り組みの充実を図るため、公立幼稚園園児による発表を行う幼稚園フェスティバルを開催する。	<指標> ① 参加者  <目標> ① 1,700人
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
2   4   1   3   1  幼稚園舎整備事業  【施設整備課】	老朽化した公立幼稚園園舎の改修整備によって、初期性能維持を図る	<指標> ① 実施率（実施額/予定整備額）  <目標> ① 100%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
2   4   1   3   1  幼稚園大型備品整備事業  【施設整備課】	公立幼稚園の教材教具・園用器具の継続的な整備によって、安全で充実した教育環境の整備を図り、教育効果を高める。	<指標> ① 実施率（実施額/整備希望額）  <目標> ① 100%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
2   4   1   3   1  地上デジタル放送対策事業  【施設整備課】	平成23年にテレビ放送がアナログ放送から地上デジタル放送へ移行したときに、テレビを視聴できるよう整備を進める。	<指標> ① 実施率（整備園数/整備必要園数）  <目標> ① 100%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

## 第2節 義務教育の充実

自ら学び、自ら考える力の育成を図り、一人ひとりの個性をいかした創造性を培う教育の推進のため、多方面からの意見や考え方を求め、学校、家庭、地域社会が連携協力し、市民に愛される開かれた学校園づくりの充実を図ります。

### 施策の体系



### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
2 - - - - マニフェスト No. 35 「教育百年の計」の提案を公募 【教育企画室】	「東大阪市の教育百年の計」の公募を行い、計画を策定するなど、生涯教育・学校教育・社会教育にかかわる、教育全体の策定を計画的に進める。	「教育百年の計の公募」など市民意識の把握を通して国の教育振興基本計画に基づいた計画を策定
事業実施年度	⇒ 21 22	



事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>-</td><td>-</td></tr> </table> マニフェスト No. 32 二期制の検証・充実 【学校教育推進室】	2	4	2	-	-	学校現場のさまざまな改革を図るため導入された二期制を継続し、さらなる教育活動の精査と学期の長期化をいかにした取り組みを充実させる。	<指標> ① 小学校の夏季休 <sup>o</sup> -トデー実施平均日数 ② 中学校の夏季休 <sup>o</sup> -トデー実施平均日数 <目標> ① 20日 ② 18日
2	4	2	-	-			
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td></tr> </table> マニフェスト No. 26 本物の文化芸術にふれる機会の拡大 【学校教育推進室】	2	4	2	1	-	児童・生徒が文化芸術に親しみ、文化芸術に対する関心や理解を高めるため、プロの文化芸術諸活動を鑑賞する機会をつくる。	<指標> ① 鑑賞事業に参加する小学5、6年生の率 <目標> ① 50%
2	4	2	1	-			
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> </table> マニフェスト No. 26 オンリーワンスクール推進事業 【学校教育推進室】	2	4	2	1	1	学校園の活性化と特色ある学校園づくりをめざした取り組みを推進する。	<指標> ① 事業実施校数 ② 公開発表会実施校数 <目標> ① 40校 ② 100%
2	4	2	1	1			
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> </table> マニフェスト No. 26 クラブ活動推進事業 【学校教育推進室】	2	4	2	1	1	外部人材を活用し部活動の専門的な指導ができるよう支援するなど、部活動の活性化に向けた総合支援を行う。	<指標> ① 部活動に参加する生徒率 <目標> ① 90%
2	4	2	1	1			
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> </table> マニフェスト No. 26 英語教育推進事業 【学校教育推進室】	2	4	2	1	1	新学習指導要領の改定に伴う、小学校5、6年生の英語教育の平成23年度完全実施に合わせ、外国語指導講師（ALT）の派遣を充実させる。児童生徒の異文化理解、国際理解教育に寄与する。	<指標> ① 中学校で週1回ALTによる授業実施割合 ② 小学校で週1回ALTによる授業実施割合 <目標> ① 100% ② 79%
2	4	2	1	1			
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> </table> マニフェスト No. 33・105 環境教育の推進 【学校教育推進室】	2	4	2	1	1	東大阪市地球温暖化対策実行計画に沿った学校園活動を推進する。児童・生徒へは副読本、環境家計簿等を使用し、環境問題に関心を持たせ意欲と実践力の向上を図る。教員には環境教育研修を実施する。	<指標> ① 環境教育副読本の活用率 ② 全学校園の環境家計簿実施率 <目標> ① 100% ② 100%
2	4	2	1	1			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> </table> マニフェスト No. 26 学力向上対策学校支援事業 【学校教育推進室】	2	4	2	1	1	市立学校へ配置した学力向上支援コーディネータを中心に、児童・生徒の学習意欲、教師の授業力・指導力を高め、各学校における授業改善に取り組む。また、教育委員会には、学力向上プロジェクトチームを結成し学力向上施策5ヵ年計画における検証・改善に取り組む。	<指標> ① 全国学力学習状況調査の平均正答率 <目標> ① 平成21年度から3年後に大阪府平均正答率まで引き上げることを目標に毎年の検証を実施する
2	4	2	1	1			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td></tr> </table> 人権教育の推進 【人権教育室】	2	4	2	1	2	家庭・地域・学校が連携し、豊かな人権感覚と確かな学力を育むことをめざし、人権教育研究集会全体会・分科会を開催、啓発冊子作成など、各種事業を実施支援する。	<指標> ① 人権教育研究集会全体会の教員参加率 ② 人権教育研究集会分科会の参加人数 <目標> ① 75% ② 2,500人
2	4	2	1	2			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>4</td></tr> </table> マニフェスト No. 30 特別支援教育推進事業 【学校教育推進室】	2	4	2	1	4	障害のある子どもたちが学校生活を円滑に送れるように多方面から支援する。	<指標> ① 必要校への支援員配置率 ② 対象児童等への巡回指導・相談実施回数 <目標> ① 100% ② 3回
2	4	2	1	4			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>-</td></tr> </table> マニフェスト No. 29 食育の推進 【学校教育推進室】	2	4	2	2	-	人間形成の基礎となる、健全な食生活を実践する力の習得をめざし、市立小中学校で食の指導に関する全体計画を作成し、食育を推進する。	<指標> ① 食の指導に関する全体計画作成校数 <目標> ① 80校
2	4	2	2	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td></tr> </table> マニフェスト No. 19 学校給食費滞納解消事業 【学校給食課】	2	4	2	2	3	学校給食費の滞納解消のため、(財)東大阪市学校給食会が徴収するためのマニュアルを作成し、徴収強化の支援をする。	<指標> ① 徴収率 <目標> ① 99.7%
2	4	2	2	3			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						

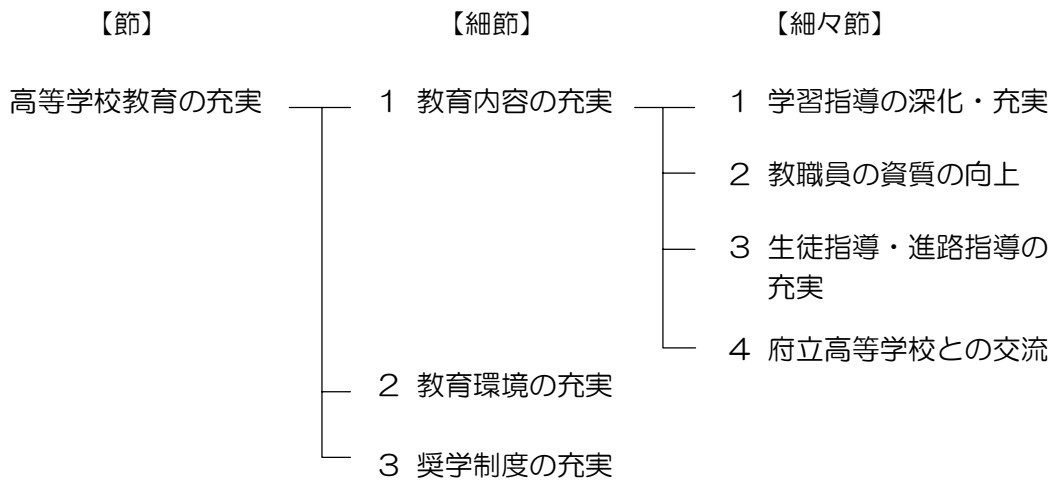
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td></tr> </table> 給食施設整備事業 【学校給食課】	2	4	2	2	3	老朽化した給食施設の改修整備、効率的な整備のための計画策定を行う。学校給食施設・設備の整備を継続的に行い、「安全・安心な給食」の安定的な供給を図る。	<指標> ① 実施率（実施額/予定整備額） ② 整備計画策定のための学校調査率 <目標> ① 100% ② 100%
2	4	2	2	3			
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>3</td><td>-</td></tr> </table> マニフェスト No. 26 学校園教育支援協力者活用事業 【学校教育推進室】	2	4	2	3	-	教育活動の充実と地域連携を図るため、学校園の実情に応じて、生徒指導・学習補充・日本語指導のボランティアによる支援協力者を学校園に配置する。	<指標> ① 支援協力者の学校園活用率 <目標> ① 100%
2	4	2	3	-			
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>3</td><td>1</td></tr> </table> マニフェスト No. 118 学校規模適正化事業 【学事課】	2	4	2	3	1	学校規模の適正化を図るため、過小規模校及び過大規模校の解消に努め、より良い教育環境と効果的な学校教育を実現する。	統合委員会設置に向けた地域等説明会の開催
2	4	2	3	1			
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td></tr> </table> マニフェスト No. 50 学校施設耐震化事業 【施設整備課】	2	4	2	3	2	学校建物の耐震化事業を推進する。	<指標> ① 屋内運動場の耐震化率 ② 小中学校施設全体の耐震化率 <目標> ① 100% ② 43.9%
2	4	2	3	2			
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td></tr> </table> 大規模営繕・学校整備事業 【施設整備課】	2	4	2	3	2	学校施設の大規模な改修工事、維持補修及び老朽設備の改善対策を図る。学校施設の周期的な改修による初期性能の回復及び設備の改善対策により、耐用年数の確保を図る。	<指標> ① 実施率（実施額/予定整備額） <目標> ① 100%
2	4	2	3	2			
<table border="1"> <tr><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>3</td><td>2</td></tr> </table> 老朽校舎建替等整備事業 【施設整備課】	2	4	2	3	2	整備の必要性の高い校舎について、整備計画により改築等整備を図る。	<指標> ① 実施率（整備校数/全体計画校数） <目標> ① 92.3%
2	4	2	3	2			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
2   4   2   3   2 収容対策事業 【施設整備課】	急激な人口増により、収容に支障をきたす学校について、仮教室の借り上げ及び増築を実施する。児童の将来推計に基づき、学校規模適正を視野に入れながら、収容対策を図る。	<指標> ① 措置実施率（措置教室数/必要教室数）  <目標> ① 100%
	事業実施年度 ⇒ 21   22	
2   4   2   3   2 地上デジタル放送対策事業 【施設整備課】	平成23年にテレビ放送がアナログ放送から地上デジタル放送へ移行したときに、授業でテレビを視聴できるよう整備をすすめる。	<指標> ① 実施率（整備学校数/整備必要学校数）  <目標> ① 100%
	事業実施年度 ⇒ 21   22	
2   4   2   3   2 教材校用備品整備事業 【施設整備課】	小中学校の教材教具・校用器具の整備を図る。継続的な更新整備を行い、安全で充実した教育環境の整備を図り、教育効果を高める。	<指標> ① 実施率（実施額/整備希望額）  <目標> ① 100%
	事業実施年度 ⇒ 21   22	
2   4   2   3   2 小学校用地取得事業 【施設整備課】	小学校敷地の借地部分を取得する。	平成21年度中に用地取得をめざす
	事業実施年度 ⇒ 21   22	
2   4   2   4   - マニフェスト No. 24 学校協議会の活性化 【学校教育推進室】	「開かれた学校園づくり」をめざし、学校教育自己診断を基に学校協議会からの提言・意見を受け、学校園運営の改革・改善を図る。	<指標> ① 学校協議会の年間開催回数  <目標> ① 5回
	事業実施年度 ⇒ 21   22	
2   4   2   4   - マニフェスト No. 62 子ども安全安心推進事業 【学校教育推進室】	学校・保護者・地域との連携体制を強化し、子どもたちの登下校時、学校内での安全確保のための事業を推進する。 登下校時の通学路安全確保や見守り・見回り活動を実施し、学校内に警備員を配置する。	<指標> ① 登下校時の事故発生件数 ② 校内不審者侵入発生件数  <目標> ① 0件 ② 0件
	事業実施年度 ⇒ 21   22	

### 第3節 高等学校教育の充実

高等学校の教育内容を充実するとともに、校舎等の施設・設備を整備し教育環境の充実に努めます。また、奨学制度の充実を図ります。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

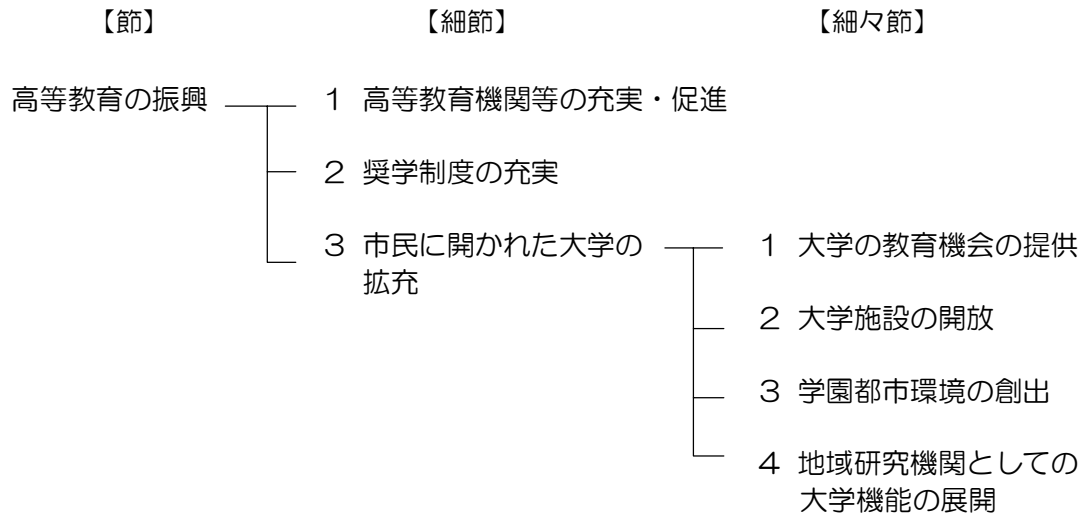
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
2   4   3   -   - マニフェスト No. 24 学校協議会の活性化  【学校教育推進室】	「開かれた学校園づくり」をめざし、学校教育自己診断を基に学校協議会からの提言・意見を受け、学校園運営の改革・改善を図る。	<指標> ① 学校協議会の年間開催回数  <目標> ① 5回
事業実施年度 ⇒ 21 22		
2   4   3   1   1 日新高等学校生徒短期交換留学事業  【学校教育推進室】	姉妹都市との短期交換留学。特色ある学校づくりの一環として生徒の国際感覚、英語力向上を図る。	<指標> ① 留学応募生徒数  <目標> ① 20名
事業実施年度 ⇒ 21 22		

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標									
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">-</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">マニフェスト No. 50</p> <p style="text-align: center;">学校施設耐震化事業</p> <p style="text-align: center;">【施設整備課】</p>	2	4	3	2	-	<p>学校建物の耐震化事業を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業実施年度</td> <td style="width: 20%;">⇒</td> <td style="width: 20%;">21</td> <td style="width: 20%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 屋内運動場の耐震化率</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 100%</p>
2	4	3	2	-							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">-</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">高等学校整備事業</p> <p style="text-align: center;">【学校教育推進室】 【施設整備課】</p>	2	4	3	2	-	<p>校舎の継続的な改修によって、教育環境の向上と安全管理のため初期性能維持を図る。 教材教具・校用器具の整備、教材用コンピュータ整備、トレーニングルームの整備によって教育効果を高める。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業実施年度</td> <td style="width: 20%;">⇒</td> <td style="width: 20%;">21</td> <td style="width: 20%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 実施率（実施額/予定整備額）</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 100%</p>
2	4	3	2	-							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">-</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">地上デジタル放送対策事業</p> <p style="text-align: center;">【施設整備課】</p>	2	4	3	2	-	<p>平成23年にテレビ放送がアナログ放送から地上デジタル放送へ移行したときに、授業でテレビを視聴できるよう整備を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業実施年度</td> <td style="width: 20%;">⇒</td> <td style="width: 20%;">21</td> <td style="width: 20%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 実施率（整備学校数/整備必要学校数）</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 100%</p>
2	4	3	2	-							
事業実施年度	⇒	21	22								

## 第4節 高等教育の振興

地域社会に貢献する人材の育成を図るため、大学の充実の促進などに努めます。  
また、文化施設の開放など学園都市と呼ぶにふさわしい教育・文化環境の醸成に努めます。

### 施策の体系



### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>2</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td> </tr> </table> 東大阪市地域研究助成金事業  【政策推進室】	2	4	4	3	4	大学が行う地域研究活動への助成を実施する。	<指標> ① 各所属からの提案テーマ数 ② 大学からの提案研究数  <目標> ① 5件 ② 7件
2	4	4	3	4			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						

## 第5節 学校園教育活動への支援の充実

教育研究等を通じて教育諸問題解決への寄与を図るとともに、教職員研修や教育相談機能の充実を図ります。

### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
学校園教育活動への支援の充実	1 教育情報資料の収集・提供	
	2 教職員研修・教育研究の充実	
	3 教育相談機能の充実	

### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 87 児童虐待防止対策事業 【学校教育推進室】	2	4	5	-	-	学校教育・福祉の関係部局と連携を図りながら、園児・児童・生徒への虐待について、早期発見・早期対応に努めていく体制を構築する。	<指標> ① 中学校区において小中学校連携会議が実施された割合 <目標> ① 100%
2	4	5	-	-			
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 85 いじめ防止対策事業 【学校教育推進室】	2	4	5	-	-	いじめの未然防止、発生した事象の指導、また再発防止のために、定期的ないじめの状況調査を実施する。	<指標> ① いじめの認知件数 <目標> ① 60件
2	4	5	-	-			
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> 学校教育情報化推進事業 【教育センター】	2	4	5	-	-	教材用コンピュータを配備することで、小・中学校の児童生徒の情報活用能力育成と「わかりやすい授業づくり」に向けてのICT活用環境の整備を図る。平成23年度からの「教育情報化推進計画」を策定する。 (ICT：情報通信技術、IT)	<指標> ① 教員が職員室で教材作成用に使用できる1校あたりの台数 ② 教員のICT活用指導力(文科省調査において「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合) <目標> ① 4台 ② 63%
2	4	5	-	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						



事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>4</td><td>5</td><td>2</td><td>-</td> </tr> </table> <p>マニフェスト No. 27</p> <p>教職員研修事業</p> <p>【教育センター】</p>	2	4	5	2	-	<p>教職員の資質・能力や実践的指導力の向上を図るため研修を実施する。</p> <p>事業実施年度 → 21 22</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 教員1人あたりの年間受講回数</p> <p>② 課題意識・実践意欲の醸成度（研修毎のアンケート「課題が見えてきた」以上の回答数/全回答数）</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 4.4回</p> <p>② 90%</p>
2	4	5	2	-			
<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>4</td><td>5</td><td>2</td><td>-</td> </tr> </table> <p>マニフェスト No. 85</p> <p>いじめ防止対策推進事業</p> <p>【人権教育室】</p>	2	4	5	2	-	<p>園児・児童・生徒・保護者及び教員を対象に人権感覚と人権意識を高揚させることで、いじめ問題が未然に防がれる社会をめざす。中学校区での研修会の開催や啓発リーフレットを作成する。</p> <p>事業実施年度 → 21 22</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 中学校区研修会実施率</p> <p>② 啓発リーフレット配布数</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 100%</p> <p>② 5万冊</p>
2	4	5	2	-			
<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>4</td><td>5</td><td>3</td><td>-</td> </tr> </table> <p>マニフェスト No. 31・85・87</p> <p>教育相談・発達相談事業</p> <p>【教育センター】</p>	2	4	5	3	-	<p>本市の園児・児童・生徒及びその保護者や市立学校園の教員が抱える子どもの養育や教育等に関する悩みに対応した相談活動を、障害児等の支援教育の充実やいじめ防止、子どもの虐待防止に向けた取り組みに重点を置いて実施する。</p> <p>事業実施年度 → 21 22</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 年間相談実施回数</p> <p>② 学校園への相談員派遣に対する評価（事後アンケートで「効果があった・概ね効果があった」という回答の割合）</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 4,000回</p> <p>② 100%</p>
2	4	5	3	-			
<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>4</td><td>5</td><td>3</td><td>-</td> </tr> </table> <p>不登校対策支援事業</p> <p>【教育センター】</p>	2	4	5	3	-	<p>不登校園児・児童・生徒、不登校傾向にある園児・児童・生徒及びその家庭への支援を行う。適応指導教室に通う不登校園児・児童・生徒へのきめ細やかな支援を充実し、学校復帰をめざす。</p> <p>事業実施年度 → 21 22</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 適応指導教室の中学3年生の進路選択率</p> <p>② 個別支援対象の不登校児童等の状況改善率</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 100%</p> <p>② 55%</p>
2	4	5	3	-			

## 第5章 青少年が健やかに育つまちづくり

### 第1節 青少年の社会参加の促進

青少年の自立した社会参加を促進し、参加機会の拡充などを図ります。また、青少年が自主的に多種多様な活動ができるよう施設の整備・充実に努めます。

#### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
青少年の社会参加の促進	1 青少年活動の充実と参加機会の拡充	
	2 青少年関係団体・指導者の育成	
	3 青少年活動施設の整備・充実	

#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
2   5   1   3   - 児童文化スポーツセンター（探検広場）改修事業 【青少年スポーツ室】	子どもの未来創造への意欲を育成するため、探検広場内の学習展示コーナー、体験展示コーナーの展示物更新を行う。	<指標> ① 1日平均利用者数  <目標> ① 260人
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
2   5   1   3   - 長瀬青少年センター整備事業 【長瀬青少年センター】	老朽化した空調設備の整備を図る。	平成21年7月までの整備をめざす
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

## 第2節 次代を担う青少年が育つ社会環境づくりの推進

「青少年健全育成都市宣言」の市民への浸透や、家庭、学校、地域社会などが一体となって青少年の健全育成に向けた総合的な活動を推進するとともに、青少年の保護につながる相談体制の充実にも努めます。

### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
次代を担う青少年が育つ社会環境づくりの推進	1 市民意識の高揚 2 青少年健全育成活動の推進 3 相談体制の充実	

### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
2   5   2   2   - マニフェスト No. 23 総合的教育力活性化事業 【青少年スポーツ室】	学校、自治会、PTA、青少年育成団体などで構成する、地域教育協議会が行う地域教育活動・学校教育事業等を支援する。地域の特性をいかした独自の行事を展開し、学校教育や地域における活動を活性化する。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 1地域教育協議会あたりの平均開催回数 <目標> ① 12回
2   5   2   2   - マニフェスト No. 28 青少年健全育成推進事業（生活リズム向上支援） 【青少年スポーツ室】	子どもの基本的生活習慣の確立に向け、保護者用の啓発冊子を作成する。関係部局が連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を進める。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 啓発冊子作成冊数 <目標> ① 5,100冊
2   5   2   2   - 留守家庭児童育成事業 【青少年スポーツ室】	地域の子どもは地域で守り育てるという理念のもと、下校後に保護者が家庭にいない小学校低学年の留守家庭児童を預かり、遊びを主とした生活指導を行い、健全育成を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 年間250日以上開設しているクラブの割合 ② 希望どおり入会できた児童の割合 <目標> ① 100% ② 100%

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標									
<table border="1" data-bbox="244 327 456 365"> <tr> <td>2</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> </table> 「子ども110番の家」 運動推進事業  【青少年スポーツ室】	2	5	2	2	-	<p>地域の子ども等が身の危険を感じたときに、逃げ込み保護を求めることができる「子ども110番の家」運動を拡大させる。小旗やプレートを玄関先に掲げることで、犯罪の抑止効果を図る。</p> <table border="1" data-bbox="544 555 1018 611"> <tr> <td>事業実施年度</td> <td>⇒</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt; ① 協力家庭件数</p> <p>&lt;目標&gt; ① 15,000件</p>
2	5	2	2	-							
事業実施年度	⇒	21	22								

## 第6章 スポーツ・レクリエーションの推進

### 第1節 スポーツ都市の創造

全国高等学校ラグビーフットボール大会の開催を支援し、「ラグビーのまち東大阪」のまちづくりを進めるとともに、様々なスポーツの活性化や地域が一体となったスポーツ推進体制の充実を図ります。

#### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
スポーツ都市の創造	1 ラグビーのまち東大阪の推進	
	2 スポーツイベントの充実	
	3 スポーツ推進体制の充実	

#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No.101 ふるさとづくり推進事業 【政策推進室】	2	6	1	1	-	全国高等学校ラグビーフットボール大会の開催支援及びラグビーの振興を通して、市民が愛着と誇りを持つまちづくりをめざすと同時に、「ラグビーのまち東大阪」を全国に発信し、全国の人々が訪れたいまちづくりを推進する。	<指標> ① 全国高等学校ラグビーフットボール大会来場者数 <目標> ① 14万人
2	6	1	1	-			
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </table> 大規模スポーツ施設運営補助事業 【政策推進室】	2	6	1	1	-	市内のスポーツ施設で敷地面積または延床面積が3万㎡以上の運営施設に対し、補助金を交付する。	<指標> ① 「花園ラグビー場」入場者数 <目標> ① 25万人
2	6	1	1	-			
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No.102 全国高等学校ラグビーフットボール大会支援事業 【青少年スポーツ室】	2	6	1	1	-	全国高等学校ラグビーフットボール大会の広報活動を横断幕・懸垂幕の増設により強化する。広報関連事業として凧揚げ大会も実施する。	<指標> ① 横断幕・懸垂幕の設置箇所数 ② 凧揚げ大会参加者数 <目標> ① 8箇所 ② 300人
2	6	1	1	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
	事業実施年度 ⇒ 21 22						

## 第2節 スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民の誰もが、生涯の各時期にわたって「いつでも・どこでも」スポーツ活動に親しめる生涯スポーツ社会の基盤形成のため、スポーツ環境の整備・充実を図り市民のスポーツへの参加促進に努めます。

### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
スポーツ・レクリエーション活動の充実	1	生涯スポーツの推進と活動機会の充実
	2	団体・指導者の育成と活用
	3	施設の整備・充実

### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>6</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 68 学校体育施設等開放事業 【青少年スポーツ室】	2	6	2	1	-	学校の体育施設並びに付帯設備を、学校教育活動に支障がない範囲で開放し、市民の体力づくりや幼児・児童の健全育成の場とする。	<指標> ① 利用人数の前年度比 ② 開放回数の前年度比 <目標> ① 100% ② 100%
2	6	2	1	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>6</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 68 学校プール開放事業 【青少年スポーツ室】	2	6	2	1	-	小学校の夏期休業中、学校のプールを地域児童に開放する。市内小学校の全校開放実施を継続し、水泳を通じて児童の体力及び健康の増進を図る。	<指標> ① 事故報告件数 ② 監視指導員の登録者数 <目標> ① 0件 ② 3,300人
2	6	2	1	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							

## 第3部 健康と市民福祉のまちづくり

### 第1章 健康で元気な市民づくり

#### 第1節 健康づくりの推進

市民の健康を守り、明るく健康な長寿社会を築いていくための総合的な健康づくり対策を推進します。また、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。

#### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
健康づくりの推進	1 健康づくりの総合対策の推進	
	2 健康づくり施設の整備	
	3 健康診査と健康相談体制の充実	
	4 健康学習の促進と健康活動の充実	

#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td></tr> </table> マニフェスト No. 88・90 健康トライ21啓発事業 【健康づくり課】	3	1	1	1	-	健康日本21東大阪市計画（健康トライ21）に基づき啓発事業を進め、「健康寿命」の延伸と「生活の質」の向上をめざす。	<指標> ① イベント参加者数 ② 市民活動団体数 <目標> ① 5,000人 ② 16団体
3	1	1	1	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
<table border="1"> <tr><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td></tr> </table> マニフェスト No. 28 食育関係事業 【健康づくり課】	3	1	1	1	-	「東大阪市食育推進計画」に基づき、「食育」について、関連する分野とも連携を深めながら、正しい知識の普及や啓発など、総合的に取り組みを進める。	<指標> ① 食育推進にかかる事業実施回数 <目標> ① 70回
3	1	1	1	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						

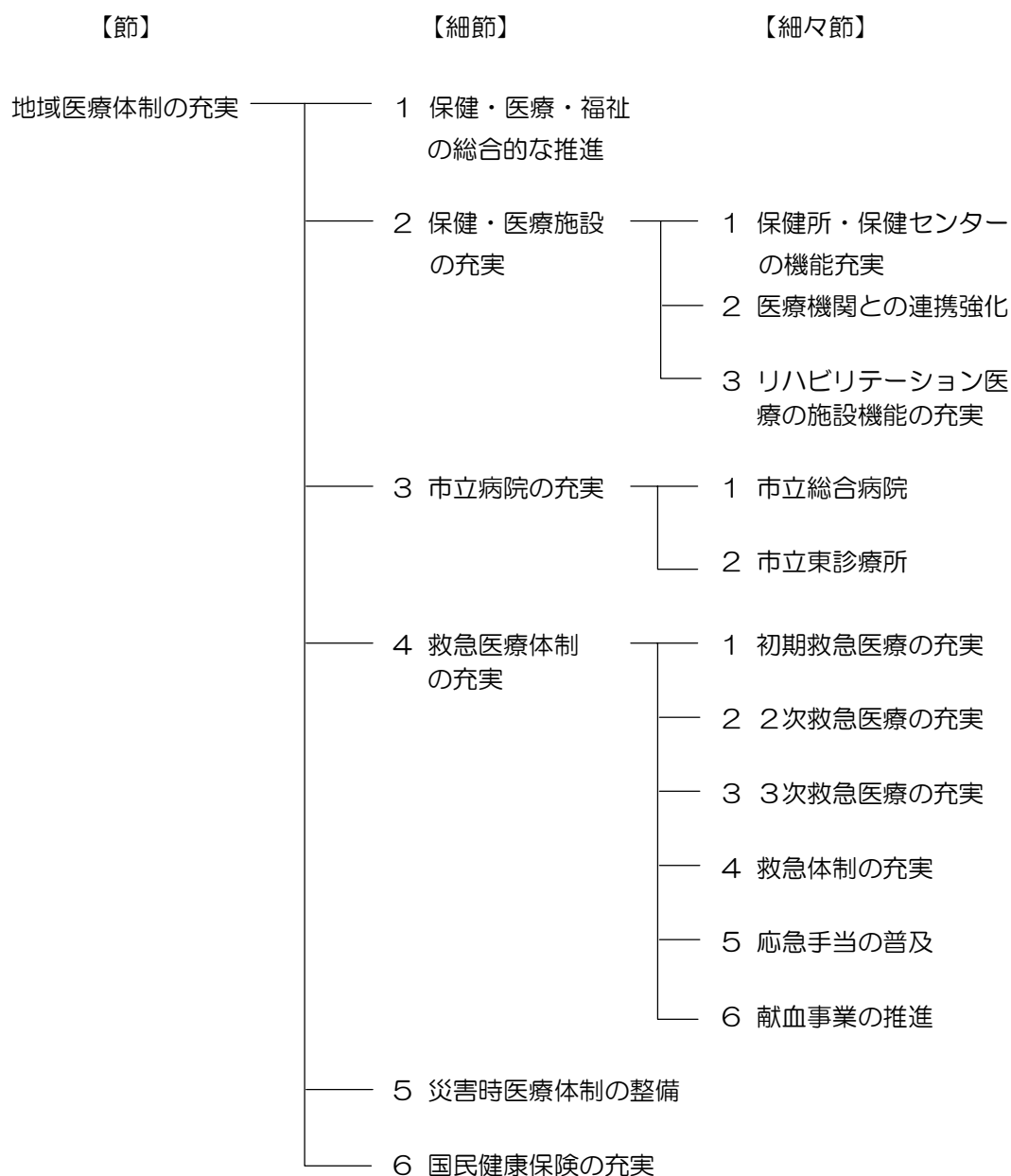
事業名 【担当所属】	事業名 【担当所属】	事業内容
3   1   1   1   - マニフェスト No. 90 栄養改善業務 【健康づくり課】	様々なライフステージにおける食生活改善を支援する。また特定給食施設の栄養管理指導を通じて喫食者の健康づくりを支援し、地区組織の育成を図るとともに、食環境の整備を進める。	<指標> ① 保健センター等における栄養指導の人数 ② 特定給食施設栄養管理状況改善率(改善/対象) <目標> ① 24,000人 ② 5%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
3   1   1   3   - マニフェスト No. 88 健康増進事業 【健康づくり課】	健康増進法に基づき、おおむね40歳以上の方を対象に検診を実施し、疾病等の早期発見・治療をはかる。また健康相談や健康教育などを実施し、市民が健やかで心豊かに生活できることをめざす。	<指標> ① がんに関する健康教育の実施回数 ② がん検診受診率(胃がん) <目標> ① 30回 ② 12%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	



## 第2節 地域医療体制の充実

市民の健康を確保するため、行政・民間・地域の連携を図るとともに、保健・医療・福祉の総合的な施策を推進します。また、地域医療資源の効率的な活用、市立病院の整備充実、救急・災害時の医療体制整備に努めます。国民健康保険については、円滑運営を図るため、財源措置等を国・府に働きかけます。

### 施策の体系



主な事業計画

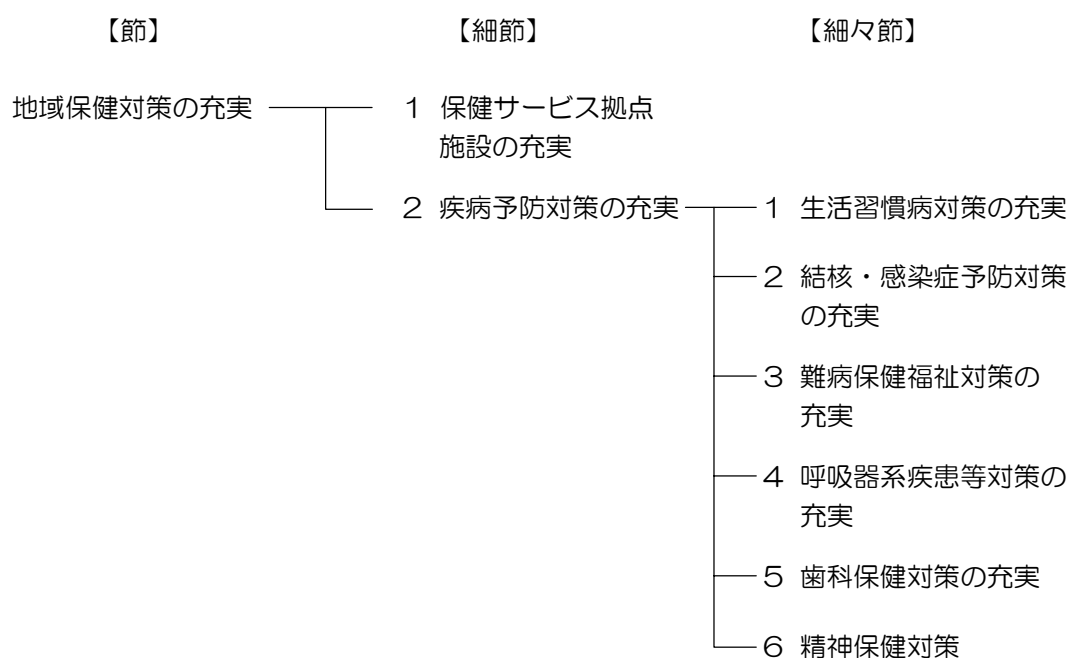
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </table> 健康危機管理業務 【地域健康企画課】	3	1	2	2	1	市民の生命、健康にかかる被害が発生し、または発生するおそれのある健康危機に対して、迅速・適切に対処し、市民の安全を守るため、設備を整備し、訓練等による職員の資質向上を図る。	<指標> ① 健康危機管理訓練実施回数 <目標> ① 3回
3	1	2	2	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </table> 高度医療機器整備事業 【総合病院】	3	1	2	3	1	高度医療機器の整備を行い、高度で安全な最新の専門医療を提供し、効率的医療の質と医療サービスの向上を図る。	高度医療機器の整備を行う。
3	1	2	3	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </table> マニフェスト No. 96 総合病院増改築事業 【総合病院】	3	1	2	3	1	がん診療連携拠点病院としてのがん対策の充実や医師及び看護師などの人材確保により、地域の中核病院としての機能を向上させるため、施設の拡充・整備を図る。	平成23年度に、総合病院の増改築を完成させる。
3	1	2	3	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </table> マニフェスト No. 20 診療費収納対策事業 【総合病院】	3	1	2	3	1	支払い困難な患者に対して各種医療制度や分割払いの案内をしながら、滞納の解消を図る。	<指標> ① 収納率 <目標> ① 97.6%
3	1	2	3	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </table> マニフェスト No. 94 中河内医療圏小児救急広域運営事業 【地域健康企画課】	3	1	2	4	1	中河内医療圏内の病院に診療を委託し、輪番制により夜間の小児初期救急に対応する。	<指標> ① 輪番制小児初期救急医療体制の構築 <目標> ① 全日夜間の診療体制
3	1	2	4	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
3   1   2   4   2 マニフェスト No. 94 救急医療施設運営補助 【地域健康企画課】	市民が利用しやすい救急体制を構築するため、中河内医療圏において、国、府及び各市の負担により、病院群輪番制病院運営補助及び小児救急医療支援補助を実施する。	<指標> ① 小児救急を含む、輪番制二次救急医療体制の構築 <目標> ① 24時間365日の診療体制
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
3   1   2   4   4 高規格救急車整備事業 【消防局警備課】	ますます増加傾向にある救急需要に対応し、市民の救命率の向上を図るため、高規格救急車の更新・整備を進める。	平成21年度、22年度に2台ずつ整備する。
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
3   1   2   4   4 救急救命士養成・高度化事業 【消防局人事教養課】	年々増大し、高度化する救急需要に対応するため、高度な医療知識と技術を持った救急救命士の養成を計画的に行う。	<指標> ① 救急救命士養成率 ② 気管挿管・薬剤投与の両医療行為認定救命士養成率 <目標> ① 100% ② 80.4%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
3   1   2   4   6 献血事業の推進 【地域健康企画課】	市民に広く献血制度への理解と協力を求め、400ml献血者の増加を図り医療に要する安全な血液製剤を確保する。	<指標> ① 献血者数 <目標> ① 8,000人
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
3   1   2   6   - マニフェスト No. 18 保険料収納率向上事業 【保険管理課】	コールセンターや徴収嘱託員の活用、徴収対策の強化、保険料の適正賦課、コンビニ収納の実施などにより、国民健康保険財政の健全化を図る。	<指標> ① 現年分収納率 <目標> ① 85%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
3   1   2   6   - 医療費適正化事業 【保険管理課】	特定健康診査・特定保健指導事業の推進などにより生活習慣病を未然に防ぎ、またレセプト点検の実施により医療費の適正化に努める。	<指標> ① 特定健康診査実施率 <目標> ① 55%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

### 第3節 地域保健対策の充実

保健所や保健センターの機能充実を図るとともに、生活習慣病や結核などの予防対策に努めます。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

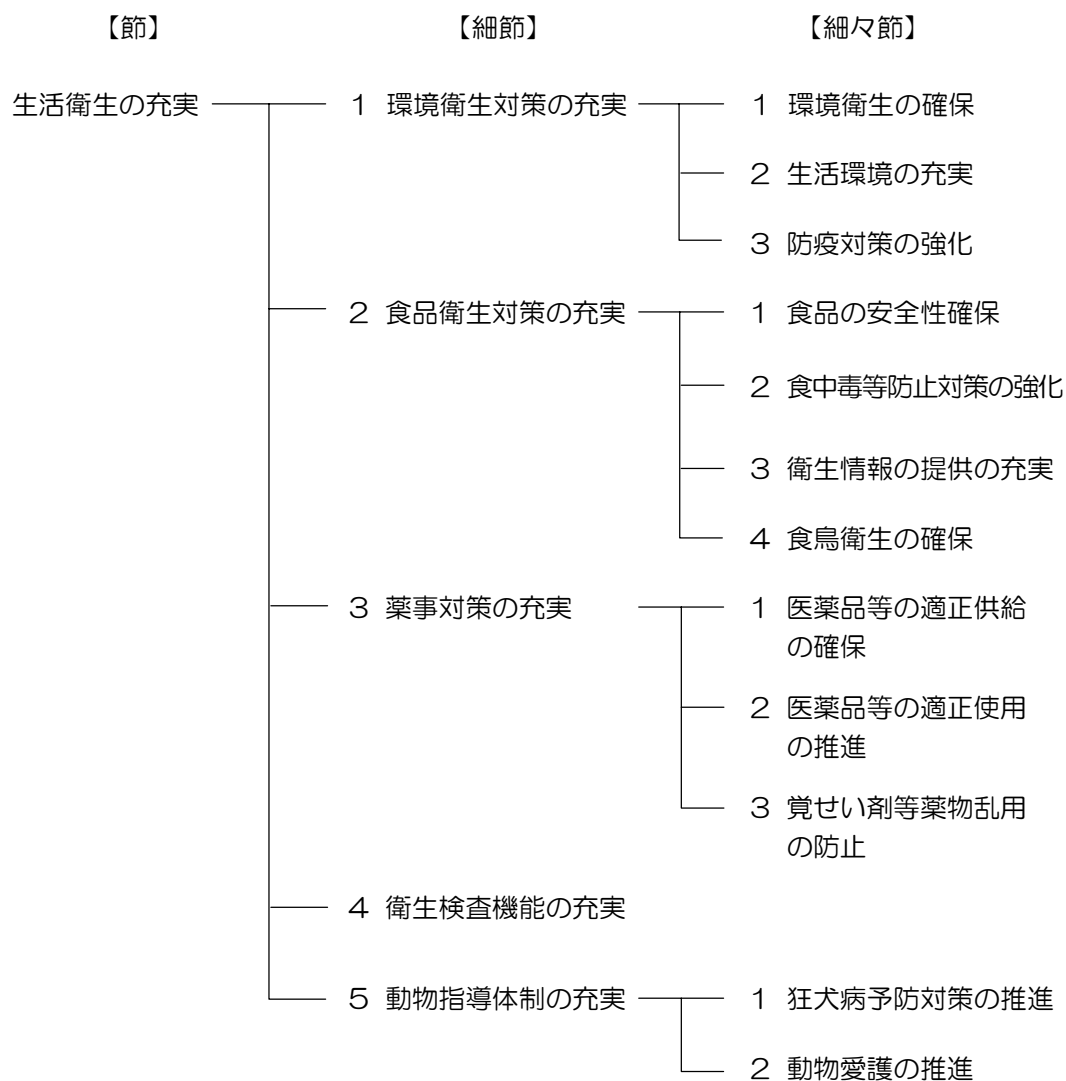
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
3   1   3   2   2 予防接種事業 【健康づくり課】	疾病の予防、まん延防止のために、予防接種を行う。また、接種率向上のための啓発を行う。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 接種率 (インフルエンザを除く) <目標> ① 87%
3   1   3   2   2 感染症対策事業 【健康づくり課】	感染症の発生を予防し、二次感染等のまん延を防止するための処置について調査・検討、実施する。また感染症に関する健康教育を実施し、予防のための啓発に努める。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 二次感染患者発生件数 ② 感染症に関する健康教育の実施回数 <目標> ① 0件 ② 21回

事業名 【担当所属】					事業内容	実施計画期間中の目標
3	1	3	2	2	<p>早期発見・まん延防止のため、H I V抗体検査を実施するとともに、エイズ予防週間等における取り組みや、若年層に対する思春期教育や性教育を推進し、エイズに関する正しい知識の普及や啓発に努める。</p>	<p>&lt;指標&gt; ① 抗体検査実施件数 ② 思春期教育実施回数</p> <p>&lt;目標&gt; ① 350件 ② 15回</p>
3	1	3	2	2	<p>結核患者の発生から治療及び治癒後の管理まで一貫したフォローを行い、結核の感染予防及びまん延防止に努める。</p>	<p>&lt;指標&gt; ① 治療完了率 ② 結核り患率 (人口10万人対)</p> <p>&lt;目標&gt; ① 100% ② 21人</p>

## 第4節 生活衛生の充実

環境衛生や食品衛生などの生活環境の改善に努めるとともに、薬事対策や衛生検査機能、動物管理体制の充実を図ります。

### 施策の体系



主な事業計画

事業名 【担当所属】						事業内容	実施計画期間中の目標
3	1	4	1	1		環境衛生営業関係施設（旅館・興行場・公衆浴場等）に対する許認可業務、監視指導を実施し、公衆衛生上の事故等を防止するとともに、安全で衛生的な施設環境の保持を図る。	<指標> ① 適正施設の割合  <目標> ① 100%
環境衛生営業施設監視指導  【環境業務課】							
3	1	4	1	2		生活環境施設（特定建築物、専用水道、貯水槽水道、浄化槽等）の環境衛生を確保するため、許認可事務及び監視指導を実施する。また、家庭用品の試験検査、シックハウス等の住まいに起因する健康影響に関する相談、啓発を実施する。	<指標> ① 適正施設の割合  <目標> ① 100%
生活環境施設監視指導  【環境業務課】							
3	1	4	1	3		ねずみ、ゴキブリ等の駆除等により、感染症の予防、まん延を防止し、市民ニーズの多い有害・不快害虫の駆除指導等を行う。	<指標> ① 相談解決率（解決件数 / 現場調査件数）  <目標> ① 100%
防疫対策強化  【環境業務課】							
3	1	4	2	-		食品衛生関係施設の監視指導、営業の許認可、検査、講習会、食品衛生情報の提供を実施し、飲食に起因する衛生上の危害発生の防止を図っている。また、食鳥処理場での生体検査及び検査事務所での検査、認定小規模施設の監視指導を実施するとともに、食品検査の充実を図る。	<指標> ① 大規模食中毒（患者数50名以上）の発生件数 ② 食鳥処理場の年間監視回数  <目標> ① 0件 ② 320回
食品安全対策の強化  【食品衛生課】							
3	1	4	3	1		毒物劇物販売業及び平成21年度より新設の店舗販売業の審査事務、監視指導を実施するとともに、新制度に基づく周知を進める。また流通医薬品等の収去検査を行う。	<指標> ① 適正施設の割合  <目標> ① 100%
医薬品適正供給確保事業  【環境業務課】							

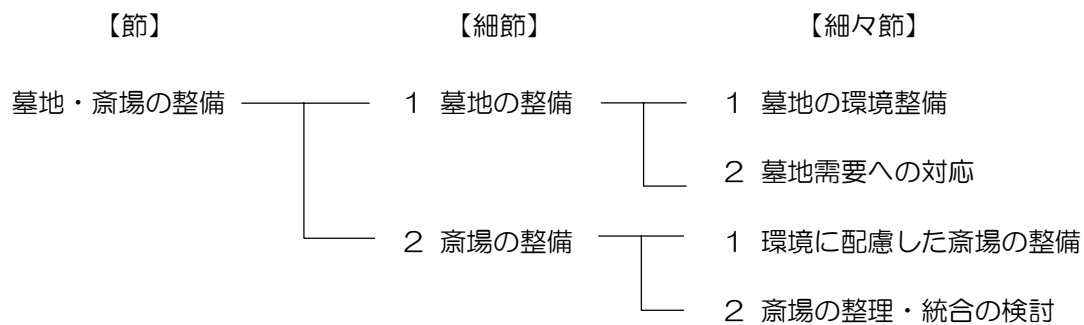
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </table> 医薬品等適正使用事業  【環境薬務課】	3	1	4	3	2	医薬品や毒物劇物等の適正使用、保管管理に関して、医療関係者及び市民の理解促進により、健康被害を未然に防止する。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 講習会の参加者数  <目標> ① 700人
3	1	4	3	2			
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </table> 覚せい剤等薬物乱用防止対策事業  【環境薬務課】	3	1	4	3	3	小・中・高生を含む一般市民に対し、学校・地域・家庭における薬物乱用防止のため、講習会や該当キャンペーン等の啓発活動を実施する。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 講習会の参加者数  <目標> ① 1,200人
3	1	4	3	3			
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>-</td> </tr> </table> 環境衛生検査センター整備事業  【環境衛生検査センター】	3	1	4	4	-	保健衛生行政、食品・環境衛生行政に必要な検査機能・精度を確保するため、分析機器等の計画的な整備を図る。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 機器整備計画による整備状況 (整備件数/整備計画)  <目標> ① 100%
3	1	4	4	-			
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> </table> 動物指導業務  【食品衛生課】	3	1	4	5	-	狂犬病の発生及びまん延を防止し、良好な生活環境を保持するため、飼い犬登録と狂犬病予防注射、浮浪犬の捕獲、飼えなくなった犬・猫の引き取り等の業務を行うとともに、動物の愛護と適正飼養についての普及啓発に努める。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 狂犬病予防注射済票交付数  <目標> ① 14,780件
3	1	4	5	-			
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> </table> 動物由来感染症分析  【食品衛生課】	3	1	4	5	-	ペットを飼育している市民や医療機関等に動物由来感染症に関する正確な情報を提供し、市民自らが健康を保持できるよう啓発を図る。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 動物由来感染症対策検討会開催回数  <目標> ① 3回
3	1	4	5	-			



## 第5節 墓地・斎場の整備

市営墓地の環境改善と地域・法人墓地の新增設を促進します。また、地域の環境に配慮した斎場づくりを進めます。

### 施策の体系

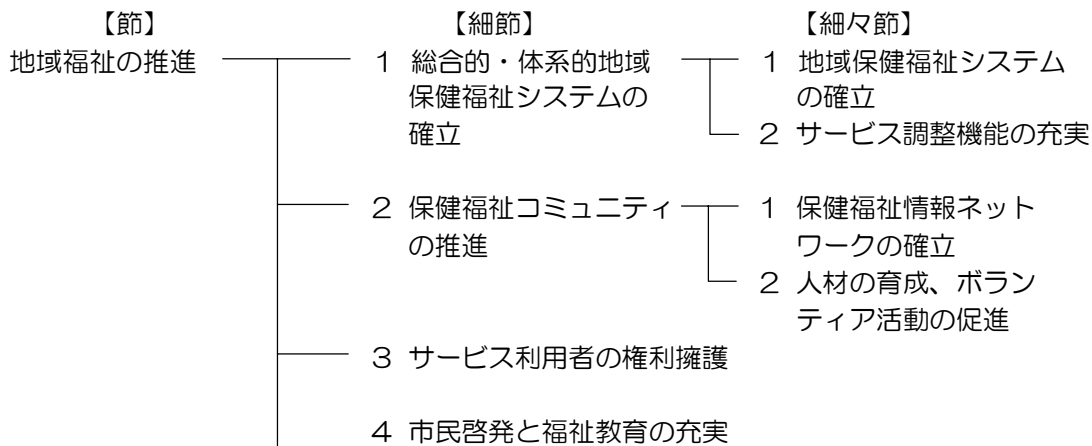


## 第2章 地域福祉のまちづくり

### 第1節 地域福祉の推進

すべての市民が住み慣れた地域社会で自立した生活を営めるよう、総合的・体系的な福祉施策を推進します。

#### 施策の体系



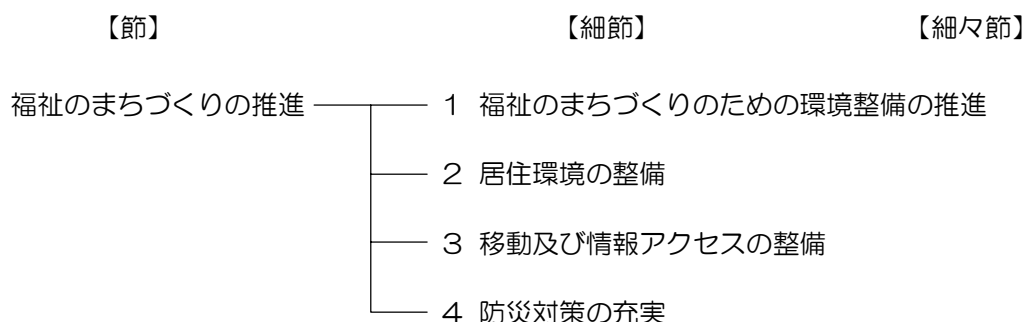
#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
3   2   1   -   - 小地域ネットワーク活動推進 【健康福祉企画課】	概ね小学校区を単位として、地域での見守りや支援が必要な方を対象に、地域住民と関係機関が協働で行う支え合いの活動として、主に声かけ・見守り活動などの個別援助活動や、ふれあい会食会、いきいきサロン等のグループ援助活動を実施する。	<指標> ① 個別援助活動の延べ訪問回数 ② グループ援助活動の延べ参加者数  <目標> ① 198,000回 ② 64,000人
3   2   1   -   - コミュニティソーシャルワーカー配置 【健康福祉企画課】	コミュニティソーシャルワーカーが、援護を要する高齢者、障害者、子育て中の方への個別相談や、地域と関係機関・専門的な相談先との間にとって「つなぎ」の役割を担うとともに、地域における福祉課題の把握と地域福祉活動のネットワークづくりを図る。	<指標> ① 個別相談延べ件数（相談内容）  <目標> ① 10,000件
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

## 第2節 福祉のまちづくりの推進

すべての人が利用しやすいまちづくりをめざして、都市施設のバリアフリー化に努め、地域環境等の基盤整備を推進します。

### 施策の体系



### 主な事業計画

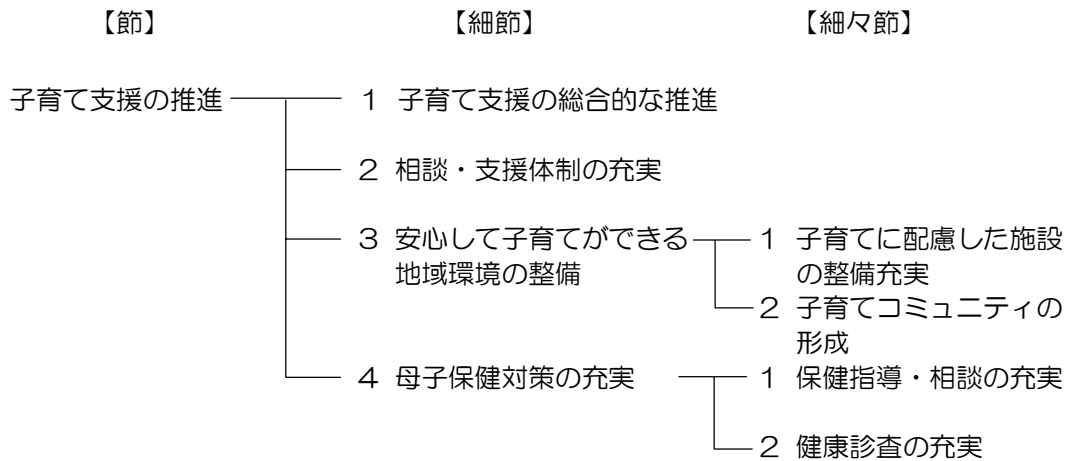
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
3   2   2   -   - マニフェスト No. 60 災害時要援護者リスト作成事業  【健康福祉企画課】	災害時において支援を要する高齢者、障害者等の安否確認や避難誘導等の支援活動に役立てるため、本人の同意を得てあらかじめ必要な情報を登録する。	<指標> ① 災害時要援護者リストの登録率 (登録者/対象者)  <目標> ① 60%
事業実施年度 ⇒ 21 22		
3   2   2   2   - マニフェスト No. 80 住宅改造助成事業  【障害者支援室】	高齢者及び重度障害者（児）が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、バリアフリー化等に必要な住宅改造費の一部を助成する。	<指標> ① 住宅改造助成件数  <目標> ① 110件
事業実施年度 ⇒ 21 22		
3   2   2   3   - マニフェスト No. 78 鉄道駅舎エレベーター整備補助事業  【障害者支援室】	高齢者や障害者をはじめとし、すべての人が公共交通機関を利用しやすいよう設備の改善を図り、福祉のまちづくりのための環境整備を推進するため、鉄道駅舎のエレベーターの整備に対して補助を行う。	<指標> ① 市内のエレベーター設置駅数  <目標> ① 11駅
事業実施年度 ⇒ 21 22		

## 第3章 健やかに子どもを育む福祉の充実

### 第1節 子育て支援の推進

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つために、少子化や核家族化などの社会傾向に対応した総合的な子育て支援に努めます。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">-</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 69 次世代育成支援対策推進事業  【こども家庭課】	3	3	1	-	-	次代の子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成16年度に策定した「東大阪市次世代育成支援行動計画」を見直し、平成22年度から26年度までを対象期間とする後期行動計画を策定し、施策を展開する。	<指標> ① 社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開催回数  <目標> ① 3回
3	3	1	-	-			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 86 児童虐待防止事業  【子育て支援課】	3	3	1	2	-	児童虐待の未然防止のため、研修会や講演会等の啓発を進めるとともに、関係機関の連携を強化する。また、民生委員等の協力を得て乳幼児健診未受診家庭への家庭訪問を実施。要支援児童については進行管理台帳により定期的な見直しを行う。	<指標> ① 台帳管理されている児童虐待対応件数 ② 虐待の重症度で改善が見られたケースの割合  <目標> ① 650件 ② 30%
3	3	1	2	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
	事業実施年度 ⇒ 21 22						

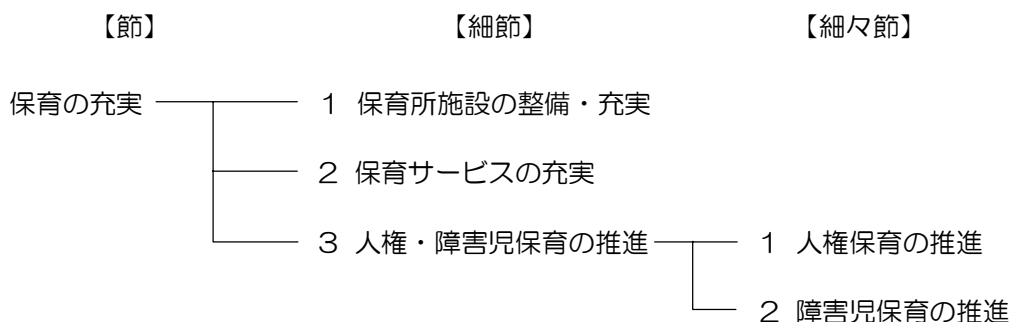
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>2</td><td>-</td> </tr> </table> 児童育成地域活動事業 【子育て支援課】	3	3	1	2	-	子育て中の親子が気軽に、自由に利用できるつどいの広場を開設し、交流の促進を図る取り組みを実施。また民間保育所（園）による在宅家庭向けの子育て支援事業に対して補助金を交付し、市内のどこでも均一な子育てサービスが受けられるよう事業の拡充を図る。	<指標> ① つどいの広場利用親子の延べ組数 ② 民間保育園による園庭開放事業の延べ利用者数 <目標> ① 5,000組 ② 8,000人
3	3	1	2	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 67 地域子育て支援センター事業 【子育て支援課】	3	3	1	3	-	公立保育所・子育て支援センターを子育て支援の中核施設と位置づけ、育児相談、園庭開放、子育てサークルの育成、子育て情報の提供など様々な支援を行うとともに、子育て支援を地域全体で見守り支えていく仕組みづくりを行う。	<指標> ① 子育て支援センターの延べ利用者数 ② 地域連携会議の開催数 <目標> ① 70,000人 ② 9回
3	3	1	3	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 64 地域子育て支援センター整備事業 【子育て支援課】	3	3	1	3	-	市地域東部に子育て支援センターを整備し、地域における子育てネットワークの中核として、子育て支援機能の充実を図る。	<指標> ① 年間事業計画に対する事業の進捗率 <目標> ① 100%
3	3	1	3	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td> </tr> </table> 健診時育児支援・虐待対応サポート事業 【健康づくり課】	3	3	1	4	1	乳幼児健診時に育児相談・親子観察を行い、育児不安への対応や、虐待の早期発見・予防に努める。また育児困難を抱える親子を対象に、グループミーティングや保育を通して育児支援を行う。	<指標> ① 保健センターで関わった虐待及びハイリスクケースの改善率 <目標> ① 20.5%
3	3	1	4	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>4</td><td>1</td> </tr> </table> 思春期保健対策事業 【健康づくり課】	3	3	1	4	1	思春期、もしくは思春期に至るまでの児童・生徒等に対し、教育機関や地域の専門家と連携し、医学的知識・母子保健知識についての普及・啓発活動を実施する。	<指標> ① 思春期保健教育実施人数 <目標> ① 1,500人
3	3	1	4	1			
事業実施年度 ⇒ 21 22							

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標									
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">3</td> <td style="width: 20%;">3</td> <td style="width: 20%;">1</td> <td style="width: 20%;">4</td> <td style="width: 20%;">2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">マニフェスト No. 89</p> <p style="text-align: center;">母子保健業務</p> <p style="text-align: center;">【健康づくり課】</p>	3	3	1	4	2	<p>妊婦一般健康診査の助成、里帰り出産の助成、母性保護対策（マタニティクラス）、こんにちは赤ちゃん事業などのほか、乳幼児に対しては4か月児健診、1歳6か月児健診などを実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%;">⇒</td> <td style="width: 20%;">21</td> <td style="width: 20%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 4か月児健診受診率</li> <li>② 1歳6か月児健診受診率</li> </ul> <p>&lt;目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 100%</li> <li>② 100%</li> </ul>
3	3	1	4	2							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">3</td> <td style="width: 20%;">3</td> <td style="width: 20%;">1</td> <td style="width: 20%;">4</td> <td style="width: 20%;">2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">マニフェスト No. 95</p> <p style="text-align: center;">乳幼児医療費助成事業</p> <p style="text-align: center;">【医療助成課】</p>	3	3	1	4	2	<p>乳幼児を抱える家庭の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図る。対象は入院・通院とも0歳児～6歳就学前まで。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%;">⇒</td> <td style="width: 20%;">21</td> <td style="width: 20%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 2,500円越の償還払いの実施率（2,500円越の償還件数/全件数）</li> </ul> <p>&lt;目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 0.05%</li> </ul>
3	3	1	4	2							
事業実施年度	⇒	21	22								

## 第2節 保育の充実

多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実・向上を図ります。

### 施策の体系



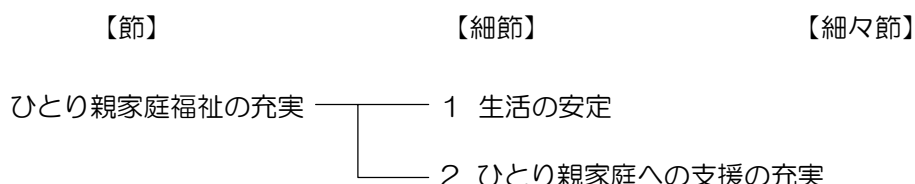
### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標									
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 65  認定こども園の推進  【保育課】	3	3	2	1	-	待機児童解消のため、市内の民間幼稚園に対し、認定こども園の開設を働きかける。  <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>事業実施年度</td><td>⇒</td><td>21</td><td>22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<指標> ① 待機児童の人数  <目標> ① 50人
3	3	2	1	-							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 65  民間保育所施設整備補助事業  【保育課】	3	3	2	1	-	待機児童解消のため、民間保育所施設の整備や既存施設の改築等の施設整備を図る。  <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>事業実施年度</td><td>⇒</td><td>21</td><td>22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<指標> ① 待機児童の人数  <目標> ① 50人
3	3	2	1	-							
事業実施年度	⇒	21	22								

### 第3節 ひとり親家庭福祉の充実

増加傾向にあるひとり親家庭に対して生活の安定を確保するため、支援制度の充実を図ります。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 25px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 25px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 25px; text-align: center;">-</td> <td style="width: 25px; text-align: center;">-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 84  母子自立支援事業  【こども家庭課】	3	3	3	-	-	母子（寡婦）家庭が自立し、健康で安定した生活を送れるように、福祉事務所に配置された母子自立支援員が、生活、就業、貸付金などについての相談・支援を行う。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">事業実施年度</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<指標> ① 相談解決率  <目標> ① 70%
3	3	3	-	-							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 25px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 25px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 25px; text-align: center;">-</td> <td style="width: 25px; text-align: center;">-</td> </tr> </table> 母子家庭等就業・自立支援センター事業  【こども家庭課】	3	3	3	-	-	母子家庭の母及び寡婦に就業相談・就業支援講習会等の就業支援サービスを実施することにより、経済的自立を促進する。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">事業実施年度</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<指標> ① 就業相談者の就職率  <目標> ① 100%
3	3	3	-	-							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 25px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 25px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 25px; text-align: center;">-</td> <td style="width: 25px; text-align: center;">-</td> </tr> </table> 母子家庭自立支援給付金事業  【こども家庭課】	3	3	3	-	-	母子家庭の母が教育訓練講座を受講する場合などに給付金を支給することにより、経済的負担を軽減し、スキルアップや就職の促進を図る。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">事業実施年度</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<指標> ① 教育訓練給付金受給者の就職率 ② 高等技能訓練促進費受給者の就職率  <目標> ① 100% ② 100%
3	3	3	-	-							
事業実施年度	⇒	21	22								



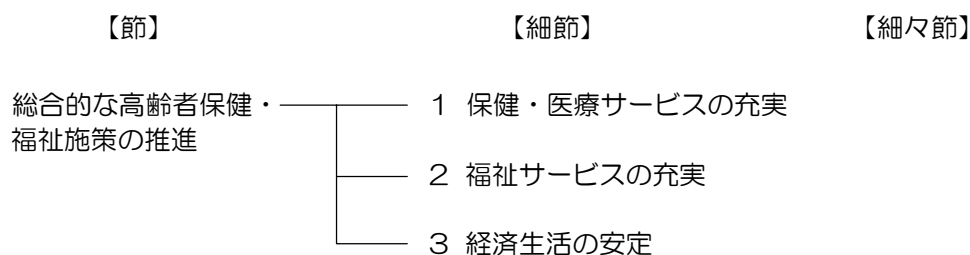
事業名 【担当所属】					事業内容				実施計画期間中の目標	
3	3	3	-	-	母子家庭・父子家庭及び寡婦が修学・疾病等により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な時に、家庭生活支援員を派遣する。	⇒		21	22	<指標> ① 利用時間数  <目標> ① 200時間
母子家庭等日常生活支援事業  【こども家庭課】										
3	3	3	-	-	母子・寡婦家庭に対し、子どもの修学にかかる費用や母本人が就労するのに必要な知能技能を習得する際の費用等、必要な資金を貸し付けることにより、経済的自立と生活意欲の助長を図る。	⇒		21	22	<指標> ① 新規貸付件数  <目標> ① 80件
母子・寡婦福祉資金貸付事業  【こども家庭課】										

## 第4章 長寿社会を支える福祉の充実

### 第1節 総合的な高齢者保健・福祉施策の推進

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、「東大阪市高齢者保健福祉計画」を基本に施策の充実を図ります。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">4</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">-</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 77 高齢者虐待の防止 【高齢介護課】	3	4	1	-	-	養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者による高齢者虐待の防止に関する業務実施体制を整備し、関係機関との連携を強めながら、啓発・相談・支援、保護、再発防止の各業務を的確に実施する。	<指標> ① 養護者による高齢者虐待相談・通報件数 <目標> ① 200件
3	4	1	-	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">4</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">-</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 82 独居老人訪問相談事業 【高齢介護課】	3	4	1	-	-	ひとり暮らしの高齢者を訪問し、安否確認とともに健康状態を把握し、相談等も受けながら、必要に応じて福祉サービスへとつなげるなど、安心の確保を図る。	<指標> ① ひとり暮らし高齢者の把握率 <目標> ① 60%
3	4	1	-	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">4</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">-</td> <td style="width: 10%;">-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 82 食の自立支援事業 【高齢介護課】	3	4	1	-	-	自身では食事の確保が困難なひとり暮らし等の高齢者に対し、栄養バランスの取れた食事を配達し、同時に安否確認や緊急時の対応を行うことにより、高齢者の自立と生活の質の確保を図る。	<指標> ① 延べ配食数 <目標> ① 184,000食
3	4	1	-	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 82 緊急通報装置レンタル事業 【高齢介護課】	3	4	1	-	-	ひとり暮らしの高齢者等が自宅にて急病・負傷した際に、容易に助けを求められることができるよう、緊急通報装置をレンタルし、高齢者の在宅生活継続における不安の解消を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 利用率 (利用者数/65歳以上のひとり暮らし高齢者数) <目標> ① 6%
3	4	1	-	-			
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 91 街かどデイハウス運営事業 【高齢介護課】	3	4	1	-	-	介護保険制度の要介護認定で非該当と判定された高齢者のうち、虚弱、閉じこもりがち等援助を必要とする高齢者が自立した生活を継続できるよう、地域の民家等の施設を利用して、地域のボランティア団体がきめ細かい日帰りサービスを提供する。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 年間延べ利用者数 <目標> ① 36,000人
3	4	1	-	-			
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> 訪問理容サービス事業 【高齢介護課】	3	4	1	-	-	理容店に行くことが困難な在宅の重度の要介護認定高齢者に対し、理容師自らが高齢者宅に出向く訪問理容サービスの利用にかかる費用を助成し、保健衛生の向上及び家族の介護負担の軽減を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 延べ利用者数 <目標> ① 90人
3	4	1	-	-			
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> はり・きゅう等施術事業 【高齢介護課】	3	4	1	-	-	高齢者がはり・きゅう、マッサージ施術を受けるための補助を行い、高齢者の健康の維持と増進を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 延べ利用者数 <目標> ① 2,300人
3	4	1	-	-			
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> 敬老事業 【高齢介護課】	3	4	1	-	-	77歳・88歳及び100歳の市内在住の方へ祝品を届けるとともに、市内校区で実施される敬老事業を補助する。また、結婚50年の夫婦を招待し、金婚夫婦の集いを開催する。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 金婚夫婦のつどい参加者数 <目標> ① 900組
3	4	1	-	-			
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> 高齢者ふれあい入浴事業 【高齢介護課】	3	4	1	-	-	65歳以上の高齢者及び65歳以上の高齢者と子ども（小学生以下）とのペアが市内の公衆浴場を利用する場合に、費用の一部を補助することで、高齢者の相互親睦及び世帯間交流を促進し、地域コミュニティの形成に寄与する。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 1浴場あたり延べ利用者数 <目標> ① 372組
3	4	1	-	-			

## 第2節 高齢者の生きがいつくりの充実

高齢者が生きがいにあふれた豊かな人生を送れるよう、高齢者の積極的な社会参加機会の充実に努めます。

### 施策の体系

【節】

【細節】

【細々節】

高齢者の生きがいつくりの充実

1 社会参加機会と生涯学習の充実

2 能力・経験・知識の活用

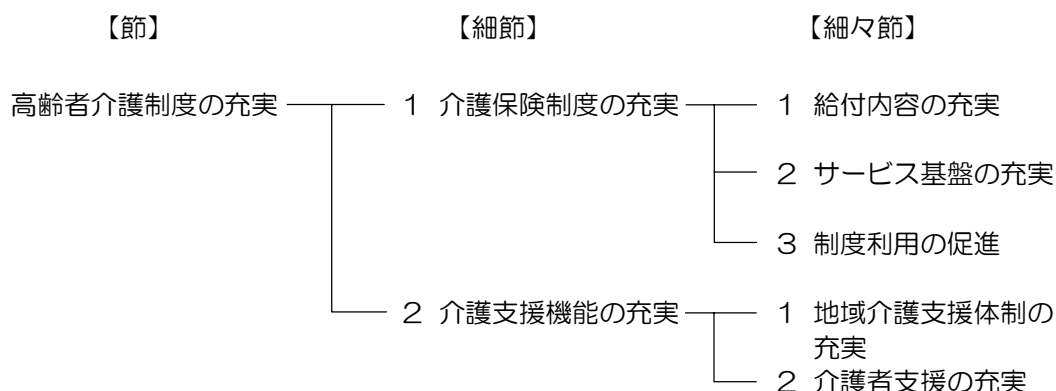
### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 91 老人クラブ活動助成事業 【高齢介護課】	3	4	2	-	-	地域社会への貢献や相互親睦、教養の向上等を行うために、同一地域内に居住する60歳以上の者により組織される老人クラブの活動に助成することにより、高齢者の生きがいと健康づくりに寄与する。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 老人クラブ数 <目標> ① 565クラブ
3	4	2	-	-			
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> 福祉農園設置事業 【高齢介護課】	3	4	2	-	-	市内の土地所有者より無償で借り受けた農園において、高齢者等が、農作業を通じて健康を増進し生きがいを高めるとともに、利用者相互の親睦を深める。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 福祉農園區画数 <目標> ① 870区画
3	4	2	-	-			
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 91 長瀬老人センター介護予防事業 【長瀬老人センター】	3	4	2	-	-	長瀬公衆浴場を拠点として、介護予防事業（古典民謡教室）を実施し、利用者の健康増進を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 延べ受講者数 <目標> ① 300人
3	4	2	-	-			
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 91 荒本老人センター介護予防事業 【荒本老人センター】	3	4	2	-	-	荒本公衆浴場を拠点として、介護予防事業（コーラス教室）を実施し、利用者の健康増進を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 延べ受講者数 <目標> ① 360人
3	4	2	-	-			

### 第3節 高齢者介護制度の充実

要介護者などのニーズに応え、介護給付やサービス基盤の充実を図るとともに、介護者支援の充実を図ります。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 77・82 地域包括支援センター運営事業 【高齢介護課】	3	4	3	-	-	介護保険法に基づく包括的支援事業及び介護予防支援事業を実施する地域包括支援センターの機能を強化し、支援の必要な高齢者の早期発見、的確な相談支援、高齢者が安心して暮らすことのできる地域づくり等を、地域の関係機関・団体と連携して進める。	<指標> ① 相談件数 <目標> ① 35,000件
3	4	3	-	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> 社会福祉施設等整備費補助事業 【高齢介護課】	3	4	3	-	-	社会福祉法人等が、市内において特別養護老人ホームなどの老人福祉施設等について創設・増築等を行う際に、その整備に要する費用の一部を補助することにより、要介護高齢者及びその家族の福祉の向上と介護にかかる負担の軽減を図る。	<指標> ① 地域密着型特養の整備にかかる補助金交付 <目標> ① 7施設
3	4	3	-	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							

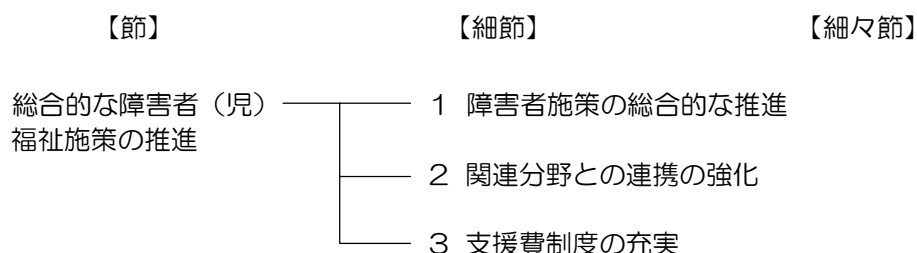
事業名 【担当所属】					事業内容	実施計画期間中の目標
3	4	3	1	-	市が保険者として、第4次介護保険事業計画に基づき、原則65歳以上の市民に対し、在宅で安心して暮らすことができるよう、介護保険サービスを実施する。	<指標> ① 進捗率（決算額/計画額）  <目標> ① 100%
介護保険事業  【高齢介護課】						
3	4	3	1	-	高齢者が要介護・要支援状態に陥ることを防ぎ、地域で自立した生活を送ることができるよう、要介護状態になるおそれの高い高齢者（特定高齢者）を把握するための生活機能評価や介護予防プログラムを実施するとともに、元気な高齢者（一般高齢者）が現在の状態を維持し活動的な生活が続けられるよう、啓発や各種教室などを実施する。	<指標> ① 生活機能評価受診者数 ② 介護予防一般高齢者施策参加延べ人数  <目標> ① 18,000人 ② 20,000人
マニフェスト No. 91  介護予防事業  【高齢介護課】						
3	4	3	1	-	高齢者が要介護・要支援状態に陥ることを防ぎ、地域で自立した生活を送ることができるよう、地域に出向いて運動指導、講話や、介護予防教室、料理教室などを実施するとともに、地域活動組織への支援・協力やボランティアの育成を図る。また、参加者の交流・活動発表の場として、介護予防フェスティバルを開催する。	<指標> ① 介護予防教室新規自主グループ数 ② 介護予防教室参加延べ人数  <目標> ① 5グループ ② 7,000人
マニフェスト No. 92  介護予防事業一般高齢者施策  【健康づくり課】						

## 第5章 障害者（児）福祉の充実

### 第1節 総合的な障害者（児）福祉施策の推進

障害者の完全参加と平等の実現をめざして、総合的・体系的に障害者施策を推進し、また、保健・医療・教育など関連する分野との連携を強化します。

#### 施策の体系



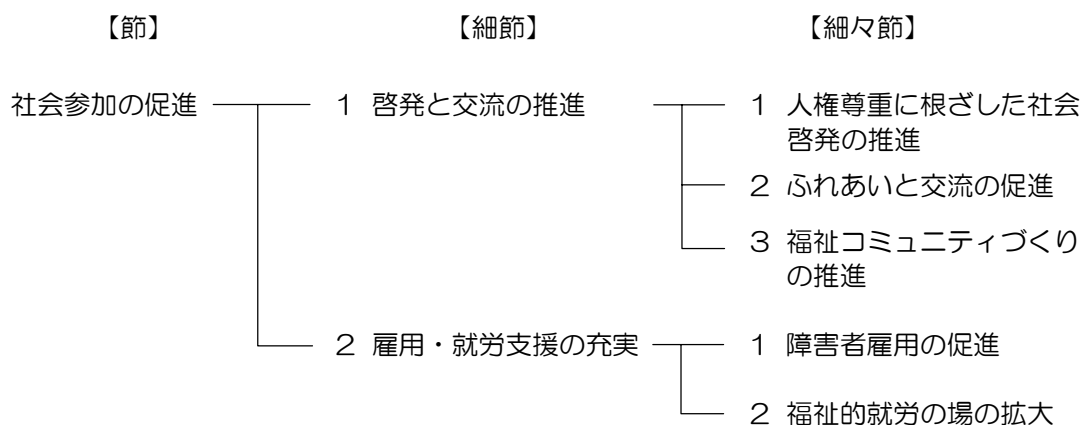
#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
3   5   1   -   -  荒本障害者センター整備事業  【荒本障害者センター】	老朽化により大幅に機能が低下した荒本障害者センターの空調設備について、改修を行う。  事業実施年度 ⇒ 21   22	<指標> ① 空調設備の改修  <目標> ① 平成21年度に改修を実施
3   5   1   -   -  療育センター整備事業  【こども家庭課】	老朽化により大幅に機能が低下した療育センターの空調設備について、改修を行う。  事業実施年度 ⇒ 21   22	<指標> ① 空調設備の改修  <目標> ① 平成21年度に改修を実施
3   5   1   1   -  児童デイサービス事業  【子育て支援課】	保健センターでの健診やすこやか教室で障害が認められたり、発達に遅れがある児童に対し、適切な療育、訓練を受けさせることで集団生活への適応能力を高め、発達を支援する。  事業実施年度 ⇒ 21   22	<指標> ① 児童デイサービスを利用した延べ児童数 ② すこやか教室を利用した延べ児童数  <目標> ① 1,040人 ② 320人

## 第2節 社会参加の促進

障害者が社会参加をしやすい環境づくりを推進し、障害者の雇用を促進するとともに、地域でのふれあいの機会の拡充を図ります。

### 施策の体系



### 主な事業計画

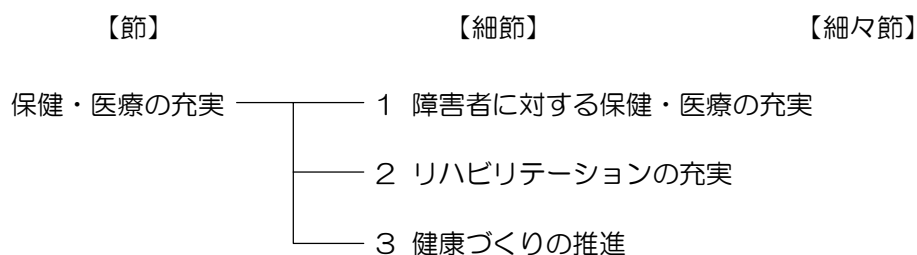
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
3   5   2   2   1 ジョブライフサポーター派遣事業 【障害者支援室】	障害者の社会参加を促進するため、登録者に対しジョブライフサポーターを派遣し、実習先や雇用先となる事業の開拓、就職活動支援、職場における定着支援からフォローアップなど、一般就労への支援を行う。	<指標> ① 登録者の一般企業への実習・雇用数  <目標> ① 10人
3   5   2   2   2 マニフェスト No. 81 社会福祉施設等施設設備整備費補助事業 【障害者支援室】	民間社会福祉法人が、身体や知的障害者の施設の整備又は設備の整備を行う事業に対し、国に承認された場合に補助金を交付し、心身障害者福祉施設の整備拡充を図る。	<指標> ① 障害福祉計画に基づき建設される施設数  <目標> ① 3箇所
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
	事業実施年度 ⇒ 21 22	



### 第3節 保健・医療の充実

障害者に対する総合的な医療体制や、精神障害者に対する精神保健福祉対策の充実を図ります。

#### 施策の体系



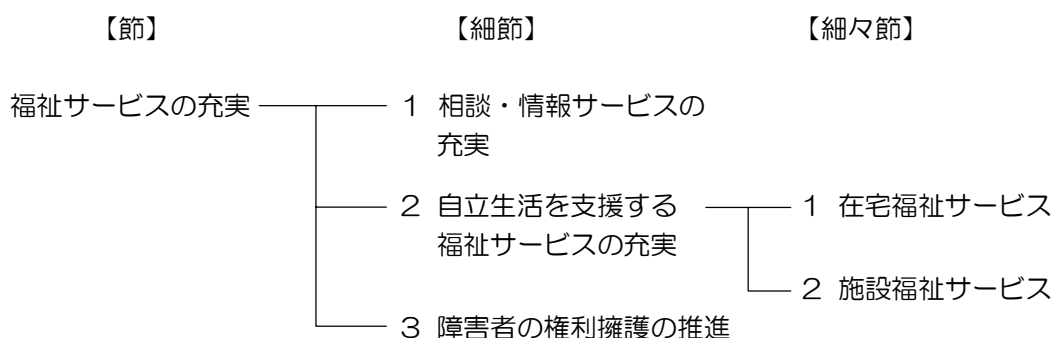
#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
3   5   3   1   -  精神保健福祉対策事業  【健康づくり課】	精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発により、精神疾患の早期発見・早期治療を図り、重症化を防ぐとともに、精神科長期入院患者の地域生活移行など、福祉・医療などの関連分野との連携により、精神障害者が地域において安心して自立した生活を送ることができるよう、支援を行う。	<指標> ① 精神保健福祉相談訪問援助延回数 ② 東大阪市こころの健康推進連絡協議会開催回数  <目標> ① 7,600回 ② 38回
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

## 第4節 福祉サービスの充実

障害者が地域社会で自立した生活ができるよう、ニーズに対応した福祉サービス、相談・情報サービスの充実に努めます。

### 施策の体系



### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
3   5   4   1   -  発達障害者(児)支援事業  【障害者支援室】	発達障害者(児)に特化した相談支援機関の設置を平成21年度に検討し、平成22年度開設する。  事業実施年度 → 21   22	<指標> ① 相談件数  <目標> ① 1,000件
3   5   4   2   -  マニフェスト No. 81 障害者自立支援にかかる給付  【障害者支援室】	障害者自立支援法に基づき、介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具費などの支給決定及び給付を行い、障害者(児)が地域で自立した生活ができるよう支援する。  事業実施年度 → 21   22	<指標> ① 通所施設から一般就労へ移行した人数 ② 入所施設から地域へ移行した人数  <目標> ① 40人 ② 20人
3   5   4   2   -  障害者ケアホーム運営安定化事業  【障害者支援室】	障害者の日常生活の支援を行うケアホーム事業所の運営経費の一部を補助し、運営安定化を支援する。  事業実施年度 → 21   22	<指標> ① 事業所数  <目標> ① 80箇所

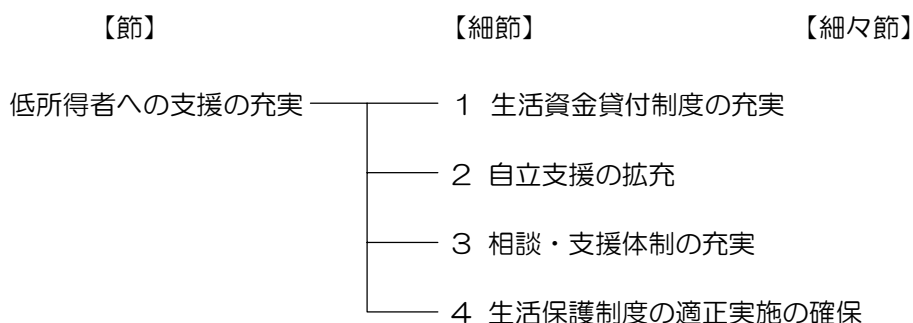
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標									
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">3</td> <td style="width: 20%;">5</td> <td style="width: 20%;">4</td> <td style="width: 20%;">2</td> <td style="width: 20%;">-</td> </tr> </table> <p>マニフェスト No. 81</p> <p>地域移行支援センター事業</p> <p>【障害者支援室】</p>	3	5	4	2	-	<p>施設入所者の地域生活への移行及び在宅の障害者の自立生活を促進するため、グループホーム・ケアホームの開設、日中活動の場の確保と一般就労の場の開拓などを行う、市内の拠点施設を開設し、他の法人との連携を図りながら支援を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%;">⇒</td> <td style="width: 10%;">21</td> <td style="width: 10%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 施設入所者の地域移行者数</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 20人</p>
3	5	4	2	-							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">3</td> <td style="width: 20%;">5</td> <td style="width: 20%;">4</td> <td style="width: 20%;">2</td> <td style="width: 20%;">-</td> </tr> </table> <p>マニフェスト No. 81</p> <p>コミュニケーション支援事業</p> <p>【障害者支援室】</p>	3	5	4	2	-	<p>聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%;">⇒</td> <td style="width: 10%;">21</td> <td style="width: 10%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 手話通訳者派遣延べ人数</p> <p>② 要約筆記者派遣延べ人数</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 600人</p> <p>② 30人</p>
3	5	4	2	-							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">3</td> <td style="width: 20%;">5</td> <td style="width: 20%;">4</td> <td style="width: 20%;">2</td> <td style="width: 20%;">1</td> </tr> </table> <p>マニフェスト No. 81</p> <p>障害者地域生活支援事業</p> <p>【障害者支援室】</p>	3	5	4	2	1	<p>相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター事業、日中一時支援などの事業を実施し、障害者（児）の地域での自立した日常生活や社会参加を支援する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%;">⇒</td> <td style="width: 10%;">21</td> <td style="width: 10%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 移動支援の利用実績</p> <p>② 日中一時支援（タイムケア事業と日中短期入所事業）の延べ利用日数</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 295,404時間</p> <p>② 7,294日</p>
3	5	4	2	1							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">3</td> <td style="width: 20%;">5</td> <td style="width: 20%;">4</td> <td style="width: 20%;">2</td> <td style="width: 20%;">1</td> </tr> </table> <p>在宅心身障害者（児）短期入所事業</p> <p>【障害者支援室】</p>	3	5	4	2	1	<p>障害者（児）短期入所事業を実施している施設に対し、夜間支援員等の体制を確保するため、運営経費の一部を補助する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%;">⇒</td> <td style="width: 10%;">21</td> <td style="width: 10%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 短期入所事業利用実績</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 12,000人日</p>
3	5	4	2	1							
事業実施年度	⇒	21	22								

## 第6章 生活自立の援助

### 第1節 低所得者への支援の充実

低所得者の生活の安定と自立を支援するため、関係機関との連携を深め、経済的自立の助長促進を図ります。

#### 施策の体系



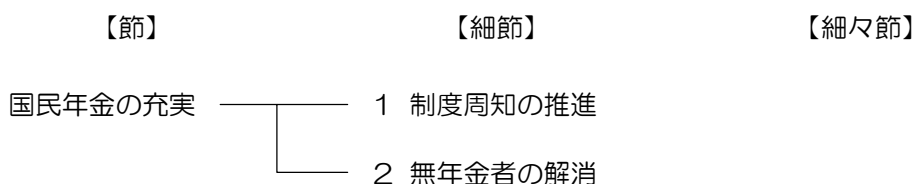
#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">6</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">-</td> </tr> </table> 生活保護適正実施推進事業  【生活福祉課】	3	6	1	4	-	就労支援事業、介護扶助適正化業務、年金受給推進事業及びレセプト点検事業を実施し、生活保護法における要保護者の自立助長、保護費支出の適正化を図る。	<指標> ① レセプト点検による過誤調整率  <目標> ① 2%
3	6	1	4	-			
	事業実施年度    ⇒    21    22						

## 第2節 国民年金の充実

市民が不利益なく年金権を確保できるよう、年金制度の正しい理解を得るための周知に努めるとともに、未加入者・無年金者や未納者の解消に向けた啓発に努めます。

### 施策の体系



### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
3   6   2   1   -  制度周知の推進  【国民年金課】	免除制度をはじめとする年金制度の説明や相談を行い、また市政だよりなどを通じて広く市民に制度の周知を行う。	<指標> ① 市政だよりへの啓発記事の掲載 ② 行政サービスセンターへのパンフレット設置部数  <目標> ① 年1回 ② 各1,000部
事業実施年度 ⇒ 21 22		
3   6   2   2   -  無年金者の解消  【国民年金課】	制度上、年金を受給できない無年金者を解消するため、引き続き国・府及び国民年金協議会へ要望していく。	<指標> ① 国への要望回数  <目標> ① 2回
事業実施年度 ⇒ 21 22		

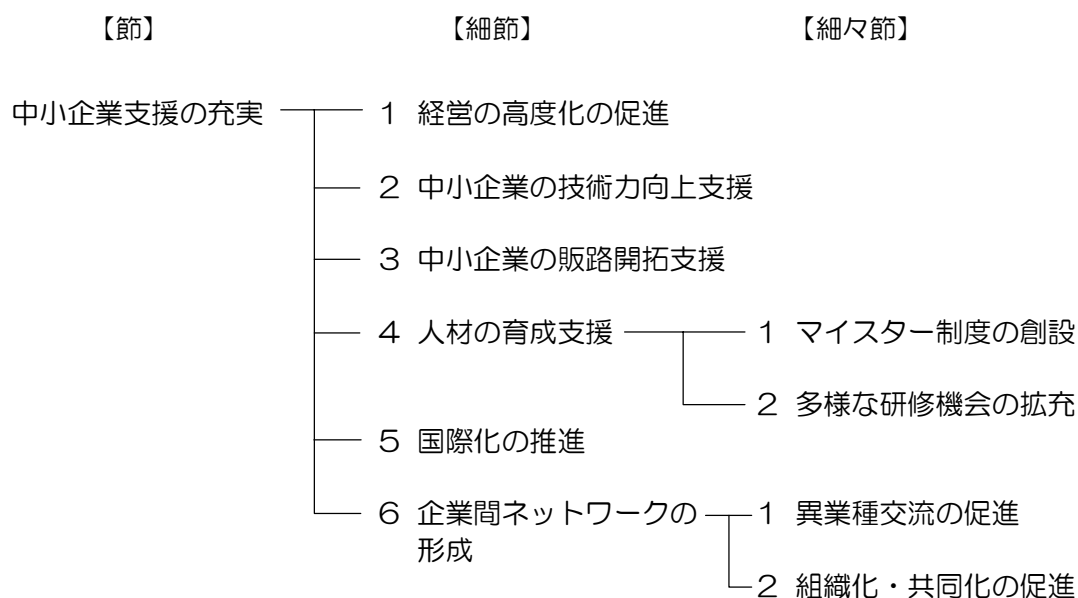
## 第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

### 第1章 中小企業活性化の推進

#### 第1節 中小企業支援の充実

本市に集積する多種多様な業種の中小企業が、国際的な経済状況の変化に対応し、健全な発展が図れるよう、経営の高度化の促進、技術力の向上、新規取引先の開拓、人材育成、経済のグローバル化への対応、企業間のネットワークの構築などの取り組みを支援します。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> 緊急経済・雇用対策推進事業 【経済総務課】	4	1	1	-	-	経済情勢の悪化に伴い設置した緊急経済・雇用対策連絡会議において、市内中小企業者の安定と活性化を図るため、また地域の雇用機会の創出を図るため、庁内全体として取り組むべき事業を推進する。	<指標> ① 事業実施件数 <目標> ① 30件（平成21年度）
4	1	1	-	-			
事業実施年度	⇒ 21 22						

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
4   1   1   -   - 景気浮揚対策事業 【モノづくり支援室】	市内中小企業を取り巻く経営環境の急速な悪化を踏まえ、東大阪商工会議所と連携して、市内中小企業の販路開拓や経営情報の提供等の事業に多角的に取り組む。 事業実施年度 ⇒ 21 22	販路拡大キャンペーン活動、市内企業製品物産フェア、不況克服経済討論会等を行う。
4   1   1   -   - 中小企業振興会運営補助事業 【モノづくり支援室】	クリエイション・コアの東大阪ワンストップサービスで中小企業の経営・技術相談や技術・販売のマッチングの相談等を行い、中小企業の活性化を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① ワンストップサービス相談件数 ② クリエイターズプラザ稼働率  <目標> ① 550件 ② 80%
4   1   1   -   - モノづくり親善大使 【モノづくり支援室】	モノづくり親善大使による本市のPRを通じて、本市への立地誘導と市内企業の販路拡大を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	モノづくり親善大使により一層本市の魅力をPRしていただき、モノづくりのまち東大阪を全国に発信する。
4   1   1   1   - マニフェスト No. 114 クリエイション・コア東大阪支援事業 【モノづくり支援室】	東部大阪のモノづくり拠点であるクリエイション・コア東大阪の機能強化と関係支援機関の連携強化を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① クリエイション・コア東大阪の運営機関との情報交換会の開催日数  <目標> ① 5回
4   1   1   2   - 製品化促進事業 【モノづくり支援室】	市内製造業が特許等の革新的な技術を活用して取り組む試作品づくりを審査し、優れた案件に対して補助金を交付し、製品化を促進する。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 補助件数  <目標> ① 2件
4   1   1   2   - マニフェスト No. 111 産業技術支援センター整備事業（機器整備） 【モノづくり支援室】	産業技術支援センターに高度な測定機器等を設置し、利用に供することで、市内製造業の技術力向上を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 機器利用件数  <目標> ① 1,200件

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
4   1   1   2   - マニフェスト No. 111 産業技術支援センター 整備事業（建替） 【モノづくり支援室】	集合工場のあり方とあわせて検討を進める。 事業実施年度 ⇒ 21 22	集合工場の必要性和あり方にあわせて検討するとともに、その方向性を定めていく。
4   1   1   3   - モノづくり商談会開催 事業 【モノづくり支援室】	市内製造業者と大手・中堅のメーカーの資材部門担当者とのマッチング事業を開催し販路拡大を支援する。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 参加企業数（受注企業） ② 商談件数 <目標> ① 260社 ② 600件
4   1   1   3   - モノづくりクラスター 推進事業 【モノづくり支援室】	市内製造業、商社、大学、公的支援機関、金融機関、行政等がネットワークを形成し、市内製造業の新製品等の開発から販路開拓までを総合的に支援する研究会を運営し、中小企業の活性化を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 販売成約金額 ② 新製品・新技術開発プロジェクト認定件数 <目標> ① 3億6,300万円 ② 2件
4   1   1   3   - 東大阪ブランド推進機 構補助事業 【モノづくり支援室】	優れた製品を東大阪ブランドとして認定し、差別化をはかることで都市ブランド力を高め、認定製品の販路開拓につなげていく。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① ブランド認定製品数 <目標> ① 110品目
4   1   1   3   - もうかりメッセ東大阪 開催事業 【モノづくり支援室】	市内企業の高付加価値製品の展示・商談会を東京で開催し、市内中小製造業の取引拡大、販路開拓を支援する。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 引き合い件数 <目標> ① 4,000件
4   1   1   4   - 東大阪テクノスター表 彰制度 【モノづくり支援室】	本市の企業の中で、高度な技術を有し、その技術を活かして企業貢献するとともに、他の従業員にも元気を与える人を表彰する。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 被表彰者数 <目標> ① 5人



事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>-</td></tr> </table> マニフェスト No. 109 モノづくり教育支援事業 【モノづくり支援室】	4	1	1	4	-	次代を担う子どもたちにモノづくりの啓発を進め、モノづくりへの関心を高めていく。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 体験教室参加児童数 <目標> ① 4,500人
4	1	1	4	-			
<table border="1"> <tr><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>-</td></tr> </table> マニフェスト No. 109 東大阪市青少年少女発明クラブ補助金 【モノづくり支援室】	4	1	1	4	-	次代を担う子どもたちにモノづくりの楽しさを理解してもらうことで、創造性豊かな人間形成を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① クラブ活動開催回数 ② クラブ活動延べ参加人数 <目標> ① 24回 ② 550人
4	1	1	4	-			
<table border="1"> <tr><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>-</td></tr> </table> マニフェスト No. 110 ものづくり人材の育成 【学校教育推進室】	4	1	1	4	-	次世代を担う子どもたちが「ものづくり」への興味関心が高まるよう取り組みを推進する。経済関係部局と連携を図りながら、小学校でのものづくり体験教室や中学校での職業体験学習を実施し、デジタル教材の充実を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① ものづくり体験教室実施率 ② 職業体験学習においてものづくりに関する体験をした生徒の率 <目標> ① 100% ② 20%
4	1	1	4	-			
<table border="1"> <tr><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>2</td></tr> </table> ビジネスセミナー開催事業 【モノづくり支援室】	4	1	1	4	2	市内中小企業の人材育成を図るためビジネスセミナーを開催し、新分野進出や業務改善、後継者育成を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 開催回数 ② 参加者数 <目標> ① 30回 ② 500人
4	1	1	4	2			
<table border="1"> <tr><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td><td>2</td></tr> </table> マニフェスト No. 111 産業技術支援センター整備事業（技術研修） 【モノづくり支援室】	4	1	1	4	2	技術の高度化に対応し、今後の小規模企業の中核を担う人材を育成するとともに、中核人材間のネットワークを構築し、地域活性化につなげる。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① モノづくり開発研究会分科会実施回数 <目標> ① 15回
4	1	1	4	2			

## 第2節 情報提供の充実

中小企業への各種情報提供サービスの充実のため、技術交流プラザ事業を推進するほか、各種情報の提供に努めます。

### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
情報提供の充実	1	技術交流プラザ事業の推進
	2	都市間情報ネットワークの構築
	3	中小企業だよりの充実・強化
	4	経営実態の把握
	5	経営情報管理システムの充実・強化

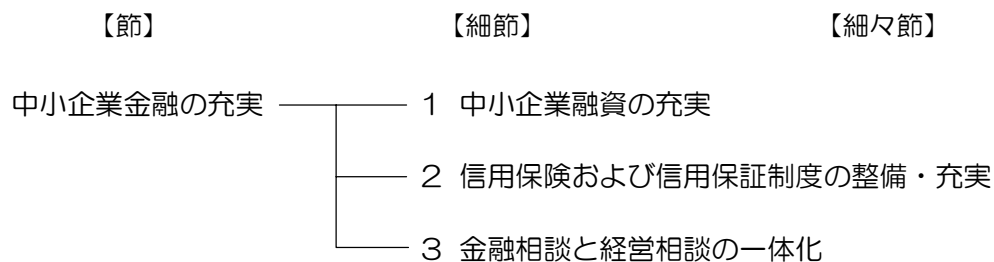
### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
4   1   2   1   - 技術交流プラザ事業 【モノづくり支援室】	市内企業約1,100社をデータベース化しインターネットで全国に紹介し、近隣の大学や公設試験機関と連携して情報交流・発信、技術的な課題の問い合わせを行う窓口機能を担う。	<指標> ① トップページアクセス数 ② データベース登録企業数  <目標> ① 28万回 ② 1,160社
事業実施年度	⇒ 21 22	
4   1   2   3   - 中小企業情報提供事業 【モノづくり支援室】	毎月市内中小企業者に向けて最新の施策情報等を掲載した「中小企業だより」をFAX・メールにより送信する。また四半期ごとに市内景気動向調査を実施する。	<指標> ① 情報提供事業の認識数の確保 ② 回答企業数の確保  <目標> ① 15,000件 ② 40%
事業実施年度	⇒ 21 22	

### 第3節 中小企業金融の充実

経済、金融環境の変化に対応し、中小企業の経営の安定化と体質強化のため公的な融資制度や信用保証制度の充実を図るとともに、金融相談、経営相談の一体化を図ります。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

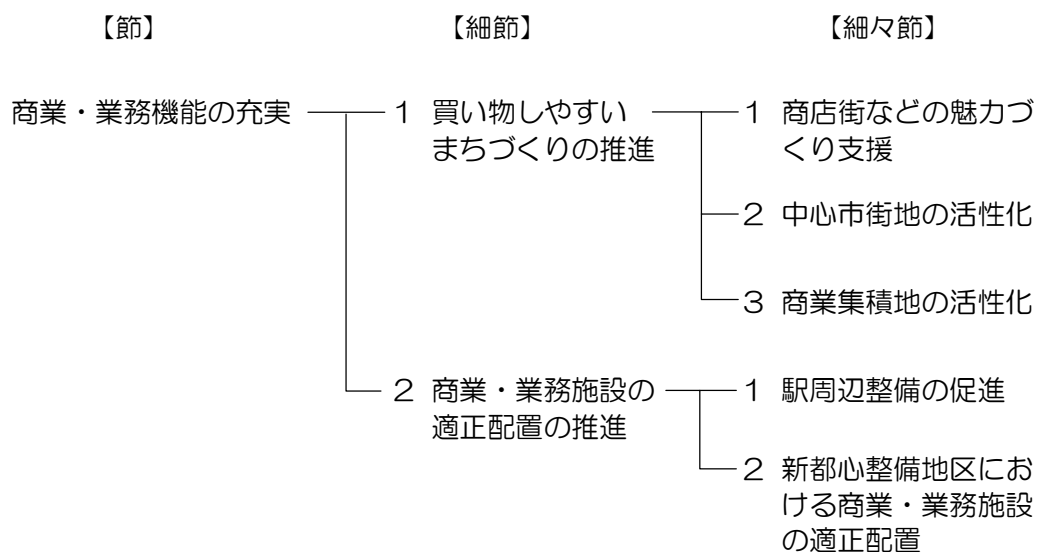
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
4   1   3   -   -  中小企業融資事業  【経済総務課】	市内中小企業者が事業に必要とする資金について円滑な資金繰りを行えるようにし、経営の安定を図ることにより、地域産業の振興発展に寄与する。	<指標> ① 東大阪市小規模企業融資制度（大阪府市町村連携型）実行件数  <目標> ① 100件
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

## 第2章 都市型産業の振興

### 第1節 商業・業務機能の充実

商店街や商業集積地などの魅力づくり支援及び活性化を進めるとともに、駅周辺や新都心整備地区における環境整備に努めます。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">-</td> <td style="width: 20px;">-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 63  東大阪市商業振興ビジョン策定事業  【商業課】	4	2	1	-	-	各種課題解決に向けて東大阪市商業振興ビジョンを策定する。	<指標> ① 東大阪市中小企業対策協議会の開催  <目標> ① 3回
4	2	1	-	-			
事業実施年度    ⇒    21    22							
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">1</td> </tr> </table> マニフェスト No. 113  空き店舗活用促進事業  【商業課】	4	2	1	1	1	商店街等の空き店舗等を活用し、来客増加とともに、街の活力と賑わいの回復を促進する。	<指標> ① 空き店舗活用促進事業実施商店街  <目標> ① 9商店街
4	2	1	1	1			
事業実施年度    ⇒    21    22							

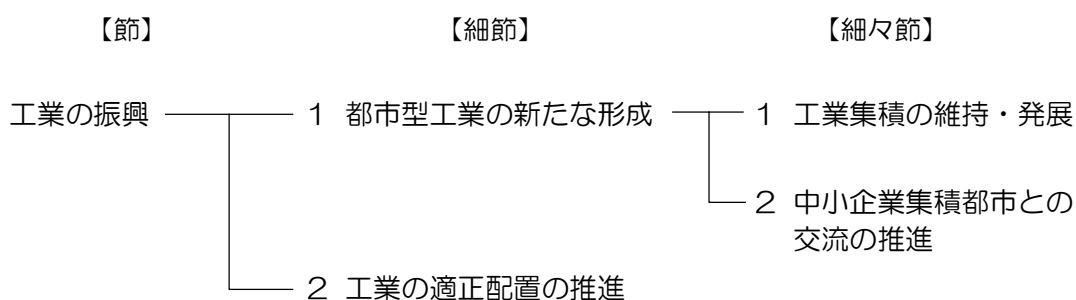
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
4   2   1   1   1 共同施設設置助成事業 【商業課】	買物しやすいまちづくり・魅力づくりを推進するため、商店街等中小小売業者で組織する団体がアーケード等の共同施設の設置又は補修する場合に支援を行う。 事業実施年度 → 21 22	<指標> ① 事業実施率 <目標> ① 100%
4   2   1   1   1 中小企業振興補助事業 【商業課】	商店街のソフト事業を支援し、地域特性に応じた活性化手法の導入、地域との交流・連携促進を図り地域全体の活性化につなげる。 平成21年度に策定される東大阪市商業振興ビジョンにより、事業を見直す。 事業実施年度 → 21 22	<指標> ① 地域商業活性化事業実施団体 ② イベント事業実施団体 <目標> ① 10団体 ② 30団体
4   2   1   1   1 小売商業団体連合会補助金・委託料 【商業課】	市内での購買を推奨するため、東大阪市小売商業団体連合会が実施する様々な事業に対し補助金を交付することにより、市全体の商業振興を図る。 平成21年度に策定される東大阪市商業振興ビジョンにより、事業を見直す。 事業実施年度 → 21 22	<指標> ① 小売商業団体連合会加盟店舗数 <目標> ① 2,000店
4   2   1   1   1 商店街・小売市場集客力強化事業 【商業課】	各商業集積地商店街が独自に行う商品券事業等の販路開拓事業に対して支援を行う。 平成21年度に策定される東大阪市商業振興ビジョンにより、事業を見直す。 事業実施年度 → 21 22	<指標> ① 申請件数 <目標> ① 3件
4   2   1   1   1 小売商業活性化先進モデル事業 【商業課】	魅力ある商店街、小売市場づくりを促進するため、公募提案方式によるハード、ソフト事業や調査研究事業に対して支援を行う。 平成21年度に策定される東大阪市商業振興ビジョンにより、事業を見直す。 事業実施年度 → 21 22	<指標> ① 小売商業活性化先進モデル事業補助金申請団体数 <目標> ① 3団体

事業名 【担当所属】					事業内容	実施計画期間中の目標
4	2	1	1	1	商店街等のリーダーを養成すること等とおし、地域商業の経済的機能を強化する。 平成21年度に策定される東大阪市商業振興ビジョンにより、事業を見直す。	<指標> ① あきんど塾生徒参加総数  <目標> ① 100%
商店街・小売市場人材育成事業  【商業課】						

## 第2節 工業の振興

モノづくり経済特区構想を推進し、本市の工業集積をいかした、都市型工業の新たな形成を進めるとともに、工場の適正配置を図ります。

### 施策の体系



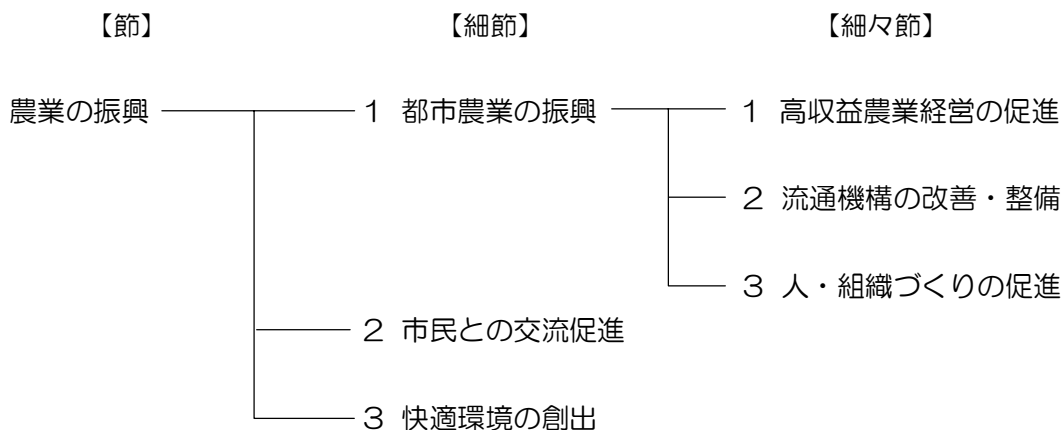
### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
4   2   2   -   - モノづくり立地促進事業 【モノづくり支援室】	市内の特定の用途地域において新たに製造業を営む場合や新たに工場を建設する場合等に、都市計画税および固定資産税相当額の一定割合を補助し、本市への製造業の立地促進を図る。	<指標> ① 補助件数  <目標> ① 14件
4   2   2   1   - 中小企業都市連絡協議会 【モノづくり支援室】	中小企業集積都市の自治体と東大阪商工会議所が、産業構造等の変化に対応するために共通の課題に取り組むとともに、国に対して政策提言を行うことにより、地域経済の活性化を図る。	平成21年度に中小企業都市サミットを東大阪市で開催する。
4   2   2   1   1 マニフェスト No. 112 集合工場の建設 【モノづくり支援室】	集合工場の建設について、検討を進める。	集合工場の必要性とあり方について検討し、その方向性を定めていく。
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

### 第3節 農業の振興

都市農業の振興を図るとともに、農地を保全活用して快適環境の創出に努めます。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
4   2   3   1   - 都市農業活性化農地活用事業 【農政課】	農業団体及び農業を営む者に対し、農業経営の安定化並びに農業振興を通じて農地の保全・活用を図る。	<指標> ① 保全された農地面積  <目標> ① 25,764 a
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
4   2   3   1   - 有害鳥獣捕獲対策事業 【農政課】	生駒山中に生息するイノシシ等が農地に出没し農作物に被害を及ぼすため、捕獲対策を行う。	<指標> ① 捕獲数 ② 苦情件数  <目標> ① 100頭 ② 0件
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
4   2   3   1   - 農産物展示品評会事業 【農政課】	市内農家から出品された自家産野菜・花卉 <sup>かき</sup> を審査し、成績優秀者を表彰し、農業啓発を図る。	<指標> ① 出品数  <目標> ① 130点
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

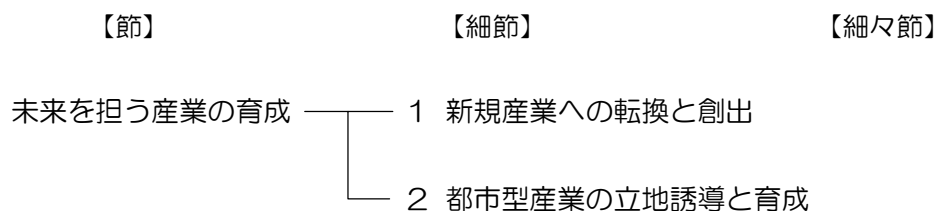


事業名 【担当所属】						事業内容	実施計画期間中の目標
4	2	3	1	-	花とみどりいっぱい運動事業  【農政課】	休耕地や耕作放棄地での草花作りを支援し、市民に親しまれる景観形成を進める。	<指標> ① 栽培面積  <目標> ① 3万㎡
事業実施年度							
4	2	3	3	-	農業用排水路維持管理補助金  【土木工営所】	都市農業の振興を基本に農業用排水路の維持管理に補助を行い、農地の保全をすることにより、豪雨時における洪水防止の役割や災害時における避難空間の確保並びに緑地空間を創出し、市民にうるおいと安らぎを与える。	<指標> ① 年度ごとの排水路関係の苦情、事故  <目標> ① 90件以下
事業実施年度							
4	2	3	3	-	水路改修事業  【河川課】	農業環境周辺や堤防道路の景観に配慮した整備を進める。 ・五個水路改修事業 ・長瀬川総合整備事業	<指標> ① 水路整備延長（整備延長/計画延長）  <目標> ① 五個水路改修事業 22年度 92% 長瀬川総合整備事業 21年度 100%
事業実施年度							

## 第4節 未来を担う産業の育成

高い技術力を有した既存産業の集積や関西の中心都市の大阪市と隣接するなど、優位な立地環境を活用した新規産業の創出に努めるとともに、都市型産業の立地誘導と育成に努めます。

### 施策の体系



### 主な事業計画

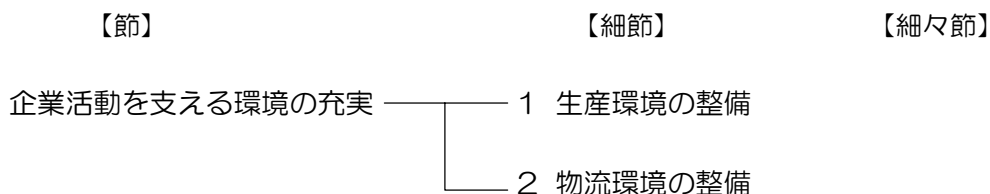
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
4   2   4   1   -  創業促進インキュベーション支援事業  【モノづくり支援室】	クリエイション・コア東大阪のインキュベーションルームに入居している新たな事業を創出し、展開しようとしている中小企業者等を支援する。	<指標> ① 助成企業数  <目標> ① 8団体
	事業実施年度    ⇒    21    22	

## 第3章 産業活性化のための環境の整備

### 第1節 企業活動を支える環境の充実

本市経済の活性化に向け、生産環境や物流機能の整備を図ります。

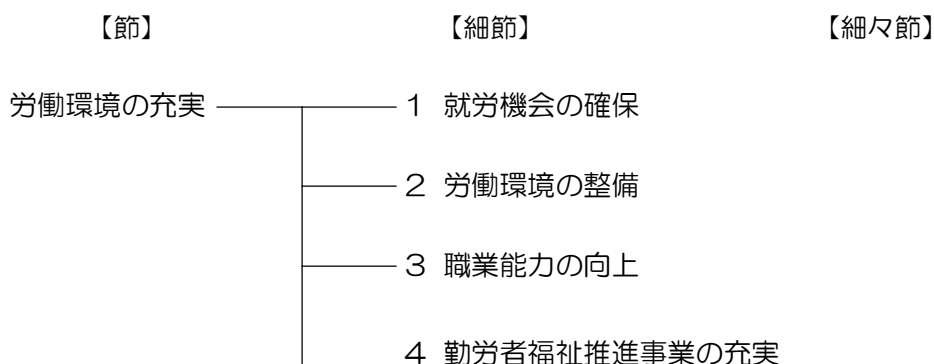
#### 施策の体系



### 第2節 労働環境の充実

勤労者の雇用の安定のため、雇用の確保を積極的に働きかけるとともに、労働環境の整備や職業能力の向上に努める。また、勤労者福祉推進事業の充実を図ります。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】					事業内容	実施計画期間中の目標
4	3	2	-	-	不安定な状況にあるパート労働者等の勤労者の処遇や労働条件について問題解決を図るとともに、働く意欲がありながら就労できない障害者等の就職困難者等を対象として、雇用・就労の支援を行う。	<指標> ① 労働相談の相談件数 ② 就労支援の相談件数  <目標> ① 500人 ② 450人
ワークサポート（労働相談・就労支援）事業 【労働雇用政策室】						

事業名 【担当所属】						事業内容	実施計画期間中の目標
4	3	2	1	-		フリーター・ニートなどの若年者等の早期就職、常用雇用の実現、雇用機会の創出支援を行う。	<指標> ① 就労者数 ② 参加企業数  <目標> ① 80人 ② 90社
マニフェスト No. 115  モノづくり若年者等就業支援事業  【労働雇用政策室】							
4	3	2	1	-		市内産業界と組織的連携を有する東大阪商工会議所が行う求人・求職促進事業等の雇用対策事業を支援する。	<指標> ① 事業への参加総数  <目標> ① 2,500人
人材確保事業  【労働雇用政策室】							
4	3	2	1	-		常用雇用の労働者として障害者を雇用した事業主に対して奨励金を支給し、雇用の拡大を図る。	<指標> ① 交付件数（月数） ② 支給対象労働者数  <目標> ① 100件 ② 15人
障害者雇用促進事業  【労働雇用政策室】							
4	3	2	1	-		中高年齢者等すべての就職困難者に対して、雇用の開発・促進を図る。	<指標> ① 相談件数 ② 職員数  <目標> ① 450件 ② 50人
雇用開発センター運営補助事業  【労働雇用政策室】							
4	3	2	1	-		高年齢者の労働能力を活用し、就労機会の拡大を図るとともに、生きがいの充実や社会参加を確保し、福祉の増進を図る。	<指標> ① 会員の就業率 ② 就業延べ人員  <目標> ① 70% ② 21万人
シルバー人材センター運営補助事業  【労働雇用政策室】							

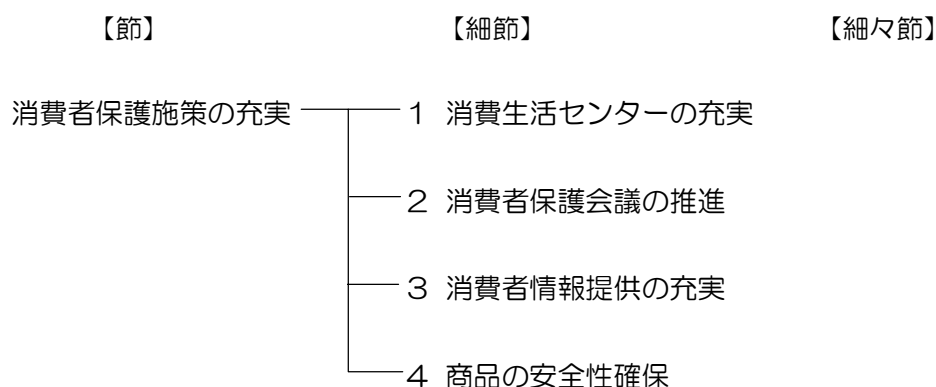
事業名 【担当所属】						事業内容				実施計画期間中の目標			
4	3	2	1	-		国が実施する試行雇用を実施する事業主に奨励金を支給し、雇用のミスマッチの解消及び企業の人材確保を図る。				<指標> ① 支給対象労働者数 ② 定着率  <目標> ① 45人 ② 80%以上			
マニフェスト No. 116  若年等トライアル雇用事業  【労働雇用政策室】													
4	3	2	4	-		勤労者の福利厚生事業の拡充、労働福祉の増進を図る。				<指標> ① 館の使用者数 ② コトリート共済加入者数  <目標> ① 13万人 ② 5,000人			
勤労者福祉サービスセンター運営管理事業  【労働雇用政策室】													
4	3	2	4	-		障害者の自立・生きがいをめざし、障害者の、雇用・就労に向けて啓発を行う。				<指標> ① フォーラム参加者数 ② 企業の参加数  <目標> ① 400人 ② 30社			
障害者就業啓発事業  【労働雇用政策室】													

## 第4章 消費生活の充実

### 第1節 消費者保護施策の充実

消費者保護施策の充実を図るため、消費生活センターの機能強化に努めるとともに、消費生活の多様化に適應した消費者保護施策の検討や、消費者被害防止のため情報提供や啓発などに努める。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
4   4   1   -   -  東大阪市消費生活施策 スクラムプログラム推 進事業  【消費生活センター】	「東大阪市消費者憲章」のもと、市民生活に密着した消費者行政の推進が図れるよう、「東大阪市消費生活施策スクラムプログラム」の推進に努める。	<指標> ① プログラムの進捗率  <目標> ① 80%
事業実施年度 ⇒ 21 22		
4   4   1   1   -  消費生活相談事業  【消費生活センター】	消費生活にかかる相談及び苦情に関して、専門相談員が助言や斡旋等に努める。	<指標> ① 相談の斡旋解決率  <目標> ① 100%
事業実施年度 ⇒ 21 22		

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標									
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">-</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">マニフェスト No. 74</p> <p>多重債務者無料法律相談事業</p> <p style="text-align: center;">【消費生活センター】</p>	4	4	1	1	-	<p>多重債務で悩んでおられる市民に対して、弁護士及び司法書士による無料法律相談を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業実施年度</td> <td style="width: 20%;">⇒</td> <td style="width: 20%;">21</td> <td style="width: 20%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 稼働率 (相談受付件数/定員数)</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 100%</p>
4	4	1	1	-							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">-</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">マニフェスト No. 73</p> <p>多重債務者対策庁内連絡会</p> <p style="text-align: center;">【政策推進室】</p>	4	4	1	3	-	<p>多重債務で悩む市民の早期発見と相談窓口への適切な案内を行うため、庁内連絡会において検討を進めるとともに、窓口担当職員への「多重債務問題改善プログラム講座」を毎年1回開催する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業実施年度</td> <td style="width: 20%;">⇒</td> <td style="width: 20%;">21</td> <td style="width: 20%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 多重債務問題改善プログラム講座の開催回数</p> <p>② 一般職員の講座への参加者数</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 1回(年間)</p> <p>② 10人</p>
4	4	1	3	-							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">-</td> </tr> </table> <p>消費者情報提供事業</p> <p style="text-align: center;">【消費生活センター】</p>	4	4	1	3	-	<p>消費者被害の未然防止が図れるよう、消費生活にかかる情報の収集・提供に努める。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業実施年度</td> <td style="width: 20%;">⇒</td> <td style="width: 20%;">21</td> <td style="width: 20%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 消費生活センターだより発行部数</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 2,000部</p>
4	4	1	3	-							
事業実施年度	⇒	21	22								

## 第2節 消費者意識の高揚

消費者として正しい知識を身につけるため、消費者教育を推進するとともに、省資源・省エネルギー運動の促進に努める。

### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
消費者意識の高揚	1 消費者学習の促進	
	2 省資源・省エネルギー運動の促進	

### 主な事業計画

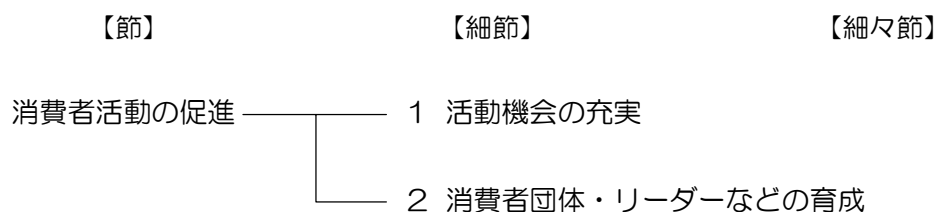
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
4   4   2   -   - 消費者自立支援事業 【消費生活センター】	消費者の視点から、消費者被害の未然防止が図れるよう、消費者教育及び啓発等に努めるとともに、市民ニーズにあった今日的な内容の調査等を実施し、消費者に必要な情報提供等を行う。	<指標> ① 消費者意識調査等の実施件数  <目標> ① 1,000件
	事業実施年度 ⇒ 21   22	
4   4   2   1   - 消費生活啓発講座 【消費生活センター】	消費者意識の高揚や消費者として正しい知識の習得を図るため、啓発講座等を開催する。	<指標> ① 出張講座年間開催数 ② 暮らしの市民講座受講者満足度  <目標> ① 15回 ② 100%
	事業実施年度 ⇒ 21   22	



### 第3節 消費者活動の促進

消費者の自主的な活動を支援するため、活動機会の充実を図るとともに、地域の主体となるリーダーの育成に努める。

#### 施策の体系



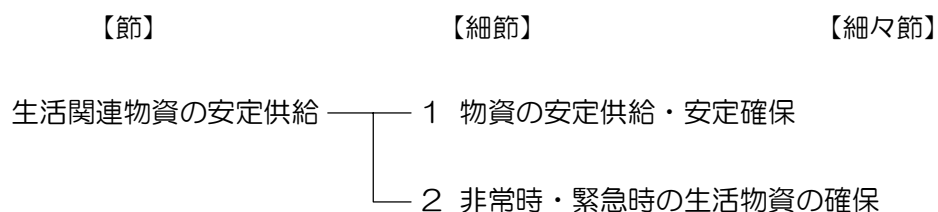
#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
4   4   3   -   -  消費者自立支援事業  【消費生活センター】	消費者の視点から、消費者被害の未然防止が図れるよう、消費者教育及び啓発等に努めるとともに、市民ニーズにあった今日的な内容の調査等を実施し、消費者に必要な情報提供等を行う。  《 再掲 4部4章2節 》	<指標> ① 消費者意識調査等の実施件数  <目標> ① 1,000件
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

## 第4節 生活関連物資の安定供給

生活関連物資の安定した供給と確保のため、価格や需給の動向の調査・監視とともに、非常時、緊急時に生活物資を確保できる体制づくりに努める。

### 施策の体系



### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
4   4   4   1   -  調査監視事業  【消費生活センター】	生活関連物資の価格調査や商品量目の調査を実施し、広く消費者への情報提供を図る。	<指標> ① 物価調査結果の発行部数  <目標> ① 8,000冊
	事業実施年度	⇒ 21 22

## 第5部 安全で住みよいまちづくり

### 第1章 魅力ある都市環境の形成

#### 第1節 良好な市街地の形成

地域の文化・歴史・自然環境などの個性をいかしつつ、地域の拠点となる市街地の機能再生に向けた整備を推進するとともに、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成と安全で快適な市街地の形成に努めます。

#### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
良好な市街地の形成	1 都市拠点の整備	
	2 にぎわい拠点の整備	
	3 地域拠点の整備	
	4 住環境の整備	
	5 市民参加によるまちづくり	

#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> 都市計画の基本的方針 見直し検討調査  【都市づくり課】	5	1	1	-	-	現「東大阪市都市計画の基本的方針」に基づくまちづくりの進捗や成果を評価したうえで、新しい方針の策定に向けた検討を、市民との協働により行う。	<指標> ① 検討会等の開催回数  <目標> ① 3回
5	1	1	-	-			
<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 22 新都心整備推進事業  【建設企画総務室】	5	1	1	1	-	新都心整備区域内の整備を進め、流通業務市街地の規制緩和を大阪府に求める等により、整備計画の具体化を図れるよう誘導する。	<指標> ① 進捗率 （供用開始分） ② 進捗率 （所有者決定分）  <目標> ① 88% ② 88%
5	1	1	1	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
	事業実施年度 ⇒ 21 22						

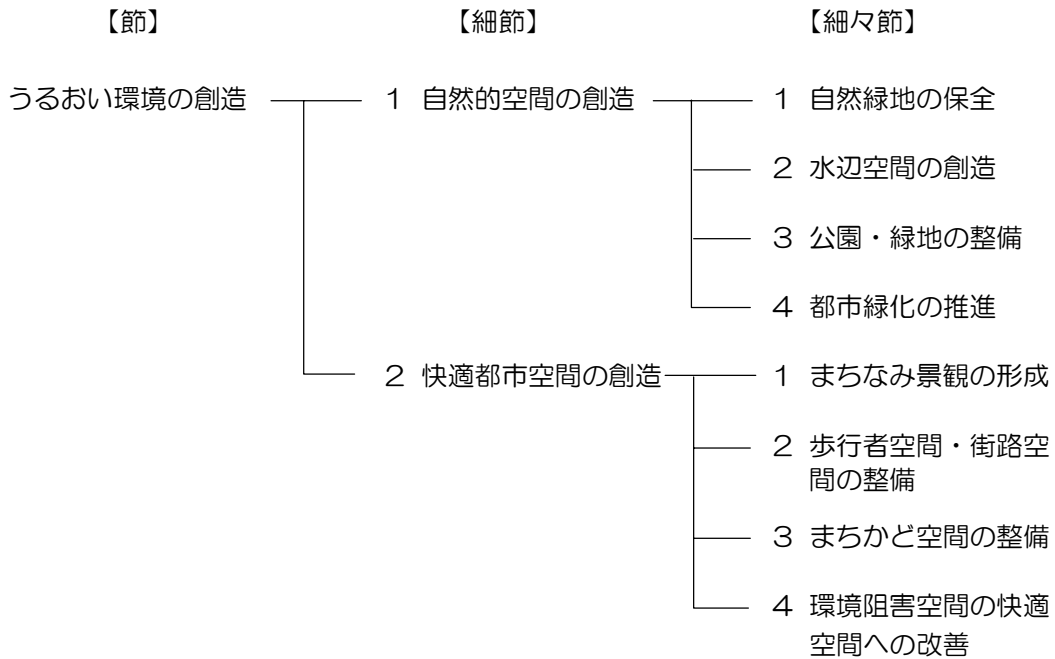
事業名 【担当所属】		事業内容	実施計画期間中の目標	
5   1   1   4   -	住居表示整備事業  【都市整備庶務課】	判りやすい住所の表示に変更することにより、市民サービスの向上を図る。 ・上石切町2丁目住居表示整備事業	<指標> ① 事業実施率  <目標> ① 100%	
			事業実施年度	⇒ 21 22
5   1   1   4   -	街区整備事業  【都市整備庶務課】	街区表示板 <small>きせんばん</small> の毀損・消失等による地域住民の不便を解消し、街の景観保全を図る。	<指標> ① 整備済街区数の割合  <目標> ① 83.6%	
			事業実施年度	⇒ 21 22
5   1   1   5   - マニフェスト No. 42	違法屋外広告物除却事業  【土木環境課】	東大阪市違法簡易屋外広告物追放推進団体制度要綱に基づき、除却権限を地域市民団体等に委任し、市民と協働により違法簡易屋外広告物を除却する。	<指標> ① 違法簡易屋外広告物追放クリーン作戦参加団体数  <目標> ① 20団体	
			事業実施年度	⇒ 21 22

## 第2節 うるおい環境の創造

生駒山系の保全を図り、市街地に対しては、みどりのオアシスとなる公園・緑地を拠点的に配置し、これらを結び、うるおいのある水と緑のネットワークの形成を図ります。

また、地域の歴史的・文化的遺産などを活用しながら道路等の都市施設と建物の調和を図り、地域的な特性を踏まえて、まちなみにゆとりとうるおいの創出をめざします。

### 施策の体系



### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
5   1   2   1   1 生産緑地指定・廃止事務 【都市づくり課】	生産緑地法に基づく、生産緑地地区の追加指定及び廃止を行うための都市計画手続きを行う。	<指標> ① 前年度指定面積に対する率 <目標> ① 100%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

事業名 【担当所属】					事業内容				実施計画期間中の目標			
5	1	2	1	1	管理不足により荒廃しはじめている生駒山の森で、市民参加型の森林整備を行うため、講座を実施し森林ボランティアを育成する。 《再掲 1部1章2節》	事業実施年度 ⇒ 21 22			<指標> ① 参加者の終了証取得率 <目標> ① 100%			
森林ボランティア育成事業 【みどり対策課】												
5	1	2	1	3	日下山において、東大阪市みどりの基本計画に位置づけられた特殊公園のエリアを調査し、公園緑地として利活用を図る。	事業実施年度 ⇒ 21 22			公園緑地として利用可能な区域を特定する。			
日下山特殊公園基礎調査事業 【みどり対策課】												
5	1	2	1	3	マニフェスト No. 44 公園愛護会補助金 【公園管理課】	事業実施年度 ⇒ 21 22			<指標> ① 公園愛護会の団体数 <目標> ① 220団体			
公園の清掃・除草等の日常的な管理を実施する公園愛護会に対して補助を行う。												
5	1	2	1	3	子どもや高齢者が日常的に利用できる街区公園・近隣公園やスポーツ・リクリエーションを楽しめ、防災機能をあわせ持つ総合公園である花園中央公園などを、すべての人が安全で利用しやすく、避難地としての役割をも考慮した公園として整備を進める。 ・花園中央公園整備事業 ・布施公園整備事業 ・長瀬川緑地整備事業 ・バリアフリー化緊急支援事業 ・緩衝緑地整備事業 ・その他公園整備事業	事業実施年度 ⇒ 21 22			<指標> ① 公園の開設率（都市計画公園152箇所166.72haの計画に対する開設率） <目標> ① 75.7%			
公園整備事業 【公園整備課】												

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
5   1   2   1   4 マニフェスト No. 106 駅前等公共施設緑化事業 【みどり対策課】	誰もが花と緑にふれあえるよう駅前や公共施設等へプランターを設置し、緑化推進を図る。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① プランター設置率 (駅前広場等がある13駅) <目標> ① 100%
5   1   2   1   4 マニフェスト No. 107 公園緑化推進事業 【公園管理課】	公園愛護会、自治会と協議しつつ、各公園の状況に応じて、高木及び花木の植栽を行う。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 植栽本数 <目標> ① 500本
5   1   2   1   4 民有地緑化助成事業 【みどり対策課】	個人住宅の生垣や事業所等の敷地の植栽など、民有地の緑化に対して助成を行い、潤いと安らぎのあるまちづくりを促進する。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 助成件数 <目標> ① 8件(年間)
5   1   2   1   4 マニフェスト No. 43 花とみどりいっぱい運動 【みどり対策課】	市民や学校園に花の種や苗等の提供を行い、地域での花づくりを推進し、緑化の啓発に努める。 ・東大阪市緑化活動支援事業 ・花づくり学習会 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① プランター配布率 (配布数/年度配布目標800個) <目標> ① 100%
5   1   2   1   4 東大阪市植樹祭 【みどり対策課】	市民の緑化意識の高揚と普及を図るため、市内小学校にて年1校開催する。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 参加者 <目標> ① 2,500人(年間)
5   1   2   2   1 マニフェスト No. 41 景観形成調査事業 【都市づくり課】	個性ある景観づくりを進めるため、景観計画の策定・景観条例の制定をめざす。市民・事業者・行政が共通認識を持つため、啓発活動を行うとともに、研修・講演などにより景観に対する認識を高める。 事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 検討委員会等の開催 <目標> ① 3回

### 第3節 良好な住まいづくりの推進

良好な住まいづくりのため、総合的な住宅整備を推進するとともに、災害に強いすまいとまちづくりに努めます。

老朽化した公共住宅については、建替えにより居住水準の向上を図るとともに、高齢者や障害者も安心して生活できる居住環境の整備を図ります。

また、民間による良好な住宅ストックの形成を図ります。

#### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
良好な住まいづくりの推進	1 総合的な住宅整備の推進	
	2 市民ニーズに対応した公的住宅の充実	
	3 良好な民間住宅の確保	
	4 高齢者や障害者にやさしい居住環境整備の推進	

#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
5   1   3   1   - 若江・岩田・瓜生堂地区密集住宅市街地整備促進事業 【住宅政策課】	道路・公園などの公共施設の整備とあわせた建替えを促進し、民間と行政の協働による良好で災害にも強い住まいづくりを進める。	<指標> ① 老朽建築物除却戸数 ② 防災道路買収面積  <目標> ① 9.4% ② 17.5%
5   1   3   2   - マニフェスト No. 66 市営住宅整備事業 【住宅政策課】	耐用年数が経過している市営住宅について、集約等により老朽市営住宅の解消を図る。 また、市営住宅への若い世代の期限付き入居枠の拡大促進を図る。 ・高井田住宅Ⅱ期建設事業 ・市営住宅改修関連事業	<指標> ① 市営住宅戸数に占める耐火住宅の割合 ② 期限付き入居枠  <目標> ① 75.9% ② 30%（年間）
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
	事業実施年度 ⇒ 21 22	



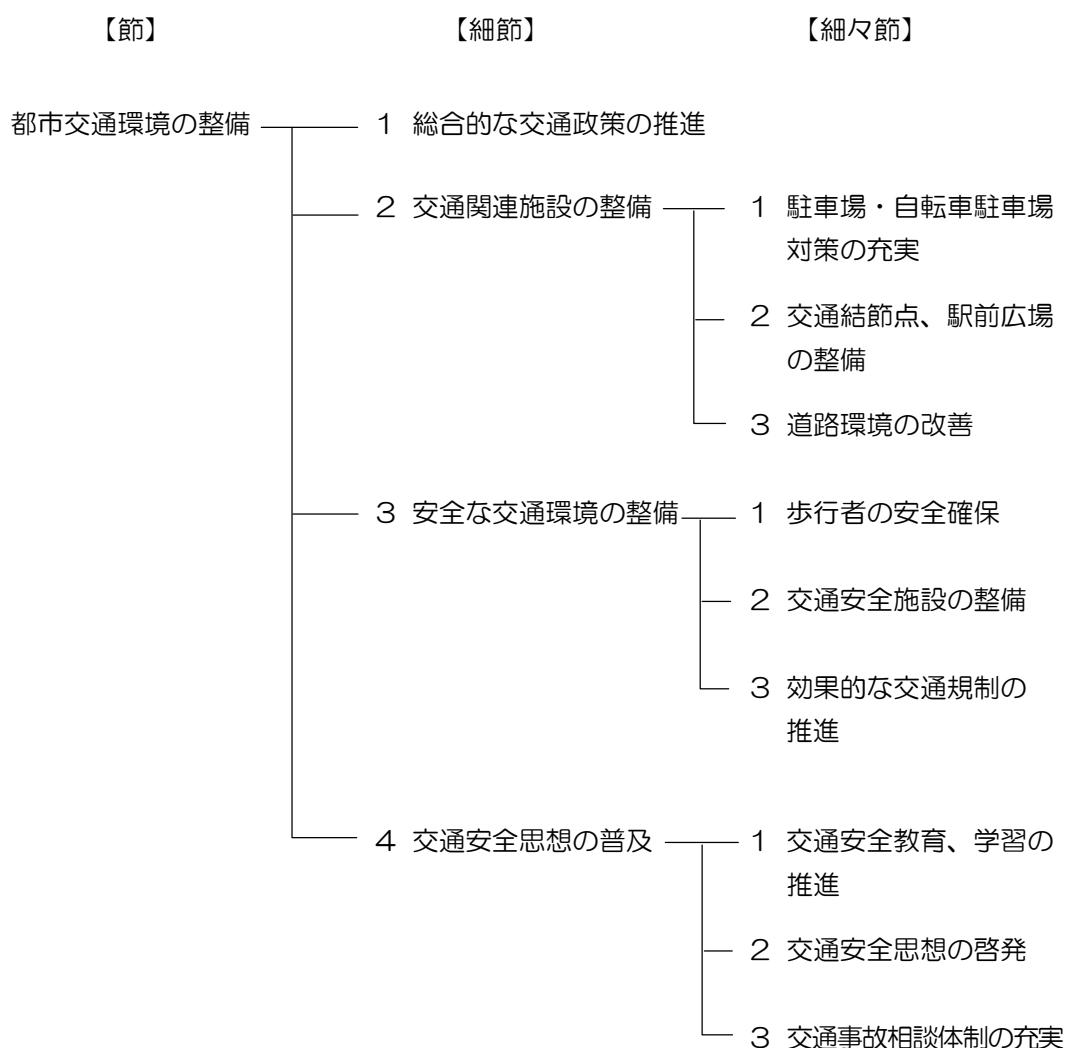
事業名 【担当所属】						事業内容				実施計画期間中の目標			
5	1	3	2	-	市営住宅整備事業  【住宅改良室】	荒本・北蛇草地区既設住宅の改修、駐車場整備を推進する。				<指標> ① 一般補修戸数 ② 駐車場整備率  <目標> ① 52戸（年間） ② 100%			
						事業実施年度	⇒	21	22				
5	1	3	2	-	まちづくり基本構想推進経費  【住宅改良室】	平成16年3月に作成された「長瀬、荒本地域まちづくり基本構想」を基に、地元住民が主体となり、一般施策としてのまちづくりの推進に取り組んでいく。				<指標> ① まちづくり推進会議及びワークショップ実行委員会開催回数 ② まちづくり推進会議及びワークショップ実行委員会参加者数  <目標> ① 24回（年間） ② 350人（年間）			
						事業実施年度	⇒	21	22				
5	1	3	4	-	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業  【住宅政策課】	高齢者向けの良好な賃貸住宅に対する整備費補助、家賃減額補助を実施する。				<指標> ① 供給計画認定戸数累計  <目標> ① 100戸			
						事業実施年度	⇒	21	22				

## 第2章 総合的な都市交通環境の充実

### 第1節 都市交通環境の整備

駐車場・自転車駐車場、駅前広場など利便性の高い快適な交通関連施設の整備に努めるとともに、歩行者などの安全を確保するため交通安全施設の整備、交通規制などに取り組み、安全な交通環境を総合的に整備します。また、市民の交通安全を図るため、教育・啓発活動を推進するとともに、交通事故に伴う相談体制の充実に努めます。

#### 施策の体系



主な事業計画

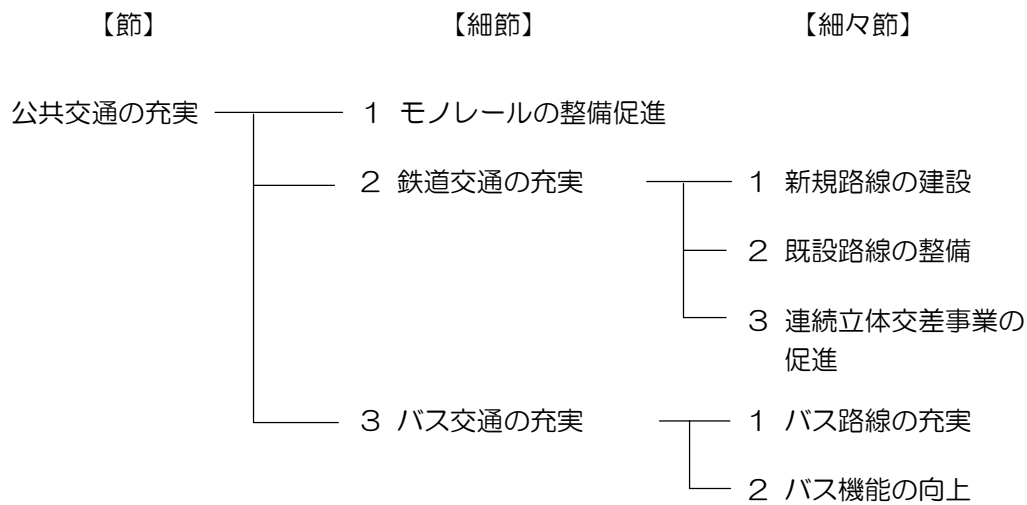
事業名 【担当所属】					事業内容	実施計画期間中の目標
5	2	1	2	1	駅前周辺に利便性の高い自転車駐車場の整備を進める。また、効率的な運用と適正な管理を図るため有料自転車駐車場の整備を進める。 ・布施駅前地下自転車駐車場分割取得（平成25年度終了）	<指標> ① 有料自転車駐車場整備率 <目標> ① 80%
自転車駐車場整備事業 【交通対策室】						
5	2	1	2	2	JRおおさか東線の東大阪市域内4駅について、鉄道利用者の利便性の向上及び駅周辺の活性化を図るため、駅前広場の整備を行っている。高井田中央駅及びJR長瀬駅の駅前広場の整備は完了し、供用している。	<指標> ① （現在事業中の）駅前広場の整備率 <目標> ① 53%
駅前広場整備事業 【街路整備室】						
5	2	1	2	3	市内の自転車駐車場に、幼稚園児が描いた絵画をパブリックアートとして設置することにより、市民に愛される施設として、景観に配慮し、落書きを防止する。平成21年度からはパブリックアート設置済み箇所の張替えを順次行う。	<指標> ① パブリックアート張替え枚数 <目標> ① 28枚
パブリックアート整備事業 【交通対策室】						
5	2	1	3	1	駅前の放置自転車を追放し、歩行者等の安全及び良好な景観を確保するため、啓発、指導及び撤去を実施する。	<指標> ① 駅周辺の自転車等の放置台数 ② 公的自転車駐車場利用率 <目標> ① 3,500台以下 ② 80%
放置自転車防止事業 【交通対策室】						

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">5</td> <td style="width: 20%;">2</td> <td style="width: 20%;">1</td> <td style="width: 20%;">3</td> <td style="width: 20%;">2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">マニフェスト No. 72・79</p> <p style="text-align: center;">交通安全施設整備事業</p> <p style="text-align: center;">【道路整備課】</p>	5	2	1	3	2	<p>誰もが安心して歩ける道路整備を図る。また、徳庵駅東側連絡通路にエレベーターの設置実現をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道設置、道路照明灯、道路反射鏡、防護柵等の整備</li> <li>・徳庵駅エレベーター設置事業</li> </ul>	<p>&lt;指標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市内の事故死者数の対前年比</li> <li>② 市内の人身事故件数の対前年比</li> <li>③ エレベーター設置工事進捗率</li> </ol> <p>&lt;目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対前年比1.0未満</li> <li>② 対前年比1.0未満</li> <li>③ 100%</li> </ol>
5	2	1	3	2			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">5</td> <td style="width: 20%;">2</td> <td style="width: 20%;">1</td> <td style="width: 20%;">3</td> <td style="width: 20%;">3</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">違法駐車防止活動</p> <p style="text-align: center;">【交通対策室】</p>	5	2	1	3	3	<p>「東大阪市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、重点区域である布施駅周辺を中心に、違法駐車防止の助言・啓発活動を行う。</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 違法駐車減少率</li> <li>② 瞬間駐車台数</li> </ol> <p>&lt;目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 80%</li> <li>② 28台以下</li> </ol>
5	2	1	3	3			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">5</td> <td style="width: 20%;">2</td> <td style="width: 20%;">1</td> <td style="width: 20%;">4</td> <td style="width: 20%;">2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">交通安全運動推進事業</p> <p style="text-align: center;">【交通対策室】</p>	5	2	1	4	2	<p>春・秋等の各交通安全運動を中心に交通事故防止の啓発活動の推進を行う。</p>	<p>&lt;指標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 交通事故の発生件数</li> <li>② 交通事故死者数</li> </ol> <p>&lt;目標&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3,800件以下</li> <li>② 10人以下</li> </ol>
5	2	1	4	2			
事業実施年度 ⇒ 21 22							

## 第2節 公共交通の充実

公共交通は、通勤通学等の大量の交通を処理できる定時性に優れた輸送効率の高い交通システムであると同時に、交通弱者にとっても不可欠な移動手段であり、交通渋滞の緩和、環境問題への対応、都市の活性化を図るうえで非常に重要であるため、ネットワークの充実とサービスの向上を促進します。また、踏切事故の防止、交通渋滞の解消、鉄道で分断された地域の一体的整備を図るため、連続立体交差事業を促進します。

### 施策の体系



### 主な事業計画

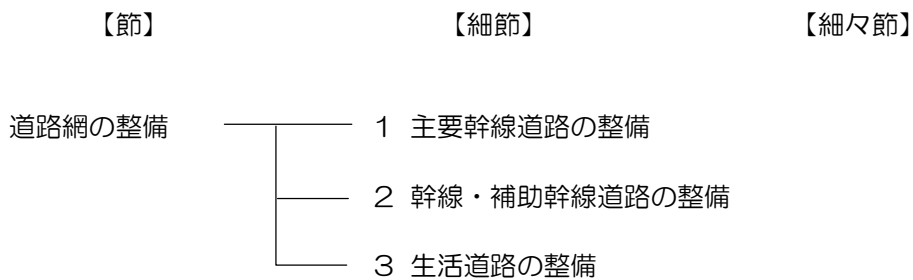
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>5</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 122 大阪モノレール計画 【政策推進室】	5	2	2	1	-	早期南伸について、大阪府をはじめとした関係機関に強く働きかける。また府及び沿線市とともに、南伸に向けた調査・研究を実施する。	<指標> ① 事業の具体化に向けた関係機関との勉強会の開催回数 <目標> ① 5回（年間）
5	2	2	1	-			
<table border="1"> <tr> <td>5</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td> </tr> </table> 大阪外環状線鉄道建設事業 【政策推進室】	5	2	2	2	1	事業主体である大阪外環状鉄道株式会社に対して出資金・貸付金・補助金を支出しているが、今後も新大阪駅までの建設促進を図るため、積極的に関係機関に働きかけていく。	<指標> ① 建設推進に向けた関係機関との協議回数 <目標> ① 5回（年間）
5	2	2	2	1			
	事業実施年度 → 21 22						
	事業実施年度 → 21 22						

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> </tr> </table> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">マニフェスト No. 121</p> <p>大阪外環状鉄道新駅設置事業</p> <p style="text-align: center;">【政策推進室】</p>	5	2	2	2	2	<p>本市南西部地域の交通利便性向上と、活性化のため、JR長瀬駅と新加美駅間（約2.7km）の中間点付近（市境界付近）に新駅を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 事業進捗率 （執行した事業費の累計/全体の事業費）</p> <p>② 協議の開催回数</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 10%</p> <p>② 10回（年間）</p>
5	2	2	2	2							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> </tr> </table> <p>大阪外環状線連続立体交差事業</p> <p style="text-align: center;">【連続立体交差推進室】</p>	5	2	2	2	3	<p>JR俊徳道駅～大阪市との市域界の区間で高架化事業に関連する側道等の整備事業を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 側道用地取得率 （累計用地取得面積/全用地取得面積）</p> <p>② 側道整備率 （整備済延長/全整備延長）</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 100%</p> <p>② 100%</p>
5	2	2	2	3							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> </tr> </table> <p>近鉄奈良線連続立体交差事業</p> <p style="text-align: center;">【連続立体交差推進室】</p>	5	2	2	2	3	<p>大阪中央環状線～大阪外環状線の区間約3.3kmの高架化事業及び関連する側道等の整備を実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 本体用地取得進捗率</p> <p>② 側道用地取得率 （累計用地取得面積/全用地取得面積）</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 100%</p> <p>② 91.9%</p>
5	2	2	2	3							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 20px; text-align: center;">1</td> </tr> </table> <p style="background-color: #cccccc; padding: 2px;">マニフェスト No. 76</p> <p>交通不便地域解消推進事業</p> <p style="text-align: center;">【政策推進室】</p>	5	2	2	3	1	<p>公共交通網の充実による利便性の向上と、高齢者等交通弱者の交通手段確保により街の活性化を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<p>&lt;指標&gt;</p> <p>① 交通手段確保検討委員会にて行われる関係各課との勉強会の開催回数</p> <p>&lt;目標&gt;</p> <p>① 3回（年間）</p>
5	2	2	3	1							
事業実施年度	⇒	21	22								

### 第3節 道路網の整備

安全かつ円滑な道路交通と、安全で快適な生活環境の確保を図るため、主要幹線道路、幹線・補助幹線道路、生活道路などの整備を計画的・体系的に推進します。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
5   2   3   2   - 街路整備事業 【連続立体交差推進室】	事業主体の大阪府より委託を受け、 用地買収業務を実施する。 ・（府事業）大阪瓢箪山線、八尾枚 方線	<指標> ① 用地取得率 （累計用地取得面積/全用 地取得面積）  <目標> ① 100%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   2   3   2   - マニフェスト No. 55・71 街路整備事業 【街路整備室】	都市交通の円滑化、都市機能の充実 を図るため、都市計画道路を計画的 に整備する。 ・ 渋川放出線、太平寺上小阪線、小 阪稲田線、大阪金岡線、足代四条 線、山麓線	<指標> ① （現在事業中の）街路 の整備率  <目標> ① 78%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

事業名 【担当所属】					事業内容				実施計画期間中の目標			
5	2	3	3	-	安全・快適な道路空間の確保のため、地域特性に応じた多様な生活道路の整備を行う。 ・長瀬川沿道整備事業（下流域） ・市内一円道路改良事業 ・（府事業）石切西26号線道路整備事業 ・市内一円側溝整備事業 ・玉串川跡地他道路整備事業				<指標> ① 改良整備率 （整備延長/年度計画延長） <目標> ① 100%			
マニフェスト No. 56・72・98 道路新設改良事業 【道路整備課】												
5	2	3	3	-	道路交通の円滑化、交通事故の未然防止を図り、歩きやすい道づくりをめざし、舗装事業を実施する。 ・市内一円舗装事業 ・私道舗装事業 ・法定外公共物舗装事業				<指標> ① 舗装整備率 （整備面積/年度計画面積） <目標> ① 100%			
マニフェスト No. 72 道路舗装事業 【道路整備課】												

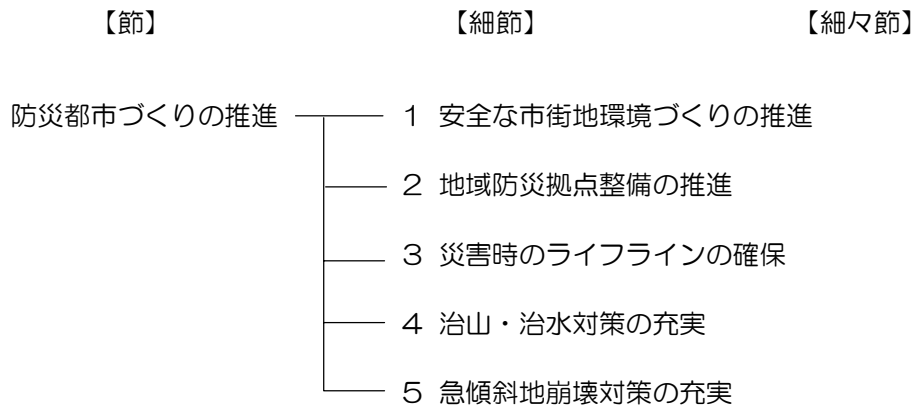


## 第3章 災害に強いまちづくり

### 第1節 防災都市づくりの推進

市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、都市防災対策の推進に努めます。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 48 鉄道駅耐震補強事業 【交通対策室】	5	3	1	-	-	災害発生時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能を確保することを目的に、駅舎の耐震化に対して国と大阪府と市が鉄道事業者に対して補助を行う。 ・平成21年度 近鉄奈良線石切駅	<指標> ① 実施件数 <目標> ① 1件
5	3	1	-	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </table> 準防火地域指定見直し 検討調査 【都市づくり課】	5	3	1	1	-	耐火建築物等の建築を促進し、都市の不燃化を図るため、準防火地域指定を拡大する。	<指標> ① 関係機関との調整会議回数 <目標> ① 3回
5	3	1	1	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>5</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 52  橋りょう耐震調査事業  【道路整備課】	5	3	1	1	-	地震による橋の倒壊や落橋を防止するため、市内すべての認定橋について損傷度合い等を点検するとともに、地域防災計画に位置づけられている準地域緊急交通路及び延長15m以上の橋などを対象とし、耐震調査を実施する。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 点検調査率  <目標> ① 100%
5	3	1	1	-			
<table border="1"> <tr> <td>5</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td> </tr> </table> 若江・岩田・瓜生堂地区密集住宅市街地整備促進事業  【住宅政策課】	5	3	1	1	-	道路・公園などの公共施設の整備とあわせた建替えを促進し、民間と行政の協働による良好で災害にも強い住まいづくりを進める。  《再掲 5部1章3節》  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 老朽建築物除却戸数 ② 防災道路買収面積  <目標> ① 9.4% ② 17.5%
5	3	1	1	-			
<table border="1"> <tr> <td>5</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 49  震災対策推進事業  【指導監察課】	5	3	1	1	-	「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、市民の生命と財産の保護を図るため、住宅・建築物の耐震診断、改修を計画的かつ総合的に促進していく。  ・民間建築物耐震診断補助 ・木造住宅耐震改修補助 ・耐震改修促進相談員派遣事業  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 耐震診断補助制度を活用した住宅の戸数 ② 耐震改修制度を活用した戸数 ③ 耐震改修促進相談員派遣制度を活用した戸数  <目標> ① 100戸(年間) ② 15戸(年間) ③ 100戸(年間)
5	3	1	1	-			
<table border="1"> <tr> <td>5</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 51  市有建築物の耐震化促進のための進行管理  【指導監察課】	5	3	1	1	-	「東大阪市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき計画的に市有建築物の耐震化促進を図るため、耐震診断の進行管理を行う。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 耐震診断実施施設数  <目標> ① 平成21年度 6施設 平成22年度 3施設
5	3	1	1	-			
<table border="1"> <tr> <td>5</td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>-</td> </tr> </table> 水道施設整備事業  【施設整備課】	5	3	1	3	-	震災等災害に強い水道施設及び経年施設の更新整備を行い、「安心できる水道」を維持し、ライフラインの強化に努める。  事業実施年度 ⇒ 21 22	<指標> ① 配水池耐震施設率 ② 管路の耐震化率  <目標> ① 38.1% ② 8.1%
5	3	1	3	-			

事業名 【担当所属】						事業内容	実施計画期間中の目標
5	3	1	4	-		第二寝屋川以东において、内水被害が生じている地域の小中学校での校庭貯留による治水対策を行う。 ・平成21年度 花園北小学校 ・平成22年度 弥栄小学校、英田北小学校（予定）	<指標> ① 事業進捗率 （累計整備数/整備計画数） <目標> ① 54%
マニフェスト No. 57 貯留浸透事業 【河川課】							
事業実施年度						⇒	21 22
5	3	1	4	-		護岸の老朽化、河川断面狭小による流下能力不足を解消し、治水安全度を高めるため、河川断面拡大及び環境に配慮した河道整備を行う。 ・都市基盤河川改修事業（大川） ・河川改修事業	<指標> ① 事業進捗率（大川） （整備延長/総延長） ② 河川改修率 （改修数/年度計画改修数） <目標> ① 57% ② 100%
河川改修事業 【河川課】							
事業実施年度						⇒	21 22
5	3	1	5	-		日下南谷第2支溪の土石流危険渓流において、土砂災害から、生命、財産を守ることを目的とした砂防えん堤を築造する。	平成21年度完成
日下南谷第2支溪砂防えん堤整備事業 【大阪府】							
事業実施年度						⇒	21 22

## 第2節 防災体制の充実

災害に強い安全なまちをつくるため、総合的な消防力の充実、強化に努めます。

### 施策の体系



### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
5   3   2   -   - 危機管理方針の推進 【危機管理室】	本市域及びその周辺において危機事象が発生した場合、または発生するおそれがある場合に市民の生命、身体等に対する被害の発生防止や軽減を図るため、庁内各部署が相互に連携協力し、総合的、計画的に実施する危機管理体制を確立する。	<指標> ① 危機事象に関するマニュアルの作成数 ② 危機管理方針の見直し回数  <目標> ① 年1事象 ② 年1回
事業実施年度	⇒	21   22

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
5   3   2   1   -  東大阪市消防力整備計画策定事業  【消防局総務課】	今後策定される後期基本計画にそって、消防部門の計画を定める。	東大阪市消防力整備計画を策定（平成22年度）
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   3   2   1   1 マニフェスト No. 59 消防署所移転・建替え事業 （日下方面出張所）  【消防局総務課】	平成13年度実施の「常備消防力適正配置調査」の結果を踏まえて策定した「消防力整備計画」に基づき、救急力の弱い北東部を強化し、救急体制を向上させるために、石切出張所を日下方面に移転する。	平成22年度中に日下方面出張所を建設
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   3   2   1   1 消防署所移転・建替え事業 （西堤方面消防署）  【消防局総務課】	現在の西消防署は、建設後46年が経過し老朽化が進んでいるため、建て替えることによって、防災活動拠点の機能の回復向上を図る。	平成22年度以降の完成をめざし、準備を進める。
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   3   2   1   1 消防局・中消防署庁舎整備事業  【消防局総務課】	平成20年4月から運用開始した消防局・中消防署庁舎の施設及び情報システムについて、業者により適正に維持管理されているかどうか、事業契約に基づき、モニタリング（監視及び評価）していく。	適正に維持管理されているか、モニタリングする。
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   3   2   1   2 消防団屯所整備事業  【消防局総務課】	阪神・淡路大震災以降、大規模災害発生時における消防団の役割及び重要性が再認識されたことから、その活動拠点となる消防団屯所の整備を進めていく。	地元において建設用地を確保されたところを優先し、屯所の建て替え整備を行う。
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

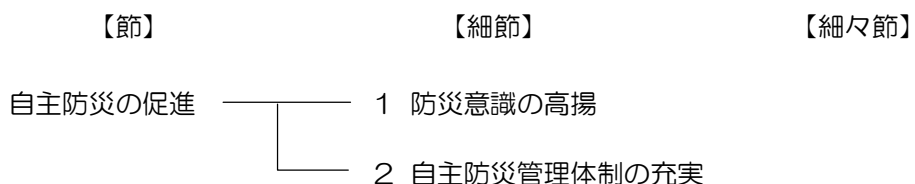
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
5   3   2   1   2 消防団車両整備事業 【消防局警備課】	消防団車両の機能を向上し、より効果的な消防活動を行うため、車両の更新・整備を進めていく。	耐用年数等を勘案しながら、計画的な更新を図る。
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   3   2   1   5 防火水槽整備事業 【消防局警備課】	震災時や林野火災に有効な消防水利を確保するため、耐震性防火水槽及び山林火災用防火水槽の整備を年次的に進める。	平成21年度、22年度に、耐震性防火水槽を3基ずつ、山林火災用防火水槽を1基ずつ整備する。
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   3   2   1   6 消防車両整備事業 【消防局警備課】	複雑多様化する各種災害に対応可能な各種消防車両の更新・整備を進めていく。	耐用年数等を勘案しながら、計画的な更新を図る。
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   3   2   2   - マニフェスト No. 58 防災情報システムの整備 【危機管理室】	災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、速やかに防災体制を確立すると共に、市民への早期避難等の情報提供や災害救助救出活動を実施するための情報システムを整備する。	<指標> ① 各年度の防災情報システム整備計画の達成率  <目標> ① 100%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   3   2   2   - マニフェスト No. 60 地域防災計画の推進 【危機管理室】	地域防災計画に基づき災害対策を進めると共に、必要に応じて計画の修正を行う。	<指標> ① 東大阪市地域防災計画の修正回数  <目標> ① 年1回
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">5</td> <td style="width: 15%;">3</td> <td style="width: 15%;">2</td> <td style="width: 15%;">2</td> <td style="width: 15%;">-</td> </tr> </table> 国民保護計画の推進  【危機管理室】	5	3	2	2	-	東大阪市域において、武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるよう体制を整備する。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<指標> ① 東大阪市国民保護計画の修正回数 ② 東大阪市国民保護措置実施マニュアルの完成率  <目標> ① 年1回 ② 100%
5	3	2	2	-							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">5</td> <td style="width: 15%;">3</td> <td style="width: 15%;">2</td> <td style="width: 15%;">5</td> <td style="width: 15%;">-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 54  備蓄物資整備事業  【危機管理室】	5	3	2	5	-	被災した市民に、災害用の備蓄物資や避難所での安心・安全な環境を提供するための資機材の備蓄整備を行う。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">⇒</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<指標> ① 備蓄物資目標量達成率 (物資備蓄量/大阪府被害想定備蓄目標量) ② 避難所における投光機・障害者用トイレ等、緊急必要備品整備率  <目標> ① 100% ② 73%
5	3	2	5	-							
事業実施年度	⇒	21	22								

### 第3節 自主防災の促進

市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織が連携して防災活動ができる地域ぐるみの防災体制を推進します。

#### 施策の体系



#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">5</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 53 自主防災組織育成事業 【危機管理室】	5	3	3	2	-	地域の防災力を一層向上させるため、自主防災組織の育成・指導に努める。	<指標> ① 45校区の自主防災組織活動率 ② 自主防災組織連絡会議開催回数 <目標> ① 100% ② 年1回
5	3	3	2	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						



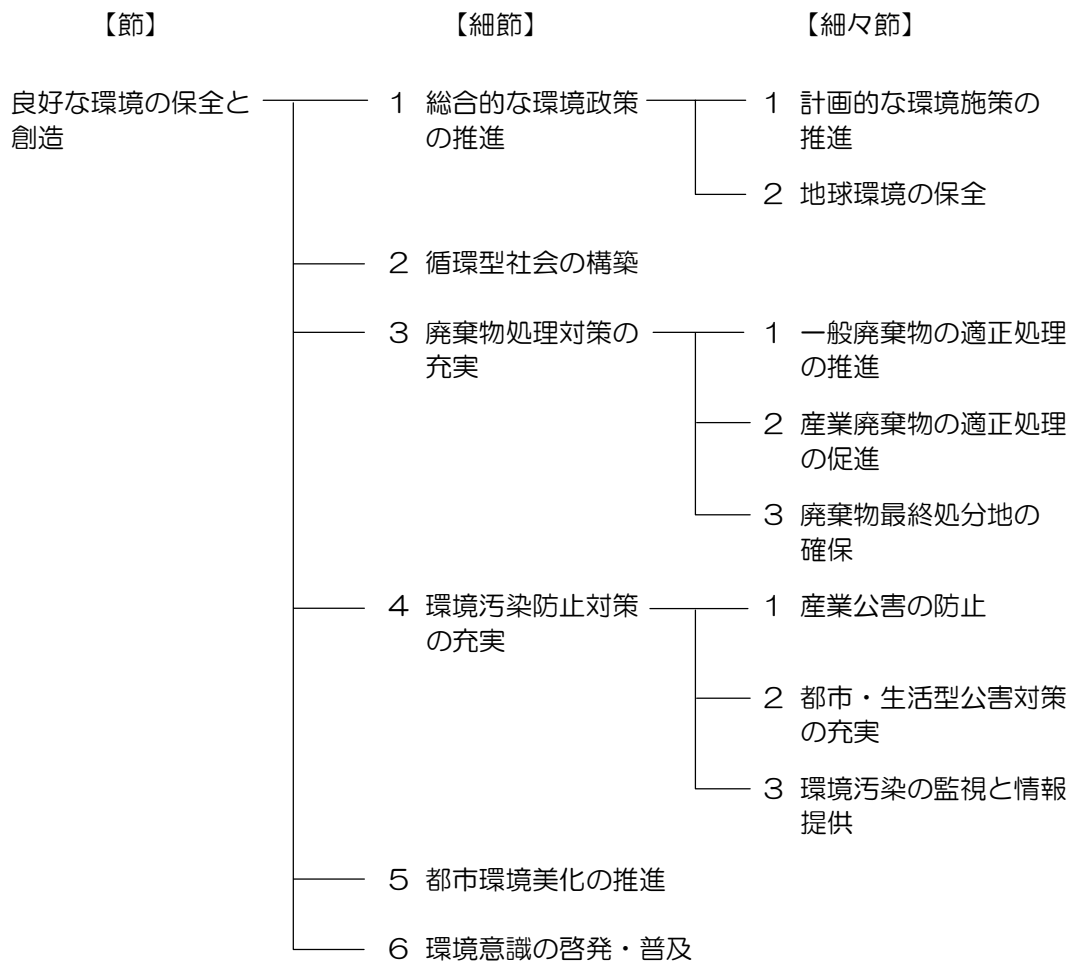
## 第4章 暮らしを支える環境づくり

### 第1節 良好な環境の保全と創造

市民が健康で安全に暮らすことができるため、総合的かつ計画的な環境政策を推進し、廃棄物の減量化・資源化により循環型社会の構築をめざすとともに、都市環境の美化に努めます。

また、生活環境保全のための各種公害に対する指導、監視の徹底を図ります。

#### 施策の体系



主な事業計画

事業名 【担当所属】		事業内容	実施計画期間中の目標
5	4 1 - -	<p>東大阪市地球温暖化対策実行計画を見直すとともに、市民、事業者と協働で、環境家計簿や環境マネジメントシステムの普及促進、ポスターコンクール、打ち水活動などを実施する。</p>	<p>東大阪市地球温暖化対策実行計画の見直し (平成21年度)</p> <p>&lt;指標&gt; ① 環境家計簿事業等に 参加した延べ人数</p> <p>&lt;目標&gt; ① 7,400人</p>
<p>マニフェスト No. 103</p> <p>温暖化防止啓発事業  【環境企画課】</p>			
5	4 1 1 -	<p>一括購入にかかるグリーン購入法対象物品の適合率100%を達成し(平成20年度99%)、一括購入対象物品の拡大も視野に、より一層の環境配慮、経費削減に留意した一括購入を定期的実施する。</p>	<p>&lt;指標&gt; ① 一括購入にかかるグリーン購入法適合物品の適合率(一括購入における、グリーン購入法適合物品数/グリーン購入法対象物品数)</p> <p>&lt;目標&gt; ① 100%</p>
<p>マニフェスト No. 5</p> <p>グリーン購入法に基づき事務用品等を一括購入  【調度課】</p>			
5	4 1 1 1	<p>東大阪市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定する。</p>	<p>環境基本計画の策定 (平成22年度)</p>
<p>環境基本計画策定事業  【環境企画課】</p>			
5	4 1 1 2	<p>東大阪市豊かな環境創造基金を、地球環境への負荷の低減や地域環境の改善など、豊かな環境を創造する事業を推進するために活用する。</p>	<p>&lt;指標&gt; ① 補助金交付件数</p> <p>&lt;目標&gt; ① 20件</p>
<p>マニフェスト No. 104</p> <p>東大阪市豊かな環境創造基金活用事業  【環境企画課】</p>			
5	4 1 1 2	<p>東大阪市地球温暖化対策実行計画に沿った学校園活動を推進する。児童・生徒へは副読本、環境家計簿等を使用し、環境問題に関心を持たせ意欲と実践力の向上を図る。教員には環境教育研修を実施する。</p> <p>《再掲 2部4章2節》</p>	<p>&lt;指標&gt; ① 環境教育副読本の活用率 ② 全学校園の環境家計簿実施率</p> <p>&lt;目標&gt; ① 100% ② 100%</p>
<p>マニフェスト No. 33・105</p> <p>環境教育の推進  【学校教育推進室】</p>			
		事業実施年度 ⇒ 21 22	

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table> マニフェスト No. 34 エコスクールの推進 【施設整備課】	5	4	1	1	2	東大阪市地球温暖化対策実行計画に沿って、学校園の光熱水費節減に努める。ヒートアイランド対策として、校庭・園庭芝生化の啓発と学校増改築時に屋上緑化に取り組む。	<指標> ① 年間電気・ガス・水道使用料削減率（対平成19年度比） <目標> ① 95%
5	4	1	1	2			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 108 ごみ減量推進事業 【循環社会推進課】	5	4	1	2	-	プラスチック製容器包装やペットボトルの分別収集、古紙類の集団回収の奨励などによるごみの減量とリサイクルを促進するとともに、循環型社会の構築を図る。 一般廃棄物処理基本計画の中間目標年度となる平成22年度に向け、社会情勢や法体系の変化を受け、計画の見直しを進める。	一般廃棄物処理基本計画を策定（平成22年度） <指標> ① 集団回収による古紙類の回収量の計画達成率 ② プラスチック製容器包装の収集量の計画達成率 <目標> ① 100% ② 100%
5	4	1	2	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> </table> グリーンリサイクル事業 【みどり対策課】	5	4	1	2	-	街路樹等の剪定枝等をチップ化し、堆肥やマルチング材として再利用することにより、大気汚染の防止、二酸化炭素の放出を抑制し、環境改善を図る。	<指標> ① 処理量 <目標> ① 240m <sup>3</sup>
5	4	1	2	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>-</td> </tr> </table> 大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設事業（フェニックス） 【東大阪都市清掃施設組合】	5	4	1	3	-	「大阪湾圏広域処分場整備基本計画」に参画し、焼却灰及びびいじんの最終処分場を確保する。	神戸沖処分場及び大阪沖処分場の建設・整備を促進する。
5	4	1	3	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </table> 第一工場基幹的整備事業 【東大阪都市清掃施設組合】	5	4	1	3	1	現在の焼却炉の焼却能力を維持するため、整備を進める。	焼却能力の維持のための整備
5	4	1	3	1			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						

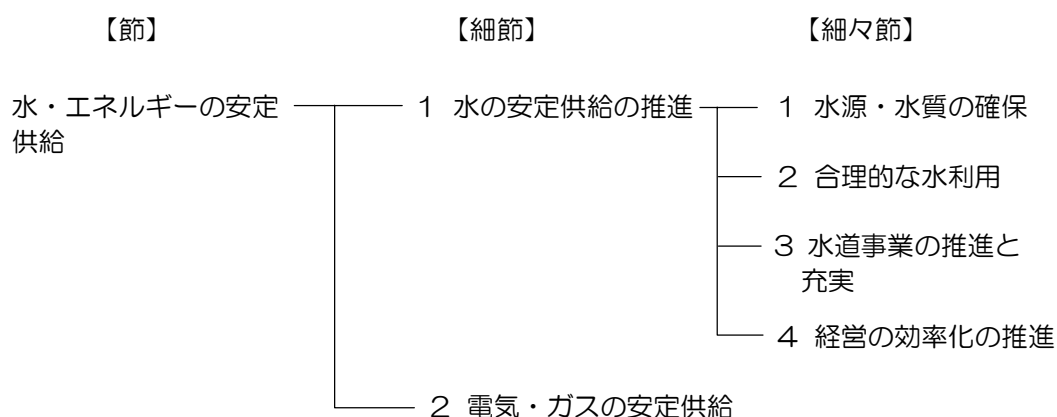
事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
5 4 1 3 1 第二工場基幹の整備事業 【東大阪都市清掃施設組合】	平成26年竣工を目途に現在進捗している新炉建設まで現在の焼却炉の焼却能力を維持するため、整備を進める。	焼却能力の維持のための整備
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5 4 1 3 1 一般廃棄物処理基本計画策定事業 【東大阪都市清掃施設組合】	一般廃棄物処理基本計画の中間目標年度となる平成22年度において、東大阪市、大東市の社会情勢、法体系の変化を受け、施設組合においても、計画を見直す。	一般廃棄物処理基本計画を策定（平成22年度）
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5 4 1 3 1 新工場建設関連事業 【東大阪都市清掃施設組合】	老朽化した焼却炉の建替事業として、平成23年度着工、平成26年度竣工を目途に第2工場の建て替えを行う。	平成26年度竣工をめざし、準備を進める。
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5 4 1 3 1 清掃運搬施設等（重機）整備事業 【東大阪都市清掃施設組合】	焼却工場に搬入されるごみを選別し、中間処理を円滑にするための重機の老朽化等に伴い、更新を図る。	耐用年数等を勘案しながら、計画的な更新を図る。
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5 4 1 3 1 その他プラスチック受け入れ設備整備事業 【東大阪都市清掃施設組合】	分別収集の地域拡大による処理量の増加に対応するため、施設の整備を行う。	平成21年度 整備完了予定
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5 4 1 3 1 ペットボトル選別減容設備整備事業 【東大阪都市清掃施設組合】	分別収集の地域拡大による処理量の増加に対応するため、施設の整備を行う。	平成22年度 整備完了予定
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標
5   4   1   3   1 粗大ごみ置場改修事業 【東大阪都市清掃施設組合】	新工場建設に伴い、現在の缶びん集積場が建設用地内となるため、缶びん集積場を現在の粗大ごみ集積場に移設するための整備を行う。	平成22年度 整備完了予定
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   4   1   3   1 清掃車両整備事業 【循環社会推進課】 【環境事業課】 【美化推進課】	家庭ごみ、資源化物、不法投棄されたごみ等の収集・運搬作業の円滑化を図るため、清掃車両を計画的に更新する。	耐用年数等を勘案しながら、計画的な更新を図る。
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   4   1   3   2 産業廃棄物対策事業 【産業廃棄物対策課】	産業廃棄物排出事業者及び処理業者への定期的な立入による監視指導等を行い、産業廃棄物の不適正な処理を予防する。	<指標> ① 立入件数  <目標> ① 230件
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   4   1   4   1 公害対策事業 (産業公害の防止) 【公害対策課】	市民の生活環境を保全するため、規制・指導及び苦情処理並びに啓発を行うことにより、公害の防止を図る。	<指標> ① 検査合格率 ② 苦情解決率  <目標> ① 100% ② 80%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   4   1   4   3 公害対策事業 (環境監視) 【公害対策課】	大気汚染(有害大気・ダイオキシン類を含む)、河川の水質汚濁(ダイオキシン類を含む)、環境騒音等の状況の把握及び周知を図る。	<指標> ① 大気汚染有効測定率  <目標> ① 98.5%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	
5   4   1   5   - マニフェスト No. 40 まちの美化推進事業 【美化推進課】	不法投棄や散乱ごみ等をなくすとともに市民の美化意識を高める。	<指標> ① 不法投棄処理件数 ② 地域清掃実施率  <目標> ① 2,800件 ② 87%
	事業実施年度 ⇒ 21 22	

## 第2節 水・エネルギーの安定供給

多様化する市民ニーズに対応できる総合的な水道システムの構築を図るとともに、電気、ガスについても防災対応が可能な安定供給を促進します。

### 施策の体系



### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr><td>5</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>-</td></tr> </table> マニフェスト No. 117 上下水道庁舎の再検討 【経営企画室】	5	4	2	1	-	上下水道庁舎の方向性を決定する。 事業実施年度 → 21 22	上下水道庁舎整備について検討を行う。
5	4	2	1	-			
<table border="1"> <tr><td>5</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td></tr> </table> 水道施設整備事業 【施設整備課】	5	4	2	1	3	震災等災害に強い水道施設及び経年施設の更新整備を行い、「安心できる水道」を維持し、ライフラインの強化に努める。 《再掲 5部3章1節》 事業実施年度 → 21 22	<指標> ① 配水池耐震施設率 ② 管路の耐震化率 <目標> ① 38.1% ② 8.1%
5	4	2	1	3			
<table border="1"> <tr><td>5</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td></tr> </table> 水道管路情報システム構築事業 【施設整備課】	5	4	2	1	3	市民生活を支える上で不可欠なライフラインである水道サービスの充実を図るため、業務の高度化・高速化を支える情報源としてのシステム構築を行う。 事業実施年度 → 21 22	<指標> ① 水道管路情報の高水準化 ② 給水原簿等の電子化率 <目標> ① 75.0% ② 75.0%
5	4	2	1	3			

### 第3節 下水道の整備と保全

水洗化の促進、水質汚濁の防止や浸水緩和など市民の生活環境改善を図るため、下水道の整備に努めます。

#### 施策の体系

【節】	【細節】	【細々節】
下水道の整備と保全	1 公共下水道事業の推進	
	2 流域下水道事業の促進	
	3 雨水排水対策の推進	
	4 下水道機能の有効利用と維持管理の推進	

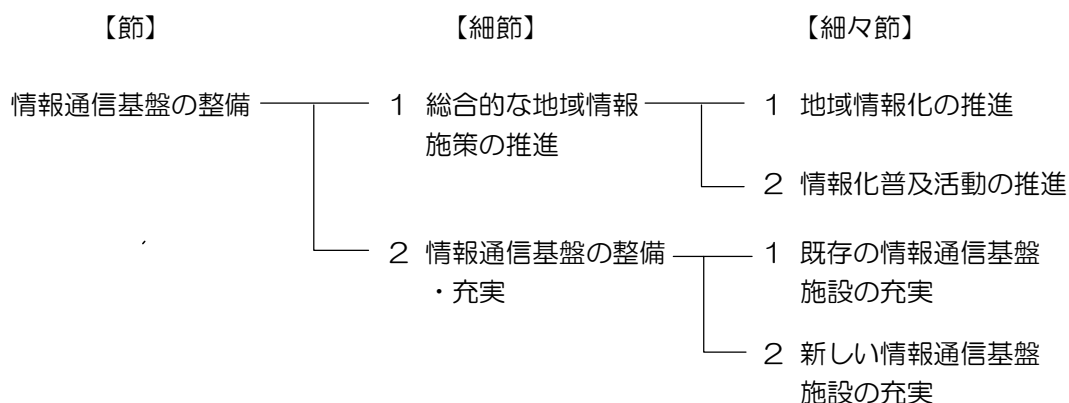
#### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 57 公共下水道事業 【計画課】	5	4	3	1	-	汚水整備の早期完了に向けて整備を進めるとともに、浸水発生地区を中心に雨水整備を進める。また、水洗化の促進、水質汚濁の防止に取り組む。	<指標> ① 整備面積率 (年度末整備面積/計画面積) ② 増補管整備率 (施工済延長/計画延長) <目標> ① 100% ② 78%
5	4	3	1	-			
<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> </table> 流域下水道事業 【計画課】	5	4	3	2	-	大阪湾流域別下水道整備総合計画に基づき整備を進めるとともに、雨水増補幹線の整備及び水環境の保全と創出を図る。	増補管などの浸水対策や高度処理などの水質保全への対応施設について、早期に整備促進を図る。
5	4	3	2	-			
	事業実施年度 ⇒ 21 22						
	事業実施年度 ⇒ 21 22						

## 第4節 情報通信基盤の整備

IT（情報通信技術）化社会に対応するため、総合的な地域情報化施策を推進し、情報通信基盤の整備・充実に努めます。

### 施策の体系



### 主な事業計画

事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標					
<table border="1"> <tr> <td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>-</td><td>-</td> </tr> </table> マニフェスト No. 58 防災情報システムの整備 【危機管理室】	5	4	4	-	-	災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、速やかに防災体制を確立すると共に、市民への早期避難等の情報提供や災害救助救出活動を実施するための情報システムを整備する。 《 再掲 5部3章2節 》	<指標> ① 各年度の防災情報システム整備計画の達成率 <目標> ① 100%
5	4	4	-	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							
<table border="1"> <tr> <td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>-</td><td>-</td> </tr> </table> 情報化推進計画Ⅱ 【情報化推進室】	5	4	4	-	-	利便・効率・活力を実感できる電子市役所の実現をめざす。	<指標> ① 全事務事業のうちITを利活用した業務の割合 <目標> ① 40%
5	4	4	-	-			
事業実施年度 ⇒ 21 22							



事業名 【担当所属】	事業内容	実施計画期間中の目標									
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">5</td> <td style="width: 15%;">4</td> <td style="width: 15%;">4</td> <td style="width: 15%;">1</td> <td style="width: 15%;">1</td> </tr> </table> 公開型地図情報システム  【情報化推進室】	5	4	4	1	1	市域の地図に防災、教育、福祉、経済など各所属が持っている様々な行政情報を市ホームページ等で市民に公開し、市民の利便性の向上を図る。  <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%;">⇒</td> <td style="width: 15%;">21</td> <td style="width: 15%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<指標> ① 市民が市のホームページを利用する回数のうち、地図システムを利用する回数の割合  <目標> ① 20%
5	4	4	1	1							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">5</td> <td style="width: 15%;">4</td> <td style="width: 15%;">4</td> <td style="width: 15%;">1</td> <td style="width: 15%;">1</td> </tr> </table> オンライン申請システム  【情報化推進室】	5	4	4	1	1	時間に関係なく、さらには出向がなくても行政サービスを利用できるという電子市役所の窓口となるポータルサイトを開設する。  <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%;">⇒</td> <td style="width: 15%;">21</td> <td style="width: 15%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<指標> ① 申請・届出総数のうち電子申請ができるものの数の割合 ② オンライン化された行政手続きのうち、市民が利用する手続きの割合  <目標> ① 60% ② 50%
5	4	4	1	1							
事業実施年度	⇒	21	22								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">5</td> <td style="width: 15%;">4</td> <td style="width: 15%;">4</td> <td style="width: 15%;">1</td> <td style="width: 15%;">2</td> </tr> </table> 市政情報番組提供事業  【広報課】	5	4	4	1	2	東大阪ケーブルテレビのコミュニティチャンネルを利用して東大阪市広報番組「虹色ねっとわーく」を放映する。月曜日から金曜日は、30分構成番組で1日5回放映する。また土・日曜日は、50分構成番組で1日4回放映する。  《 再掲 1部3章3節 》  <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業実施年度</td> <td style="width: 10%;">⇒</td> <td style="width: 15%;">21</td> <td style="width: 15%;">22</td> </tr> </table>	事業実施年度	⇒	21	22	<指標> ① 週に1回以上視聴している市民の割合  <目標> ① 70%
5	4	4	1	2							
事業実施年度	⇒	21	22								

## 第4編 地 域 別 計 画

### 地域別計画の目標

- ・地域の個性が発揮できる将来の展望を示し、これを実現することによって、全市的にバランスのとれた、きめ細かな特色あるまちづくりを進めます。
- ・市民が地域に関心を持ち、身近な生活環境を見直すことにより、市民自らが地域をつくり育てる活動を行う契機となり、一層の地域活動を促進します。

### 地域別計画の推進にあたって

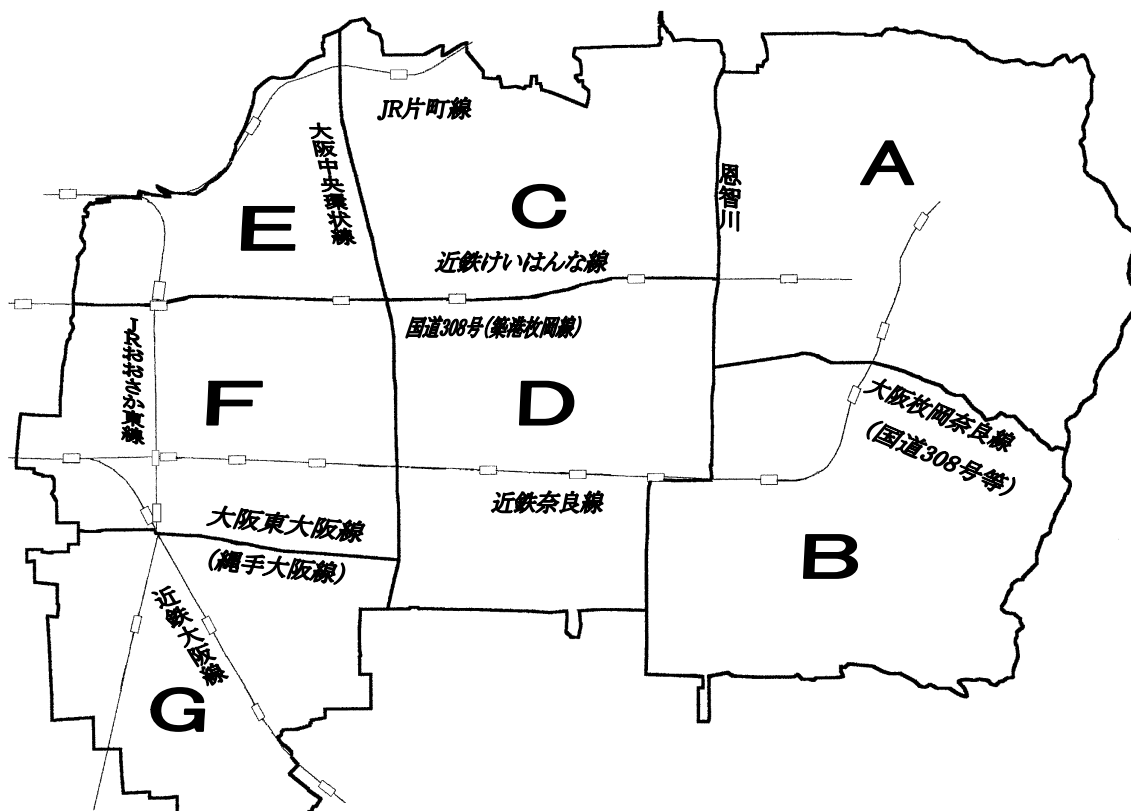
- ・市民の主体的なまちづくり活動を充実、強化するための施策に取り組み、リージョンセンター企画運営委員会や自治会など地域のまちづくり団体との連携を深め、地域が一体となったまちづくりを進めます。
- ・地域のまちづくり活動の活性化に努め、市民と行政の協働で地域別計画の推進を図ります。

### 地域別計画の構成

- ・各地域の整備の基本方向を示すとともに、部門別計画に掲載された主な事業計画などを、地域別にとりまとめて表します。

### 地域区分

- ・地域の東西の分割境界線は、恩智川及び大阪中央環状線
- ・地域の南北の分割境界線は、恩智川以東は大阪枚岡奈良線・国道308号等、恩智川以西は国道308号（築港枚岡線）、大阪中央環状線以西は大阪東大阪線（繩手大阪線）・国道308号（築港枚岡線）



## A 地 域

### 整備の基本方向

みどり豊かな生駒山系の自然環境や歴史・文化遺産などの保全と活用に努めるとともに、下水道、道路などの生活に身近な生活基盤を整備し、快適性と利便性の高い良好な住環境を形成する。

区 分	計 画 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が主体となったまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民によるまちづくりの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり活動助成事業</li> <li>・リージョンセンター公民協働事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民文化を育むまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史・文化遺産の保全と活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧河澄家整備活用事業</li> </ul> </li> <li>○ 義務教育の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上対策学校支援事業</li> <li>・学校施設耐震化事業</li> <li>・収容対策事業（石切小・枚岡西小）</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康と市民福祉のまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者介護制度の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業</li> </ul> </li> <li>○ 社会参加の促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業支援の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業融資事業</li> </ul> </li> <li>○ 商業・業務機能の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大阪市商業振興ビジョン策定事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全で住みよいまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ うるおい環境の創造                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林ボランティア育成事業</li> </ul> </li> <li>○ 道路網の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・石切西26号線道路整備事業</li> </ul> </li> <li>○ 防災都市づくりの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう耐震調査事業</li> <li>・河川改修事業（大川）</li> </ul> </li> <li>○ 防災体制の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署所移転・建替え事業（日下方面出張所）</li> </ul> </li> <li>○ 下水道の整備と保全                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道事業</li> </ul> </li> </ul>

## B 地 域

### 整備の基本方向

生駒山系の自然と豊かな歴史・文化遺産を活かした地域整備とともに、瓢箪山駅周辺の地域拠点の形成、都市基盤整備などにより、自然のうるおいと歴史・文化・レクリエーション機能に恵まれた快適な住環境整備を進める。

区 分	計 画 内 容
● 市民が主体となったまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民によるまちづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり活動助成事業</li> <li>・リージョンセンター公民協働事業</li> </ul> </li> </ul>
● 市民文化を育むまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史・文化遺産の保全と活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・河内寺廃寺跡史跡公園整備事業</li> </ul> </li> <li>○ 義務教育の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上対策学校支援事業</li> <li>・学校施設耐震化事業</li> </ul> </li> </ul>
● 健康と市民福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て支援の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センター整備事業</li> </ul> </li> <li>○ 高齢者介護制度の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業</li> </ul> </li> <li>○ 社会参加の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業</li> </ul> </li> </ul>
● 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業支援の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業融資事業</li> </ul> </li> <li>○ 商業・業務機能の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大阪市商業振興ビジョン策定事業</li> </ul> </li> </ul>
● 安全で住みよいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ うるおい環境の創造               <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林ボランティア育成事業</li> </ul> </li> <li>○ 公共交通の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄奈良線連続立体交差事業</li> </ul> </li> <li>○ 防災都市づくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう耐震調査事業</li> </ul> </li> <li>○ 下水道の整備と保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道事業</li> </ul> </li> </ul>

## C 地 域

### 整備の基本方向

文化・スポーツ・商業・業務などの機能をそなえた広域交流拠点を目指す新都心整備を進めるとともに都市基盤や交通体系の整備、歴史遺産の活用などにより、高次諸機能の集積を図る。これにより、人・モノ・情報が集まる豊かな利便性の高い都市拠点を形成する。

区 分	計 画 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が主体となったまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民によるまちづくりの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり活動助成事業</li> <li>・リージョンセンター公民協働事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民文化を育むまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義務教育の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上対策学校支援事業</li> <li>・学校施設耐震化事業</li> <li>・収容対策事業（成和小・北宮小・盾津中）</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康と市民福祉のまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者介護制度の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業</li> </ul> </li> <li>○ 社会参加の促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業支援の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業融資事業</li> </ul> </li> <li>○ 商業・業務機能の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大阪市商業振興ビジョン策定事業</li> </ul> </li> <li>○ 農業の振興                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・五個水路改修事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全で住みよいまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災都市づくりの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう耐震調査事業</li> <li>・流域貯留浸透事業（弥栄小）</li> </ul> </li> </ul>

## D 地 域

### 整備の基本方向

総合公園である花園中央公園の整備促進や近鉄奈良線の連続立体交差化および駅周辺整備などの都市基盤の整備に努め、緑やオープンスペース、地域の特色を活かした活気とうるおいのある居住地域への発展を進める。

区 分	計 画 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が主体となったまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民によるまちづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり活動助成事業</li> <li>・リージョンセンター公民協働事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民文化を育むまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義務教育の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上対策学校支援事業</li> <li>・学校施設耐震化事業</li> <li>・収容対策事業（英田北小）</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康と市民福祉のまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者介護制度の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業</li> </ul> </li> <li>○ 社会参加の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業支援の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業融資事業</li> </ul> </li> <li>○ 商業・業務機能の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大阪市商業振興ビジョン策定事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全で住みよいまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ うるおい環境の創造               <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園整備事業（花園中央公園）</li> </ul> </li> <li>○ 良好な住まいづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅整備事業（荒本地区）</li> <li>・若江・岩田・瓜生堂地区密集住宅市街地整備促進事業</li> </ul> </li> <li>○ 公共交通の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄奈良線連続立体交差事業</li> </ul> </li> <li>○ 防災都市づくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう耐震調査事業</li> <li>・流域貯留浸透事業（花園北小、英田北小）</li> </ul> </li> </ul>

## E 地 域

### 整備の基本方向

商業・業務機能の拡充に努め、本市の拠点となる新都心整備を進めるとともに、住環境の整備や交通体系の整備などを図り、利便性が高く、安全で活気のある地域を形成する。

区 分	計 画 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が主体となったまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民によるまちづくりの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり活動助成事業</li> <li>・リージョンセンター公民協働事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民文化を育むまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義務教育の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上対策学校支援事業</li> <li>・学校施設耐震化事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康と市民福祉のまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉のまちづくりの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道駅舎エレベーター整備補助事業 (徳庵駅)</li> </ul> </li> <li>○ 高齢者介護制度の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業</li> </ul> </li> <li>○ 社会参加の促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業支援の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業融資事業</li> </ul> </li> <li>○ 商業・業務機能の充実                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大阪市商業振興ビジョン策定事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全で住みよいまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ うるおい環境の創造                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園整備事業(布施公園)</li> </ul> </li> <li>○ 都市交通環境の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・徳庵駅エレベーター設置事業</li> </ul> </li> <li>○ 道路網の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・長瀬川沿道整備事業</li> <li>・玉串川跡地道路整備事業</li> </ul> </li> <li>○ 防災都市づくりの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう耐震調査事業</li> </ul> </li> <li>○ 下水道の整備と保全                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水排水対策</li> </ul> </li> </ul>



## F 地 域

### 整備の基本方向

本市の中心商業地にふさわしい近代的商業・業務地区の形成を図るため、土地の高度利用などにより高次機能の集積を促進する。また、モノづくりのまちや学園都市としての魅力を活かした、にぎわいと活気のある東大阪市の中心商業・業務地にふさわしい、まちづくりを進める。

区 分	計 画 内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が主体となったまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民によるまちづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域まちづくり活動助成事業</li> <li>・リージョンセンター公民協働事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民文化を育むまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 義務教育の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力向上対策学校支援事業</li> <li>・学校施設耐震化事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康と市民福祉のまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者介護制度の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター運営事業</li> </ul> </li> <li>○ 社会参加の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中小企業支援の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業融資事業</li> </ul> </li> <li>○ 商業・業務機能の充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大阪市商業振興ビジョン策定事業</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安全で住みよいまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 良好な住まいづくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅整備事業（高井田住宅）</li> </ul> </li> <li>○ 都市交通環境の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前広場整備事業（俊徳道駅・永和駅）</li> </ul> </li> <li>○ 道路網の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・街路整備事業（渋川放出線、足代四条線、小阪稲田線）</li> <li>・長瀬川沿道整備事業</li> </ul> </li> <li>○ 防災都市づくりの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう耐震調査事業</li> </ul> </li> <li>○ 下水道の整備と保全               <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水排水対策</li> </ul> </li> </ul>

## G 地 域

### 整備の基本方向

道路などの都市基盤整備を進め、安全な市街地の形成に努めるとともに、連続立体交差化の促進により、文教的雰囲気を活かした安全で快適な活気のあるまちづくりを進める。

区 分	計 画 内 容
● 市民が主体となったまちづくり	○ 市民によるまちづくりの推進 ・地域まちづくり活動助成事業 ・リージョンセンター公民協働事業
● 市民文化を育むまちづくり	○ 義務教育の充実 ・学力向上対策学校支援事業 ・学校施設耐震化事業
● 健康と市民福祉のまちづくり	○ 高齢者介護制度の充実 ・地域包括支援センター運営事業 ○ 社会参加の促進 ・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業
● 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり	○ 中小企業支援の充実 ・中小企業融資事業 ○ 商業・業務機能の充実 ・東大阪市商業振興ビジョン策定事業
● 安全で住みよいまちづくり	○ 良好な住まいづくりの推進 ・市営住宅整備事業（北蛇草地区） ○ 公共交通の充実 ・大阪外環状線連続立体交差事業 ○ 道路網の整備 ・街路整備事業（大阪金岡線、太平寺上小阪線） ○ 防災都市づくりの推進 ・橋りょう耐震調査事業 ○ 下水道の整備と保全 ・雨水排水対策



ナガビーのまち  
東大阪



古紙配合率100%再生紙を使用しています。